第六十一回国会 参議院社会労働委員会会議録第十四号

昭和四十四年四月十五日（火曜日）
午後一時三十分開会

委員の異動
四日十一日
辞任　上田　哲君　補欠選任　藤田　進君

出席者は左のとおり。
委員長　吉田忠三郎君
理事　上原　正吉君　鹿島　俊雄君　大橋　和孝君　上林繁次郎君
委員　黒木　利克君　高田　浩運君　徳永　正利君　山下　春江君　山本　杉君　横山　フク君　小野　明君　渋谷　邦彦君　中沢伊登子君
国務大臣　厚生大臣　斎藤　昇君
政府委員　厚生省環境衛生局長　金光　克己君
事務局側　常任委員会専門員　中原　武夫君
説明員　大蔵省主計局主計官　辻　敬一君　厚生大臣官房国立公園部長　広瀬　治郎君

本日の会議に付した案件
○自然公園法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員長（吉田忠三郎君）　ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十一日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として藤田進君が選任されました。

○委員長（吉田忠三郎君）　自然公園法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑を行ないます。御質疑のある方の発言を求めます。

○上林繁次郎君　まず質問に入る前にちょっと確認をしておきたいのですが、最近委員会軽視とかいうようなことが特に言われております。そういう中で特に私感ずるのですけれども、社労に対して各官庁の、大臣にしてもそれにかわる責任者にしても、何となく軽視をしているのじゃないかというような感じがするわけです。そこで、特に大蔵省のほうへ聞いてみたいのですが、大蔵省は特にそういうような感じがするわけですが、どうですか、そんなことはありませんか。

○説明員（辻敬一君）　私どもが社会労働委員会を軽視しているようなことは毛頭ございません。きょうは衆議院の大蔵委員会と衆議院の決算委員会とがございまして、担当の政府委員がそちらのほうに出席いたしておりますので、申しわけございませんが、私がかわって出席いたしているような次第でございます。

○上林繁次郎君　それじゃ、きょう主計官がおいでになった、それに対して私の質問、どういうような質問の内容であるかということはおわかりになっていますか。

○説明員（辻敬一君）　予算問題につきまして御質疑があるように承っております。

○上林繁次郎君　内容についてはよくわからないわけですね。

○説明員（辻敬一君）　内容につきましては、詳細まだ承知いたしておりません。

○上林繁次郎君　それじゃ私はまずいと思うのですね。少なくともあなたがここに出られるということは、どれだけかの責任を持って出てきているわけです。そういう立場で何も内容がわからないということでは、聞いても明確な答弁はできない。ほんとうに責任を持ってここに出てこられるならば、事前に上林の質問に対してはこの程度までは答えられるのだという、そういう線を私は出してきてしかるべきじゃないか。ここに出てきて、それはわからないからまた聞いてからお答えしましょうという態度では、ものの用に立たないということが言えるわけです。そういうことでは私は困ると思う。非常にそういう点からいって、最初に申し上げたように、委員会を軽視しているのじゃないかということは、あなたのいまの発言の中からもそういったことがうかがえるわけです。ほんとうに責任を持って答えていこうというならば、そのくらいのことは事前に知っておいて、この辺まで答えられるというくらいのことは協議しておくべきである、こう私は言いたいわけです。そういう考え方でおりますので、そういったことを含んだ上でひとつ答えてもらいたい、こう思います。

質問に入ります。

昭和四十三年四月に自然公園制度の基本的方策に関する答申、こういうものが出ましたね。これに基づきまして、今日までそれがどのように実現されてきたかという問題、こういった点から聞いてみたいと思うのです。基本的な問題ですから大臣に。

○国務大臣（斎藤昇君）　昨年の四月でしたか、自然公園制度の基本的方策についての答申をいただきました。それに基づきまして予算の面におきましても、本年度第一歩を踏み出したようなわけでございますが、この自然公園――国定公園、国立公園等についてはまだ伸ばすべき場所がある、その場所についてはできるだけ今後指定を進めていくようにという方針につきましても、すでに相当国定公園あるいは国立公園の新しい指定また地域の拡張等もやっておりますが、今後ますます進めたいと思いまして、基本的な基礎調査をいまどんどんと進めておるわけでございます。

さらに、国定公園、国立公園の中には民有地が相当ある。そうして、その民有地が、今後の経済の発展に伴って、必ずしも自然の環境を保護するという状態にない場所もある。そういうものについてはできるだけ国で買い取って保全をするように、また、どうしてもやむを得ない場所については、自然の保護というものと、経済の発展のために利用しなければならないということとはよく区別をしてやるようにという点につきましても、そういう方針に沿ってやってやってまいりたいと思います。

なお、公園内の施設等につきましても、まだ十分ではないので、そういった施設を完備をして、国立公園、国定公園に参って自然を楽しむということのできるように施設をもっと進めるべきだ、これもさようにしまして、若干でありますが、本年度も幾らか予算を増してもらったというような状況でございます。

○上林繁次郎君　ある程度のことはわかりましたけれども、たいしたことが行なわれてなかったと

いうことだけは言えるわけですね、答申があってから。今後の問題になってくると思うのですけれども、今後の問題、国立公園、国定公園に対して総合的に今後どのような計画、長期的な――こういうものはあるのかないのかという問題。その点はどうでしょう。

○国務大臣（斎藤昇君）　具体的計画につきましては公園部長からお答えをいたさせますが、今後の考え方といたしましては、今日もうすでにそうでありますけれども、日本の産業の発展によって自然が非常におかされてまいっております。同時に都会等に住む人たちにいたしましても、一例をあげれば、あらゆる公害に悩むというような次第でございます。できるだけそういった自然と親しみ、そこで心身ともに健康を保持し、また精神を休めるという施策が必要だろう、そういう線に沿いまして、今後自然公園というものをますます重視をしていかなきゃならない。私は、答申の根本精神も、ねらいはそこにあると思いまするし、その考え方に沿って大いに力を入れてまいりたいと、かように思います。

○上林繁次郎君　厚生省の国立公園計画というものが昭和二十六年に立てられましたが、昨年四十三年までにその二十六年に立てられた計画の二五％程度しか進められていないという現状であるわけですね。こういうような進み方ですと、当時、この二十六年にこれを立てたときには大いに自然の保護、そういう面から強力にこれを進めていこうと、こういうような考えのもとにこの計画が打ち立てられたと思うんです。いまその計画が立てられてから二十年になんなんとしておるその長い期間に、たったその計画の二五％程度しか行なわれておらないということは、これは非常にさびしいわけですね、ほんとうにできるかどうか、大臣はやるつもりでいらっしゃるかもしれないけれども、いままでの経過からして非常に疑われるわけです。こういう状態は、ちょうど百年河清を待つ、これにひとしいような状態ではないか、こう思うんですが、その辺の決意のほどと申しますか、いままでのような状態ではどうにもならぬわけですから、その辺のところをひとつお答え願いたいと思います。

○国務大臣（斎藤昇君）　二十年前に立てられた計画がまだ遅々として進んでおらぬということにつきましては責任を感じておりますが、たとえば公害問題と同じように、十年前あたりからやかましくなってきて、やっと最近その緒につき、そしてまさに進もうとしている。それはやはり時代の要請を反映をして国会の皆さま方の御意見はもちろんのこと、一般の国民全体がそれを要望してきた、みんなにかわってきたというのが、やっとここ最近じゃないかと思います。そういう国民の全体の声を背景にいたしまして、今後やるのに非常にやりよくなってきたと思います。同時に日本の経済の発展に伴って予算の面もあるいは税収の面も以前に比べて相当大きくなって、予算も、毎年一五、六％とふえた予算が組めるようになってまいりましたが、こういう状態が続いてきているということは、それだけそういう方面に国の予算も今後使用できるという基礎づくりができてまいったわけでございますので、財政の面からも、もちろん大蔵当局の考え方もありますけれども、しかし、こういうふうになってまいれば、さいふのひもゆるくなり、必要な面に出せるというのが当然であり、あらゆる面から考えて実際やり得るときを迎えてきたと、かように私は思いますので、そういう考え方で進んでまいりたいと思います。

○上林繁次郎君　当然予算の面が大きな問題になってくると思います。自然公園法なるものが設定されて、それに基づいていままでいろいろな計画がなされ、事業が推進されましたが、これは相当膨大な範囲にのぼるわけです。その中のいろいろな施設等も加味していけば当然相当な予算がかかる。いま申し上げたように、それがいままで進まなかったということは予算的な問題、予算上の問題ではなかったか、こう考えるわけですね。そこで、いま大臣がそういう積極的な姿勢を示したわけでありますから、そういった厚生省の積極的な姿勢、それに対して大蔵省のほうは今後どういうような考え方でこれに対して臨んでいくつもりですか。

○説明員（辻敬一君）　国立公園関係の施設の整備につきましては、従来から重点的に整備をはかってきたところでございます。ただいま厚生大臣も申されましたように、予算額も漸次増額されてきております。四十四年度におきましても、おおよそ前年度に対しまして一割程度、七千万程度の増額をいたしたわけでございます。今後の問題といたしましては、全体としての財源なりあるいは他の事業とのバランスもございますけれども、引き続き充実に努力してまいりたい、かように考えております。

○上林繁次郎君　増額、増額というのですけれども、私から言わせれば、そんなものは自然増であって、特に公園に対して力を入れてきたという問題ではない、こういうように言いたいわけです。去年の国の一般会計の伸び率と国立公園等の整備費の伸び率、これを比較してみますと、昭和四十三年度では、国立公園等の整備費、この伸び率が三・三％じゃないですか。国の一般会計の伸び率は一一・八％。四十四年度で公園の関係が九％、それから国の一般会計の伸び率が一五・八％。こういうふうにとても一般会計の伸び率に比べてもまるきり低いものである、こう言わざるを得ないと思うのですけれども、いまお答えがあったように、ほんとうに今後積極的に取り組んでこういった格差をなくしていくのだ、少なくとも来年度はそこまで持ってくるというけれども、そういう決意のほどというか、確信というか、そういうものを持っているのでしょうか、どうでしょうか。私もお聞きする以上、ただことばだけでもって終わったのでは質問する価値がなくなりますから、その辺のところを、いままでの例からいって、伸びた伸びたというけれども、現実に去年、今年の予算を見てもそうじゃないかと、こういうわけです。ほんとうに今後どのくらいまで伸ばしていく、まあ今後というよりもさしずめ現在の時点で、来年度はここまでというようなものを持っているのですか。

○説明員（辻敬一君）　ただいま一般会計全体の規模の増加の数字のことでお話がございましたが、御承知のように、一般会計の予算の中に国債費でございますとか、地方交付税交付金でございますとか、そういう特殊な経費もございます。したがいまして、そういう経費を除きました一般経費の増加というのは、それほど大きくないわけでございます。御承知のように、四十四年度におきましては、公共事業全体の伸びが一二％程度でございますし、官庁営繕の伸びは約五％程度でございますので、そういう他の事業の経費とのバランスも考えまして、先ほど申し上げたような予算を計上したわけでございます。

○上林繁次郎君　その辺のところを議論してもしようがないかもしれませんけれども、よそとのつり合いだということは、それは一般並みなことであって、いまおっしゃったように、特にこれから力を入れていくということにはならない、こう言いたいわけです。

そこで、次に移りますけれども、わが国の自然公園、日本の自然公園と諸外国の国立公園の予算あるいはその整備状態、こういう面でのいわゆる国際比較ですね。こういった点についてひとつわかる範囲お答え願いたいと思います。

○説明員（広瀬治郎君）　各国それぞれ国立公園制度を持っておりまして、自然の保護に重点を置いておるわけですが、私どももあまり詳細には承知しておりませんが、わかっている程度で申し上げますと、まずアメリカにおきましては、国立公園と申しましても、日本と若干形態が違っておりまして、日本の国立公園は、私有地であっても風景のよいところは国立公園に指定をするわけでございますが、アメリカでは、民有地のある場合には全部買い取りまして国有地として国立公園というふうに運営をしております。それからイギリスは、日本と同様に、私有地であってもそのまま風景のよいところは国立公園として指定をしております。

それからフランスにおきましては、利用よりもむしろ自然保護に重点を置きまして、その土地は大部分国有でございますが、公園の目的のためだけで使わせておる。一部森林の伐採等があるようでございます。そういうことで、それぞれ国立公園の基礎的な条件のあり方が違うわけでございますが、そういう意味におきまして、アメリカは予算規模そのものが違うわけでございますが、相当膨大な予算をこれに充てておるということを聞いております。各国の予算規模その他詳細は存じませんが、大ざっぱに申しましてそういう状態でございます。

○上林繁次郎君　いまアメリカの例だけをあげられましたが、日本の国土に、人口の面からいっても、広さからいっても、よく似ているベルギーだとか、イギリスだとか、ドイツだとか、そういうようなところの比較はありませんか。

○説明員(広瀬治郎君)　いまイギリスの資料は若干手元にありますので、イギリスについて申しますと、先ほど申しました土地の関係は、日本と同じように私有地もございます。それから公園の数にいたしますと、イギリスは十カ所でございます。日本は、御承知のように、国立公園が現在二十三、それから国定公園が四十、両方合わせますと六十三ということになっております。それから国土に対する公園面積の比較でございますが、日本は、七・九%が国立公園または国定公園になっております。イギリスが五・六%ということで、人口一人当たりにいたしますと、日本は人口一人に対しまして公園面積が三百平米、それからイギリスが二百平米、大体そういうことで、かなり似通った点があるわけでございます。それから他のヨーロッパの諸国は、一般的に申しまして、日本のほうは、自然の保護と同時に利用ということが同じ重さで目的になっておりますが、ヨーロッパのほうは、概して利用よりもむしろ自然の保護ということに重点が置かれているように聞いております。

○上林繁次郎君　そこで聞きたいのは、何のために国際比較ということを私が言っているかということですね。やはりそういう諸外国の例からいって、予算の問題、あるいはまたその整備状況、これが知りたいわけなんです。特に予算の面なんかはどのような規模になっておるか、そういった点が知りたいわけです。

○説明員(広瀬治郎君)　アメリカについて申しますと、国立公園の数が三十二でございますが、大体施設整備費につきまして、日本円に直しますと、おおむね三百億程度と承知しております。

○上林繁次郎君　あとは、わかりませんか。

○説明員(広瀬治郎君)　あとはちょっと承知しておりません。

○上林繁次郎君　いずれにしても、日本よりは諸外国のほうが多いように感じます。そこで、この問題にしましても、社会保障費にしても、ヨーロッパのいわゆる先進国並みに持っていこうと努力をしているわけなんですね、そこまでなかなかいかないけれども。こういう公園の問題にいたしましても、やはり国際的に日本がひけをとらないだけのそういう態勢整備、これをしていく必要があると思うのですね。そのためにはやっぱり予算というものが大きな問題になってくるわけです。そこまでとにかく持って行く努力をしていただきたい。特に大蔵省に強くそれを要望するわけなんです。大蔵省の今後この問題に対する決意のほどをひとつ述べていただきたいと思います。

○説明員(辻敬一君)　先ほど来施設整備の予算額を申し上げておりますが、そのほかに、御承知のように、融資も行なっておりまして、たとえば国民休暇村でございますとかあるいは国民宿舎の関係、いずれも公園に関係の深い施設でございますが、そういうものに対しましては融資を行なっております。四十一年から四十三年まで三カ年で、国民休暇村につきましては約十一億円、国民宿舎につきましては同じく三カ年で四十六億円というような融資も行なっております。そういうものも勘案しながら、先ほど申し上げましたように、施設の整備の充実につきましては今後とも努力してまいりたいと、かように考えております。

○上林繁次郎君　集団施設地区というのがございます。これは厚生大臣の指定によるものであります。国立公園あるいはまた国定公園の利用のための集団的な施設にあっては、具体的な施設として宿舎、駐車場、公衆便所、広場あるいは休憩所、自然教室、そういうようなことになっておるわけですけれども、こういう面のわが国における整備状況、これはどういうふうになっておりますか。

○説明員(広瀬治郎君)　まあ理想的な整備状況を一〇〇といたしますと、まあ三分の一程度でございます。

○上林繁次郎君　先ほども話がありましたように、自然を保護するという面と、それから利用という面、やはり日本の場合には利用という面が特に大きいわけですから、こういった問題が一つ一つ解決されていかなくちゃならぬというふうに思うわけです。まあお聞きしますところによると、三分の一程度であると、こういうことなんです。こういった点について、特にこれだけのということはおかしいかもしれませんけれども、まあいつごろまでに――こういったものの利用の程度が今後増大するということだけははっきりしているわけですから、こういう問題をおろそかにしておくわけにいかないわけで、それに対応するためにも施設の整備ということに対してどういう計画といいますかね、ものを持っているか、お答え願いたいのです。

○説明員(広瀬治郎君)　国立公園は、御承知のとおり、非常に広大な面積でございまして、施設の整備その他につきましてもいろいろなことをしたいわけでございますが、当面はやはり重点目標をきめまして、最も大事なところから整備をしていきたい、そういう考え方でおります。ただいまお話のありました集団施設地区、これはやはり公園事業の中心地域でございますので、こういう地区を重点的にできるだけ早く整備したいと考えておりまして、私どもといたしましては、五カ年計画を立てまして、それに基づいて逐次整備をしていきたい、そういうふうに考えております。

○上林繁次郎君　次に、清掃問題についてお尋ねしてみたいと思います。

国立公園は、とにかくすぐれた自然の風景地であるということだけは間違いない。これがその利用という立場から、最近非常に汚されておるという、これは各地どこでもそういう傾向であるということは言えると思います。そこで、こういう公園区域内の清潔保持ですね。したがって清掃の問題ということになりますが、またこれに対する取り締まり、こういうものはどのような形でいままで行なわれてきておるのかということですね。

○説明員(広瀬治郎君)　清掃の問題につきましては、ただいまお話がありましたように、国立公園の中でも、非常に人の集まる時期にはかなりごみ、その他食べかすが捨てられて非常にきたないところもあるわけでございまして、私どもは国立公園である以上、最もきれいにすべきところであるというように考えておるわけでございます。それで清掃につきましては、基本的には清掃法に基づきまして清掃を行なうべきたてまえではございますが、一方国立公園につきましては、自然公園法そのものにも規定がございまして、利用者はみだりにごみやその他の汚物を捨ててはいけないという規定がありまして、一万円以下の罰金という罰則もついておるわけでございます。また、厚生省の所管している地区につきましては、国費で清掃をするということになっておりまして、大体四十カ所程度でございますが、国や中心になりまして、それに地元の市町村なり、県あるいは近所の業者、そういうものが協力をいたしまして美化清掃組織をつくりまして清掃につとめておるわけでございます。それからまた行政指導といたしましては、国立公園の中にその利用施設といたしまして、旅館とかあるいは食堂、あるいはロープウエー、そういうものの事業認可をいたします場合には、必ずその認可条件といたしまして、その施設の中はもとより、その周辺につきましても必ず

清掃をするように義務づけて認可をしておる、こういうことで、できるだけ清掃につとめておるわけでございます。

○上林繁次郎君　清掃法の問題が出ましたけれども、清掃法第六条によりますと、清掃の結果生ずる汚物は、それが集められた状態になれば、市町村が収集処分の義務が生ずると、こういうのがあります。第七条で、市町村長は、指定する場所への運搬または処分を命ずることができる、こういうようなことがあります。これはそういうふうに規定をされておりますけれども、その責任体制といいますか、実際よごれている、そのよごれているものをどこのだれが処分するか、そういった責任体制が確立されてないんじゃないか、こう考えるのですね。その辺のところを明らかにしなければ、これはまずいじゃないか、こう思うわけなんですが、その点はどうでしょう。

○説明員(広瀬治郎君)　ただいま御指摘の点はもっともの点でございまして、清掃法と申しましても、やはり一定の場所にそれぞれ個人個人がおのおの汚物を集めてもらうということが前提であるわけでございます。したがいまして、ただいま申しましたように、国立公園といたしましても、その清掃については努力しておるわけでございますが、やはり国立公園の中を利用される利用者そのものも、ごみ等を捨てないように、やはり捨てる場合には一定のごみの捨て場に捨てるように極力指導もし、またそういう公衆道徳も涵養していきたい、そういうふうに考えております。

○上林繁次郎君　そういうふうにしていきたいと、こういうわけですね。だけれども、いま私が言っているのは、最終的な責任者というものは、これは明確じゃないじゃないかと、相手に対してはごみを捨てるなとか何とか言うけれども、捨てちゃったらどうするか、そのあとをちゃんとする体制、責任体制ができてないんじゃないか、こういうことを聞いているわけなんですがね。

○説明員(広瀬治郎君)　ただいま御指摘の点につきましては、これは法律上の問題でございませんが、先ほど申しましたように、美化清掃組織をつくりまして、そういう関係者が力を合わせて美しくするということに努力しておるわけでございます。

○上林繁次郎君　それは、力を合わせてとかなんとかいうことは非常にけっこうなことですけれども、はたしてそれができるかどうかということが疑問になってくるわけですね、そこでね、国立公園あるいはまた国定公園の管理体制という問題が一つの今後大きな問題になってくるのじゃないか、こういうふうに考えるわけです。現在のわが国における自然公園についての管理体制、それはどういうふうになっておりますか。

○説明員(広瀬治郎君)　現在国立公園の現地におきましては、専門の学門を修得しました管理員、まあ俗にレンジャーと呼んでおりますが、現地に五十五名配置されております。それからまた、きわめて重要な地点におきましては管理事務所を設けまして、所長も置き、そういう体制で管理に当たっております。現在、管理事務所の置かれておるのは四カ所でございます。

○上林繁次郎君　管理事務所が四カ所、それからレンジャーというのですか、五十五名。相当広範囲にのぼっているのですが、こういう体制では清掃の問題一つ取り上げても、これはなかなかたいへんなことなんで、こういうような体制で、はたして完全な管理ができるかどうか、こういうことが心配になってくるわけですけれども、この点はどうでしょうか。

○説明員(広瀬治郎君)　この点も御指摘のとおり、この広い国立公園の地域を完全に管理するためには相当人数が不足でございますし、また、組織もまた弱いわけでございまして、それから先ほどお話のありましたアメリカとも比較したわけでございますが、いろいろな情勢の相違は別として、大体アメリカのレンジャー一人当たりの十倍くらい持っている。逆に言えば、アメリカ並みにするためにはこの十倍くらい人が要るというような比較もございますので、私どもは、さらにこの管理体制の強化につきまして努力をしていきたいと考えております。

○上林繁次郎君　先ほどからいろいろなことを聞いてきているわけですけれども、この自然公園法の一部を改正する法律案、参考書がここにございますけれども、やはりこういう法律があるということは、この法律にのっとってだんだん理想に近づけていかなければならぬと思うわけですね。特に日本においては利用度ということがよその国に比べて非常に高くなっていく、こういう可能性は十分あるわけです。そこで、どうしてもこの自然を守るという立場からいうならば、いまおっしゃったレンジャーあるいは管理事務所、こういうものがこのままの体制ではどうにもならない。そこでやはりこういう具体的な問題を、ただ今後力を入れていきますと、大蔵省は金を少しでもよけい出していくようにしますと、こういっても、具体的な問題を一つ一つ検討した上でそれに対する計画が立てられていかなければ、これは進むものではないわけです。そこで、そのアメリカ並みに持っていくには十倍程度のレンジャーが必要なんだと、こういうことを言っているわけですが、それに近づけていくためにはどのくらいの予算がかかって、どのくらいの期間でそれをやろうというふうに考えておるのかどうかですね。

○説明員(広瀬治郎君)　先ほどまあ、アメリカの話をしたわけでございますが、これはまあ理想でございまして、なかなか一挙に理想に到達するわけにはいきませんので、現実問題といたしましては、さしあたり管理事務所を今後はやはりブロック単位程度には置きたい、それから管理員の増員につきましても、これはまあ多々ますます弁ずでございますが、単に人をふやすということだけではなしに、できるだけ機動力を持たせて、かりに定員その他の関係であまり人がふえなくても、それをカバーし得るだけの機動力をできるだけ持たせたい、その両方からできるだけ充実をしたい、そういうふうに考えております。

○上林繁次郎君　ブロック単位というお話がありましたけれども、現在、四カ所ありますが、その四カ所はどことどこで、それからそのブロック単位ということは、どの範囲を一ブロックとするかということなんですが、その点ひとつ明らかにしておいてもらいたい。

○説明員(広瀬治郎君)　現在、管理事務所のありますところは日光国立公園、それから富士箱根伊豆国立公園、それから阿蘇国立公園――これは昨年実現しました。それから本年度は阿寒国立公園、以上の四つでございます。それから今後ブロック単位と申しましたのは、必ずしも俗に言われているブロックという意味ではなしに、やはり国立公園体系から申しまして、大体全国で、七つ、八つという感じで申し上げたわけでございます。

○上林繁次郎君　ブロック体制と、こう言ったわけですよね。ですから、そんなごまかしみたいのでなく、とにかく管理事務所は足りない、だからこのブロック体制を考えておるのだということは、ふやしていくのだ、その場合には、ここととこと、ここととをふやすのだと、こういうものが考えられていなければ、これはさっぱり進まないのじゃないか。ぼく然とした状態の中で、これを進めようといったって進められるわけがないのですから、その点を私は聞いているわけなんですよ。そういう計画がないなら、ないと言ってください。あるなら、ここととこと、ここだと、それを聞いているわけです。

○説明員(広瀬治郎君)　この四つのほかに、私どもがぜひ置きたいと考えておりますところは、東北地区、それから中部地区、それから中国四国を合わせた地区、それから関東地区、大体そういうブロックを考えております。

○上林繁次郎君　しつこいようですけれども、それはどのくらいの計画で実現しようと考えているのですか。

○説明員(広瀬治郎君)　いままでの実績から申しまして、昨年一カ所、本年一カ所というのが実績

でございますから、実績は必ずしも先例にはならないわけでございますけれども、私どもは、できれば一年に二カ所ぐらいずつと思っておりますが、最小限度一年に一カ所ずつはぜひとも実現をしたい、そういうふうに考えております。

○上林繁次郎君　これは、どうしても管理体制をはっきりしておかないと、もうさっきから何回も言っているように、利用度が高まってくるわけですから、当然荒れてくることはきまっている。管理体制ができていなかったら荒れほうだいということになってしまうわけです。そういう意味で私は申し上げているわけです。何となくその辺も明らかな計画もないようでありますが、私に言わせれば、国立公園が二十三カ所、この少なくとも二十三カ所については、一カ所について一管理事務所、そこには何人かのレンジャーがおるというような体制がとられなかったら、ほんとうの管理というものはできないのじゃないかというふうに考えるわけです。これはしろうと考えかもしれませんが、そういう意味で、今後ブロック別という話は聞きましたけれども、将来はそこまで持っていくべきじゃないか、こう私は思うわけですね。いわゆる一国立公園に対して一管理事務所という考え方については、どういうふうに考えておりますか。

○説明員(広瀬治郎君)　先ほどお話のありましたこの答申にも、やはり将来、理想としては一国立公園に一つの管理事務所を置くように勧告をされておるわけでありまして、そういうふうになるのが理想であると、私どもも思っております。しかし、さしあたり、ただいま申しましたような単位でまず管理事務所を確立し、それからさらに必要なところを順次充実していきたいと、そういうふうに考えております。

○上林繁次郎君　それじゃ一歩譲りまして、将来はそういうように理想――これは理想じゃないと私は思うのですね。当然のことだと、こう思うのです。理想なんというと、何か実現できなくてもしようがないみたいな考え方になるかもしれないけれども、これはそうではない。理想ではなくて、あたりまえのことだと、こう私は思うわけであります。

そこで、あなたがおっしゃるように、ブロック別でもいいです。その体制をつくり上げるには、どのくらいの予算がかかるのか。

○説明員(広瀬治郎君)　管理事務所そのものにつきましては、大した予算はかからないわけでございまして、問題は、管理事務所をつくりましても、それに対応する職員を充実することが一番大事なことでございまして、主としてそれに要する人件費、それに伴う若干の庁費等でございます。そういうことで、予算面の問題よりも、むしろあまり定員をふやせられない現状におきまして、管理員の増員ということが一番大きな問題になると思っております。

○上林繁次郎君　今度は人の問題になってきますね。その人の問題、人と同時に金の問題が結局そこにからまってくるわけです。どうしても結論的にはやはり金の問題、予算の問題が一番大きな問題になってくるのじゃないかと、こう思うわけです。

そこで、大蔵省のほうに聞きたいのだけれども、そういう構想を持っておる、そうしてまた諸外国に比べて日本の場合にはおくれておる。そういう中で、この体制はどうしてもつくっていかなければならないわけですが、大蔵省としては、厚生省のほうでそういう考え方を持っておるわけでありますから、それに対して、一日も早くそれが実現できるよう予算の面で大いに協力していく、またその要望に十分今後こたえていってあげられるのかどうかという問題ですね。そういった点についてひとつはっきりこたえてもらえませんか。

○説明員(辻敬一君)　国立公園の管理体制の問題につきましては、先ほど公園部長から御説明申し上げましたように、漸次充実をはかってまいりたいと思っております。また、四十四年度におきましては、機動力を充実するという意味で、ジープを四台購入する予算を計上いたしております。なお、そのほか、御承知のとおり、県に対する委託費を計上いたしておりまして、いわゆる委託技師という形で、県にいま十一名ほどの職員を置いております。そのほか、民間の有志の協力活動を仰ぐという意味におきまして、自然公園指導員が約八百名おるわけでございますから、これに対しましても、必要な予算を計上いたしておるわけでございます。

要するに、ただいま申し上げましたような各種の施策を合わせまして、今後とも管理体制の充実をはかってまいりたいと思っておるわけでございます。

○上林繁次郎君　それでは、先にいきます。

国立公園は、国で直接指定しておるが、国定公園というのは、これは県知事なら県知事が要請して厚生大臣の指定を受ける、こういうことになると思いますけれども、この国定公園に対する補助金というようなものは、どういうふうになっておるのですか。

○説明員(広瀬治郎君)　国定公園に対しましては、必要な施設につきまして国が二分の一の補助をするというたてまえになっております。

○上林繁次郎君　それは、国定というふうに定められた公園に対して、いまあなたがおっしゃったように、二分の一ですね。それが各国定公園に対して毎年何らかの施設、そういうものを設置するに当って各県に支給されているのかどうか、補助金が出されているのかどうかということです。それはまた県のほうから上がってきた段階でもって査定して、これはだめなんだ、あれはだめだ、こういうようなことで査定されてしまって、落とされてしまう。そしてその一年の国定公園に対する補助金を見れば、ほんとうにわずかなものであった、こういうことになったのでは、この補助金制度が何にもならない。その辺のところはどういうふうになっているのですかね。

○説明員(広瀬治郎君)　現実問題は、県からいろいろ補助金の申請があるわけでございますが、大体その申請額は、国の予算の二倍あるいは二倍強というところが大体毎年の通例でございます。したがいまして、国が出す補助金は、結局予算の範囲内に限られるわけでございますから、後段にお話がありましたように、優先度をきめまして、査定をして、予算の範囲内において重要なものから優先的に予算のあるだけを補助する、そういうことになるわけです。したがいまして、半分ぐらいは、希望があっても、補助金が渡せないというのが実情であります。

○上林繁次郎君　そうしますと、県のほうから国定公園のいろいろな整備をしたいと、こういうことについて国に対して要望がある。それを全部満たすというわけにはいかないわけですね。まあ私は千葉県に住んでおりますけれども、千葉県の例を見ましても、昭和四十三年、――昨年ですね。清澄、あの一帯が国定公園になっているわけですけれども、昨年、国から整備費用としてもらったその額は百六十五万円、駐車場の整備ということについて百六十五万円をもらっているわけです。これはいまの話からいえば、それが必要であろうという立場で補助金が出されたということ、よその県は相当削られているところもあると思う。そういう査定の中に入ったものでもわずか百六十五万円かそこらしか出されていない。こういった状態では、ほんとうに法律をつくってみてもこういう公園の整備、また保護、これはとてもできるものではない、こういうふうに考えるわけですね。ですから、もっともっとこういった点において国定公園等について予算面でもっと補助をしていくべきである。現地の話を聞いても、やはり一番困ることは、これを維持していくための、整備していくための予算がほしいということを言っているわけです。そういう実情をやはり国のほうでもしっかりと把握しなければならない、こう思います。そういったことでこういう国定公園に対する補助金に対して、今後どのような姿勢で、いままでと同じような状態でいくのか、もっと今度は前向きでいこうというふうに考えているのかという点をひとつ明らかにしていただきたい。

○説明員(広瀬治郎君)　先ほど大臣からもお話がございましたように、最近非常に国定公園の数をふやしてきたわけでございまして、今後また適当なものがあればふやすつもりでおります。したがいまして、そういう新しい国定公園の整備という問題もございまして、とうてい既定の予算では足りないわけでございまして、そういう新規の分も整備すること等も含めまして、もっともっと増額をしなければならない、また増額していきたい、そういうように考えております。

○上林繁次郎君　いまのその考え方に対して、大蔵省どうでしょう、それにこたえていかれますか。

○説明員(辻敬一君)　国定公園の補助金につきましては、四十四年度に増額いたして、一億六千八百万円計上しておりますが、実は御承知のように、明治百年の記念事業といたしまして明治の森の補助を従来やっていたわけでございます。それが四十三年度では六千五百万でございました。したがいまして、四十三年度におきましては、その他の国定公園の整備に充てられる分は、それを引いた八千万強であったのございますが、それに対しまして、四十四年度はかなり増額したということになっております。今後とも全体としての財源その他のバランスもございますが、充実につとめてまいりたいと考えます。

○上林繁次郎君　充実につとめてまいりたいというので、非常に抽象的なのですけれどもしょうがないでしょう。とにかくそういったことですから、これもわずかなものでは、ほんとうに都道府県においては、これを整備していくわけにいかないわけです。ですから、もっともっとこういった補助金というものに対しては、前向きの姿勢でやるべきである、こう思うわけです。

もう一つ聞いておきたいことは、県立公園というのがあるわけです。この県立公園については、何も国の補助というものはないように伺っております。やはり自然の保護という立場から言うならば、これは県立といえども、国のどれだけかの補助があってもいいのではないか。県立とか、国立とかいうけれども、自然の保護という大きな立場から言うならば、当然これは現在県立公園に対しても補助があってしかるべきじゃないか、こういうふうに考えるわけです。そういった県立に対する今後の考え方はいかがでしょうか。

○説明員(広瀬治郎君)　県立の自然公園に対する補助金の問題でございますが、ただいまのところ、御指摘のとおり、補助金はつけておりません。私どもの気持ちといたしましては、これもひとしく自然公園の一つでありまして、重要な役割りも果たしているわけでございますから、ぜひ補助の対象にしたいとは考えておりますけれども、何しろより重要な国立公園、国定公園の整備状況が、先ほど申しましたように、非常にまだ貧弱な状態でありますので、さしあたりはやはり国立、国定公園の整備に重点を置いて、それがある程度めどがつけば、県立公園のほうも考えていきたいというふうに考えております。ただし、補助金ではございませんが、先ほど話のありました国民宿舎等につきましては、融資を財源として、県立公園のような景色のいいところには、そういう必要な施設はつくっております。

○上林繁次郎君　いままでずっといろいろな話を聞いてきたのですけれども、やはり何といっても予算の面だという感じがしますね。せっかくこういう法律をつくって、自然を保護しようということなんです。どっちかといえば、保護地域というものを法律によってきめるわけですね。ところがいままでの話を聞いている中で感ずることは、わが国では今後これは進まない、いまのままでは。なぜかというと、金がない、予算がない。厚生省のほうでこれを指定しようとしても、今度それには必ず予算が伴なってくるわけです。それを考えると、これはうっかり指定はできないというような消極的な姿勢になってしまうのではないか、当然こういうことが考えられるわけです。そこが私は一番大きな問題じゃないかと思うのです。こういう法律があるのですから、この法律にのっとってどんどんといわゆる自然の保護ということにつとめていかなきゃならない、また利用度を高めていかなきゃならない、国民の健康のために。そうでしょうね。ですから、それにもっと金をつぎ込んであげなければ、それは進んでいかないという感じがするわけなんですがね。そういう意味で、ひとつ大蔵省も、これは大蔵省の腹いかんでこれが大きく伸びるか、あるいはまた現状維持か、あるいは縮まるかがきまると思うんですね。ですから、厚生省のほうは計画は立てるかもしれないが、その計画も、先ほどから言ったように、二十六年から四十三年に至る約二十年の間、たった二五%しかその計画がなされていないということは、私から言わせれば、全部それは金の問題である。大蔵省が出さない、そんなものは金使う必要がないというのが大蔵省の姿勢だと、こういうふうに感ずるわけです。そういった点、大蔵省は何回もいろんな問題で答えているけれども、もう一度念のために、そんなことはないと、今後はもっともっと力を入れて、この問題に取り組んでいくという姿勢を持っているかどうかということについて答えていただきたい。

○説明員(辻敬一君)　全体としての財源の制約もございますし、それから先ほど申し上げましたように、公共事業の経費、その他、他の事業とのバランスもございます。また、融資によって解決していく施策もございますが、いろいろの御指摘がございましたので、今後私どもといたしましても、十分検討してまいりたいと思います。

○上林繁次郎君　だから、そんな程度の答えだから、ぼくはしかるべき人に来てもらいたいということを言ってきたわけなんです。そういう答えだったら私だって答えられるんですよ。それは無責任な答弁というよりほかないと思う。あなた、頭かしげるかもしれないけれども、私に言わせれば、そうなんだ。努力しているんだと、突っ込んで私は聞きたいということになるんです。ですから、さっきから私がしつこく言っていることは、具体的にということで厚生省にも質問しているわけです。だから、予算の面でも具体的にこうだというぐらいのものを持って、ここのところに臨んでもらいたいということです。一番最初、冒頭に申し上げたことはそういう意味を言ってるんだ。

そこで、いわゆる今度海中公園ですね。この海中公園というのは、どういう形でもってこれをやっていこうというわけなんですか。

○説明員(広瀬治郎君)　今度新しくつくりたいと考えております海中公園につきましても、基本的な考え方は陸の自然公園と同様でありまして、御承知のように、日本の近海には、南のほうでと、サンゴ、熱帯魚というような、非常に美しい景観があり、また北のほうですと、雄大な海草の群落があるわけでございます。こういうふうな海中の美しい自然を保護すると同時に、これを観賞し、あわせて国民のレクリエーションの場として、最終的には国民の保健休養に役立てるというのが目的でございます。具体的には海中景観のすぐれたところを海中公園地区ということで指定をいたしまして、その指定になった地区では、許可なくしてそういう熱帯魚、サンゴ等を採捕をしちゃいかぬという、自然保護をはかると同時に、それを観賞するために必要な施設、たとえばガラス底の船に乗りまして、ガラスごしに観賞するというようなことでこれを利用していきたい、そういうふうに考えております。

○上林繁次郎君　そうすると、観賞するという面のほうが大きいのか、それとも保護するという面が大きいのか、どっちなんですか。

○説明員(広瀬治郎君)　この大きさは平等でございます。と申しますのは、自然公園法の目的にも、自然の保護と同時に自然を利用してレクリエーションをすると、この保護と利用が同じウエートで書いてあるわけでございまして、海中公園につきましても、自然の保護とその利用を同じ重さで考えていきたいと考えております。

○上林繁次郎君　この海中公園は、今度一カ所でございますけれども、今後計画的にこの海中公園

をつくっていくという考え方を持っているのかどうかということですね。その点、また持っているとすれば、どの地域を今後指定していきたいという、こういう考え方を持っているんだという点を明らかにしておいてもらいたい。

○説明員(広瀬治郎君)　現在厚生省が海中公園の候補地につきまして調査した個所を簡単に申し上げますと、鹿児島の佐多岬、錦江湾、それから熊本の天草下島、それから宮崎の大島、小夫崎村、それから愛媛の鹿島、高知県の竜串、見残、和歌山県の潮ノ岬、福井の烏辺島、能登半島の木の浦、それから小笠原の父島、母島でございます。これは厚生省が調査したわけでございますが、まだこのほかにも海中公園に指定してほしいという要望がある個所で、まだ時間的に調査をしていない個所がかなりあります。たとえば北のほう、北海道につきましては知床岬あるいは礼文島、積丹あるいは宮城の気仙沼、それから千葉県の白浜あるいは伊豆七島、そういうところでいろいろ希望があります。私どもも、この調査はなかなか専門家でないと十分できませんので、そういう人的な面もございますが、調査漏れのところはできるだけ早く調査をいたしまして、その結果、適当なところとあるいは適当でないところが出るかもしれませんが、海中公園地区に指定をして、適当なところにつきましてはできるだけ早く調査を完了して順次指定をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○上林繁次郎君　できるだけ早くということはわかるのですけれども、今回一カ所指定するということなんですが、やはりやるからには、この問題についても長期的なといいますか、計画をやはり明らかにしていかなければならないので、そうでなければ、できるだけ早い機会に努力をしますということは、非常に無責任な言い方である。やはり一つのことを実施するにはそれだけの綿密な計画がなければならぬ。そういう計画もなくて、ただできるだけ努力する、努力したけれどもできなかったと言われればそれまでの話です。そういったいいかげんなことではうまくないと思うのですがね。

○説明員(広瀬治郎君)　先ほど私の説明が少し足りませんでしたので、追加して御説明申し上げたいと思います。ただいま御審議をしていただいておりますこの自然公園法の改正が成立いたしますと、すでにいま調査した個所が、ただいま申しましたように、数カ所あるわけでございまして、ほとんど準備のでき上がっておるところもあります。海中公園は、何と申しましても夏がシーズンでございますので、その夏の初めまでには調査の済んだところは直ちに第一の海中公園地区として数カ所指定したいと思っております。それから残ったいろいろ要望のあるところにつきましては、調査をして、大体三年をめどに全部調査を一とおり終わり、適当なところは逐次三年計画で指定をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○上林繁次郎君　それをやる場合にも結局また予算です。その点、予算はどのくらいかけてそれをやるつもりなんですか。

○説明員(広瀬治郎君)　海中公園の調査そのものにつきましては、本年度も必要な調査費が予算に組まれておるわけでございます。それから指定後の施設の整備ということもあるわけでございまして、これにつきましても必要な予算がかかるわけでございますが、ただ海中公園の場合には、海の中にある施設としては、先ほど申しましたように、いまのところガラス底の船しか考えられませんので、これは当然有料施設でございますので、そういう事業をやりたいという希望者に事業を認可してもらいまして、これは有料でやってもらう。したがいまして、ガラス底船につきましては補助金を出す考えはありません。問題は、その海中公園近くの陸地に到達するための道路がまだ十分でないとか、あるいは駐車場が必要であるとか、あるいは公衆便所が必要であるとか、そういう陸地の施設整備が必要でございますので、これは本来陸の国立公園の施設整備費等と同じ性格のものでございますから、それとあわせて今後増額しながらその一部を使っていきたい、そういうふうに考えておるわけであります。

○上林繁次郎君　わかりました。

最後に要望でございますけれども、せっかくやるのですから、自然の保護という立場と観賞という立場、それはいまのお話からいいますと、並行していた、同じ比重を持っていた、こういうことなのですが、いまの話を聞いていますと、自然の保護のほうが勝つのじゃないかと思います。いわゆる観賞という面ではだいぶパーセンテージが低くなるような感じがするのです。その辺のところをよほどきちんとしていかないと、行く行くはそういう大きな差が出てくる。観賞という面ではずっとおくれてくる、こういうことが考えられるわけで、その点を明らかにしてひとつこれを進めていってもらいたい、こう思うのですね。それについては当然また予算というものもついてくる。これをやるからには大蔵省としても力を入れて、とにかくいまの日本の諸情勢を考えても、工業の発展とともに公害問題等が非常に大きく取り扱われている時代ですし、そういう自然というものが失われていく、これを保護するという立場――保護するということは、そこには必ず予算が伴う。いわゆる人命尊重という立場からも大蔵省は大いに金を使っていかなければならない。人間の健康のために、生命の尊重のために、大いに金を使っていかなければならない重要問題である、こういうふうに私は言いたいわけであります。そういう意味で、ひとつ大いに大蔵省もハッスルして、そしてこの面の充実に力を注いでいってもらいたいことを要望して終わりたいと思います。

○中沢伊登子君　初めに厚生大臣にお伺いをいたします。

最近は全国的に都市化が進んできて、地域開発が進行してまいっておりますが、いまも上林委員からいろいろ御質問がありましたが、自然の開発と自然の保護について、大臣はどのようにお考えになっておられますか、伺いたいと思います。

○国務大臣(斎藤昇君)　先ほど上林委員にお答えをいたしましたように、これからの日本の経済の発展を考えますると、いまより以上にやはり自然の保護、それから自然を愛し、楽しみ、国民の健康を保持するという必要がますます多くなってまいっている、かように考えまして、そういう観点から自然保護に取り組みたいと思います。

○中沢伊登子君　このたびの海中公園について二、三お伺いをいたします。

いま候補地をいろいろあげられましたけれども、その候補地をきめられました基準ですね。いろいろ調査をしてきめられたその基準は、どのようなものでございますか。そして、そのときに海中公園の、海のことだけでなくて、海のその公園を見に参りますと、やっぱり陸がすぐ目につきますから、そこら辺の陸の景観と抱き合わせて考えられる必要があるのではないかと思います。その辺について伺いたい。

○説明員(広瀬治郎君)　海中公園の指定の基準として私どもが考えております点は、ただいまお話のように、単に海がきれいであるだけではいけないので、その海の周辺の陸がやはり自然のままに十分保護されていることが非常に大事であるわけでございます。と申しますのは、陸域の自然が十分に保護されておりませんと、勢いその影響が海中に及びまして、海の景観そのものが破壊されるおそれがあるからでございます。したがいまして、第一の条件といたしましては、その周辺の陸域が、海域とともに国立公園、または国定公園の区域として指定されておる、あるいは現在されていなくとも今後され得るものということを条件として、陸域の自然の保護が十分にはかられるということを第一の条件にしております。

それから第二の基準といたしましては、海中そのものの景観でございますが、海中動植物が非常に豊富であり、かつその種類が多い、また学術的にも非常に貴重なものである、見た目も美しい、すばらしい海中の景観があるところというのが第二の条件でございます。

それからまた、海の水が澄んでおりまして、透明度がよいということが第三の条件になるわけでございまして、これが透明度が悪く、あるいは濁っておりますと、海中の生物そのものが十分生息いたしませんし、また観賞のためにも透明度が悪うございますと十分観賞ができませんので、海水が清澄で、透明度がよいということを条件にしております。

それからまた、海の深さでございますが、あまり深いところですと太陽の光が届きませんので、これも観賞の用に立ちませんので、水深二十メートル以内を標準にしております。ところによりまして例外は若干あると思いますが、大体深さ二十メートル程度を考えております。

それからまた、海の潮の流れ、波が非常に激しいところもありますが、そういう潮流、波浪のあまり激しくないところ、それから先ほどもお答えいたしましたが、海中公園を利用するためには陸上にその休憩所なり、あるいは駐車場なり、あるいは棧橋なり、そういう施設が当然に必要でございますが、そういう必要な陸上の施設を設け得る土地があること、大体以上が条件でございますが、最後に一番大事なことは、何と申しましても、海の中のことでございますので、至るところに漁業権が張りめぐらされております。したがいまして、この海中公園地区を指定するにあたりましても、漁業権との調整が可能でありまして、特に海中の景観の保護につきまして、地元の漁業関係者に十分にこれに協力してもらえるということが実質上の条件になる、そのように考えております。

○中沢伊登子君　この海中公園を指定したときの管理体制はどのようにされますか。

○説明員(広瀬治郎君)　海中公園地区も、先ほど申しましたように、国立公園、または国定公園の一部でございますから、その管理につきましては、陸の国立公園または国定公園と同様の管理体制になるわけでございますが、問題はそれだけに保護すべき場所がふえるわけでございまして、従来の人員では、たださえ人数が足りないのに、ますます管理人の人手不足という問題になりますので、先ほど申しましたように、そういう必要な管理人の増員ということも当然考えなければならないわけでございます。しかしながら、何しろこういう広大な地区でございますので、単に管理人だけの問題では解決をしないわけでございまして、やはり特に海中という特殊な場所でございますので、やはり地元関係者の協力を得まして、十分この海中公園の目的が達せられるように関係者に協力を仰ぎたい、このように考えております。

○中沢伊登子君　今度は危険防止のことについて少しお伺いいたしますけれども、たとえば最近はやっておりますアクアラング、そういうようなものをかってにつけて見に行かれる、そういうようなこともおそらく起こるであろうと思います。そうしたときの危険防止というもの、事故防止、あるいはそれの監督、こういうことも考えておられるのでございましょうね。

○説明員(広瀬治郎君)　ただいまお話の危険防止という点につきましては、何しろ海の上、あるいは海の中のことでございますから、御指摘のように、危険防止が一番大事な問題だと考えております。そこで私どもは、その海中景観を観賞するために、ほんとうは海にもぐってその景観を観賞するのが一番いい方法だと言われておりますけれども、御承知のように、アクアラングをつけて水中にもぐるということは非常に高度の技術を要することでございますし、また、ときどき事故もあるわけでございますので、私どもは、この海中景観の観賞という点につきましては、先ほど申しましたガラス底船によって観賞してもらう。これですと泳げない人でも、老若男女を問わず、すべての人が船に乗って観賞することができるわけでございます。それで、一部そういう泳ぎの達者の人でアクアラングで海中にもぐりたいという人もおると思いますが、何しろこの海中景観のすぐれたところは非常に狭い地区でございまして、そこにいま申しましたガラス底船も来るわけでございまして、その船と衝突するとか、いろいろ危険なこともありますので、私どもは、こういうアクアラングによって海中を観察するということは非常に危険が伴いますので、こういう点は、まあ法律上禁止するということはできないと思いますが、指導上できるだけやめていただくように指導したいと考えております。

○中沢伊登子君　この危険防止には特に力を入れていただきたいと同時に、いまおっしゃったように、その海中景観を観賞するときに、ガラス底の船を利用する、そのガラス底の船を利用される何というのですか、事業者というのですか、そういうものは一体だれがやるのですか。

○説明員(広瀬治郎君)　そういうガラス底船でございますが、これも公園事業として必要な事業でございますので、事業認可をするわけでございますが、私どもは、やはりこの海中公園制度をりっぱに育て上げ活用していくためには、その第一条件としてやはり地元の関係者の協力を得るということが一番大事なことだと思います。したがいまして、こういう公園事業に必要な事業も、地元の関係者、たとえば地元の漁業協同組合あるいは地元の市町村でもいいわけでございますが、なるべくこの地元の方に、そういう希望があって適当な方であれば、優先的にそういう認可をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○中沢伊登子君　最近沿岸漁業ですか、こういうものがいろいろな廃液だの、公害だのということで非常に不振でございますね。それでその漁業組合というのも困っているわけです。ですから、この利用事業という点については、もしできることならば、観光事業のたてまえから漁業組合の人なんかにさせてもいいのではないかと、私自身もこのように、しろうと考えですけれども、思っているわけですね。ところが、これを小さなところにさせますと、この事業者に今度は保護管理の責任を持たせるべきだと考えるわけですけれども、そうすると、あまり小さいいいかげんなところにこの利用事業の認可をさせますと、あとの海中公園の保護管理の責任がとれないのではないか、こう考えてまいりますと、この利用事業の認可に当ってはやはり相当基準を設けて、はっきりといろいろな面でさせなければいけないのではないか、このように考えます。そうなりますと、また、これは地方公共団体にさせるとか、あるいは地方公営企業にさせるとか、いろいろな考え方があろうかと思いますけれども、その辺のことをもう一ぺん伺わしていただきたい。

○説明員(広瀬治郎君)　ただいま御指摘のように、この事業をするにはやはり一定の資本、財産が必要になるわけでございまして、あまり資産のない人が申請をされても、それはお断わりせざるを得ないと考えております。それから、これは単に金もうけのための企業と考えられては困るわけでございまして、もちろん有料事業ではございますけれども、あくまでも自然公園の利用施設でございますので、そういう認識の十分ある方でありたいと考えております。このような意味からいたしまして、地元の市町村なりあるいは地元の漁業協同組合等でそういう希望があればまず優先的に認可をしたいと、そういうふうに考えております。

○中沢伊登子君　先ほども少しお話がございましたけれども、その漁業組合と、こういう海中公園を指定いたしますと、そういう点で何か紛争が起こりはしないかと、このようなことが心配になるわけです。そこで、もしもその紛争が起きたときの調整はどのようになさるか、その辺もうすでにお考えになっていらっしゃるかどうか。

○説明員(広瀬治郎君)　海中公園地区の指定にあたりましては、指定しましたあとはそこで厚生大臣の指定した魚類等は許可なくしてとってはいけないという規制がありますので、この運用についてはできるだけ慎重にしておるわけでございます。まず法律上の制度といたしましては、海中公園地区、どの地区を指定するかという問題につきましても、その海中公園地区の中で許可なくしてとってはいけないサンゴ、熱帯魚等、何を指定す

るか、これは厚生大臣が指定するわけでございますが、地区の指定あるいは厚生大臣が指定する行為につきましても、決して厚生省だけで一方的にはできないわけでございまして、関係のある省庁に法律上協議をしなければならないということになっております。この場合特に関係がある省庁と申しますと水産庁でございます。したがいまして、海中公園地区の指定にあたりまして、当然水産庁と協議をし、その同意を得ることが第一の前提になっております。それから第二に、水産庁と協議する場合に、御指摘のように、水産庁も地元といろいろトラブルがあっては困ると、ところが水産庁自体も全国の地元の事情がよくわからないから、厚生省が水産庁に協議をする場合に、地元の漁業協同組合が喜んでこの海中公園地区を指定してくださいと、こういう魚は許可なくしてとってはいけないことに同意しますと、けっこうでございますという趣旨の文書を添えて水産庁に協議をしてほしいということになっておるわけでございます。したがいまして、実際問題といたしましては、どの地区を海中公園地区にするか、またその地区においていかなる魚を許可なくしてとっていけないことにするかということは、すべて十分に地元の関係者、特に地元の漁業協同組合と話をしてその同意を得た上で初めてこの指定ができるわけでございますので、指定したあとでいろいろ問題が起こるということはないような仕組みになっておるわけでございます。

○中沢伊登子君　次に、陸地の公園についても同時に質問をさしていただきたいと思いますが、自然公園というのは、自然の景観の保護を基調とすべきでございますのに、最近は非常にそういうところが荒らされる傾向があるように感じます。そこで、先ほども上林さんからいろいろお話がございましたけれども、その保護管理についてどういうふうな対策を講じていますか、その荒らされる傾向についてですね。そうしてまた、今後の方向はどのように考えておられますか。

○説明員(広瀬治郎君)　確かに御指摘のように、自然公園の中で一部非常に荒らされる例があるわけでございますが、その原因をいろいろ考えてみますと、一つは、そういう荒らしてはいけないということを承知の上で珍しい植物とか石を持って帰る、あるいはそれを持って帰って商売として金もうけをするという非常に悪徳な一部の業者もおります。しかし多くの人は、この自然公園のものは、まあこん虫をとっちゃいかぬとかあるいは草花をとっちゃいかぬとかいうことはあまり罪の意識なしに、何となく心にとがめるという程度ではあるでしょうけれども、あまり罪の意識なしに無関心に荒らすというのもかなりあるだろうと思います。前者の、悪意による荒らし方につきましては、これはそれぞれ法律に照らしまして、悪質なものにつきましては罰則をかけるしか手がないわけでございますが、後者の、まあ無関心あるいは無知識のために心ならずもそういうことをするという方もかなりあると思いますので、その点につきましては、私どもはやはり国立公園の用地に自然教室――ビジター・センターと言っておりますが、そういうものを設けまして、やはり自然公園の意義、そのとうとさ、そこにある自然の特色、そういうものを十分解説した施設を置き、やはり基本的には自然をみんなが大事にしようという精神を涵養することにつとめておるわけでございます。

それから、数少ないわけでございますが、指導員も監視員も、そういう不心得のものがわかった場合にはそれぞれ注意を与えて、以後そういうことがないようにつとめておるわけでございます。いずれにいたしましても、シーズンになりますと公園利用者が非常に多くなるわけでございますけれども、やはり根本的には、利用者自身が自然を大事にするという精神を涵養することが一番大切だと思っておりまして、私ども国立公園部といたしましては、毎年夏に、自然に親しむ運動というのを一カ月間やっておりまして、これは各府県協力いたしまして、自然に親しみながら自然を大切にするという、自然を愛護するという精神を涵養することにつとめておるわけでございます。

○中沢伊登子君　精神の涵養については、後ほど厚生大臣にひとつ御質問申し上げたいと思いますが、いま私の立てている順序を追って、もう一つついでに質問申し上げますと、自然の景観を完全に保護していくためには、公園専用の土地を確保する措置をしなければならないと思います。先ほど厚生大臣は、民有地がその中にあればこれを買い上げたい、このようにおっしゃっておられましたが、どうしても完全に保護していくのには民有地を買わなければいけないのではないか、私どももこのように思いますけれども、その対策はもう講じられておられるのですか、いかがですか。

○説明員(広瀬治郎君)　御指摘のように、国立公園の中でも一番大事なところで、もう自然をそのまま、何らの人工の手も加えないで保存しなければならないというところにつきましては、その土地が民有地である場合にはなかなかその目的が達成できませんので、これはどうしても買い上げをしなければならないわけでございます。従来はこの買い上げという制度がなかったわけでございますが、先ほどお話がございました答申の際にも、そういう意見が中間的な答申として出まして、その答申の結果、四十二年度から買い上げ制度という制度ができたわけでございます。ただ、この内容はまだ非常に貧弱でございまして、県がこれを買い上げる場合に国が二分の一を補助するという内容でございまして、まだその予算も五千万円でございますので、それを倍にしてもまだ年間一億しか買い上げられない程度でございます。しかし、まあ非常に少額ではありますけれども、昨年、一昨年、白山のふもとの原生林、あるいは箱根の仙石原の湿原地帯等、民間の土地を買い上げてこういうものにしたわけでございますが、現在こういう制度はございますけれども、予算の面、補助率の面におきましてまだまだ不十分な点がありますので、今後これの強化につきまして、できるだけの努力をしたいと考えております。

○中沢伊登子君　武蔵野が非常にいいと昔から言われておりまして、私も東京に来てから一ぺん武蔵野を見たい、こう思った。武蔵野というのは、一体どこへ行けば武蔵野の、何というか、風物を見られるかと伺ったら、井の頭公園だろう、こういうふうなことを言われましたので、四、五年前、井の頭公園に行ったことがあるのですね。ところが、最近の井の頭公園は、その四、五年の間に、もうすっかり面目が変わってしまった。こういうことでありますから、厚生省は、よく弱い弱いと言われますけれども、大蔵省に食いついてせいぜい予算をたくさんとって、早くそういうところを買い占めてほしい、こういうふうに思います。

それから、自然公園の利用者が最近非常に増加をしております。そのための利用施設に投下される資金ですね。そういうものが大部分は民間企業によるホテルとか、旅館等の施設に投ぜられておりますけれども、自然公園の本来の目的である利用者と自然の交流ということをはかるためには、ずいぶん何か違ったものになってきた。そこで、私どもとしては自然研究路といいますか、国民歩道といいますか、自然歩道といいますか、そういったものやら、あるいはそこに行けばいろいろ植物の名前も覚えられたり、植物の性質もわかったりというような自然教室ですね、そういったような公共利用施設を早くつくるべきだ。しかし、そういうものがやはりいま非常におくれておるのではないか、こう考えておりますが、今後どういう計画を持っておられますか。またその自然教室というものはどこにございますか、教えていただきたいと思います。

○説明員(広瀬治郎君)　ただいま御指摘のように、国立公園の中には民間企業のホテル等が非常に多くございますけれども、ほんとうに国立公園を利用するための必要な施設、たとえば自然教室、あるいはいまお話のありました自然研究路あるいはキャンプ場など、ほんとうに人と自然との親しむ場所というものがまだまだ十分ではないわけでございます。私どもは、その民間の有料施設に

つきましては、これは特別補助金は出していないわけでございますが、ただいまお話の自然教室とか、あるいは自然研究路、そういうものはもちろん無料のものでございますので、これは全部公共施設として国と県が力を合わせて整備していかなければならないわけでございます。御指摘のように、現在ビジター・センターとか、自然研究路は非常に少ないわけでございまして、自然研究路は現在二十六路線ございます。これも三十九年度よりようやく整備を始めたばかりでございますが、人間が自然に親しむ方法としては一番いい方法でありまして、これは単に自然の中の細道を歩くだけではなしに、その周囲にある自然の動植物の解説をしたり、いろいろの施設があるわけでございまして、自然を理解し、自然と親しむに最もいい方法であろうと思います。それからいま一つ自然教室につきましては、これも現在六、七カ所程度しかないわけでございますが、これもやはり先ほど申しましたように、基本的には当該地区の自然の概況なり、地形なり、地質なり、かなり専門的な解説を加えまして、それからシーズンになりますと、監視員そのものがそこに行きまして、利用者に対しましていろいろ質問に答えたりするわけでございます。こういう制度は、アメリカでは非常に発達しておるわけでございますが、日本は非常におくれておりますので、今後こういう点につきましても重点的に整備をしていきたいと考えております。

○中沢伊登子君　今度お考えになられた国民自然歩道ですね。これの構想は、先ほどちょっと読ましていただきましたが、非常に私どもこういうものをつくっていただくことはうれしいと思います。しかし、この「東海道自然歩道」というものは第一次計画ですね。まだ第二次計画、第三次計画と次から次とおそらく考えていただけるかと思います。その中で一つ、二つ御質問申し上げたいのは、もちろん重要文化財ですね、そういうものもその歩道のところに取り入れていただいて、国民が皆そういうところにも寄って重要文化財を見たり、あるいは研究をしたりすることもできるようにして、そうしていただいてはおるようでございますけれども、せっかくこう歩くときに、もっと貴重な歴史のあと、そういうところも探索さして、歴史のこともう少し国民の頭に入れる必要があるのではないか、こういうふうに考えます。その点もひとつお考えに入れていただきたいこと、いまも武蔵野のことを例にとりましたけれども、あまり開発され過ぎると、せっかくの自然歩道というものが私どもの思いと違ったものになってまいります。先ほど申し上げましたように、民間企業があまりホテルや旅館というふうなものを建て過ぎて、公園みたいなところも少し開発され過ぎておるのではないか、このようなことが非常に残念でならないのでございます。そこで今度の自然歩道ですか、そういうものについては原生林だの、あるいは高山植物あるいは鳥だの、虫だの、そういったような野生動物、そういうものの管理保護、保存、かようなものにも十分力を尽してほしいと思いますが、その辺のことについてお考えをひとつ伺いたい。それと同時に、先ほどから何べんも申しておりますけれども、このようなものに機会を得て、やはりいかがわしいホテルや休憩所をつくらせないようにすることが必要ではないか。そして商売優先ではなくて、自然保護が優先であり、人間優先にしてほしいと思いますけれども、そこら辺までお考えをいただいているかどうか、お答えをいただきたい。

○説明員(広瀬治郎君)　自然歩道のお話でございますが、ただいまお話がありましたように、私どもは将来こういう人だけが歩く自然の道を全国的につくりたいと考えております。「東海自然歩道」と申しますのは、その第一次計画といたしまして、とりあえず東京―大阪間の山道を歩く、そういう道を考えたわけでございまして、これだけで事終われりというわけではないわけでございます。

そこで、この自然歩道をつくるに当たりまして、いまいろいろ貴重な御意見を賜わったわけでございますが、御意見のとおり、私どもも単にこれは自然だけではなしに、神社仏閣もあり、それから名勝地もあるわけでございます。それからまた関ケ原等のように、古戦場、歴史にちなむところも非常に多いわけでございまして、回り道をしてもなるべくそういう興味のある地点を通るようにいま計画をしておるわけでございます。

それから、いまお話のありましたように、できるだけ歴史的な地域も加味するようにというお話でございましたが、いずれこの「東海自然歩道」ができました場合には、解説書をつくりたいと思っております。これは、単に自然の動植物のみならず、そういう歴史的な話、あるいは名所旧跡、故事来歴、そういうものもすべて織り込んだ相当膨大な解説書をつくり、それを見ながら歩いていただけば非常に役立つであろうと思われるものをつくるつもりでおるわけでございます。

それから、御指摘のように、この歩道をつくりましても、その周囲の動植物その他の風景を維持することが一番大事なことであるわけでございます。それで、この「東海自然歩道」は、現在国立公園、国定公園になっておるところも通りますれば、まだ現在そうでないところも通るわけでございます。現に国立または国定公園になっておりますと、いろいろの規制がありますので、それで規制はできるわけでございますが、現在自然公園になっていないところにつきましては、何ら法律上の規制が生じませんので、私どもは、でき得ればこの東海自然歩道の両側相当の幅をもちまして、自然公園にでき得るところはできるだけ自然公園にしていって、自然公園ということでその保護管理に当たりたいと考えております。

それから、もう一つ御指摘の、国立公園全般につきまして、非常に民間の施設が多過ぎるというお話でございますが、確かに、ところによりましては非常にこういうものが多過ぎて、景観、美観を害しているところがあるのも事実でございます。実は、この自然歩道をつくるに当たりましても、非常に人の多く利用するところでは、必ず売店その他が乱立するということが予想されますので、そういう要所につきましては、できれば県なり国が補助を出して買い取って、そういう見苦しい売店等が乱立しないような措置をできるだけ講じていって、ほんとうに自然の中を人間が自然と語らいながら歩き得る道をつくっていきたい、そういうふうに考えております。

○中沢伊登子君　もう一つ、二つで終わりますが、私、昨年欧米に行かしていただいたわけですが、いろいろなヨーロッパなんかの公園を見てまいりますと、ほんとうにそういった売店がほとんどないわけですね。それで、ただベンチぐらいが置いてあって、ほんとうにみんなが自然と親しんでゆっくりとそういうところで休んでおられる。そうすると、もちろんごみも散らかさない。そういうところで、非常に気持ちがよくって、ほんとに自然を楽しんでいる。こういうような状態をあっちこっちで見てまいりまして、非常に私はうらやましいと思って帰ったわけです。

そこで、いまの私の質問にいろいろお答えをいただきましたが、やっぱりあんまり開発されないように、リクリエーションの場としての自然公園と、いわゆる自然景観を保護する目的とは多少違うと思います。そういう点で、あまり変なものを建てることはいけないという規制をする方法があるかないか、この点が一つと、もう一つは、最近の野外リクリエーションという需要が非常に大きくなっておりますね。それですから少し遠いところまで歩いていくとか、車に乗っていくとか、乗りものを利用して遠いところまで行くのではなくして、大都会周辺の適当なところに新たなリクリエーションの場としての自然公園を開発する必要があるのではないか、このように思いますが、その二点についてお答えをいただきたい。

○説明員(広瀬治郎君)　この規制の方法でございますが、これは先ほど申しましたように、国立公園なりあるいは国定公園の地区に入れますと、許可なくしてかってにホテルをつくったり、売店をつくったりはできないわけでございまして、建てていかぬ場所は、かりに申請があっても許可をし

ないということで規制をしていきたいと思っております。

それから都市周辺につきまして、もっと身近かなところへリクリエーションをするために大いに自然公園をつくるべしという御意見でございますが、私どもも全くそのように考えておるわけでございまして、できるだけ居住地から近くて野外リクリエーションを楽しめるような場所を今後大いに指定をし、あるいは拡張していきたいと考えております。

○中沢伊登子君　それでは最後にお伺いをいたしますが、先ほどから上林さんの御質問にもありましたし、私もずいぶん心配でいろいろ御質問を申し上げた問題は、やはり国立公園あるいは国定公園、そういったようなりっぱな自然公園ですね。そういう自然公園の利用のしかた、利用者の公徳心のレベルアップというような問題、あるいは景観をこわすような営利主義の商業道徳、そういったようなものからいって、こういうことばが適当かどうかわかりませんけれども、国民の質の向上をこの際はかるべきだ、大いにこれは厚生大臣にひとつやっていただきたい。根本的には、もうでき上がったおとなは何ともしようがないとおっしゃるかもしれませんが、これからの時代を背負っていく青少年ですね、若い人たち。そういう人たちが大いにこういう自然公園を利用する、その利用のしかたあるいは国民の質の向上にまでこの際これを利用しながら、私は国民の再教育をやっていくべきではないか、このように考えます。もちろんこれは文部省とタイアップしなければならないと思いますけれども、まず公園を大事にする、自然を大事にする、あるいは虫を大事にする、そういうような点からも私はやっていただきたい、このように思います。厚生大臣にぜひひとつそういう国民の教育までやっていただきたい、このように思います。昨日のテレビでしたか、この間の日曜日がお花見の最高の日曜日でございまして、花の吉野山といいますけれども、その吉野山に七万人とか、十万人とか人が行って、そのあとの紙くずあるいはごみ、そういったものを集めますと、くずかごに相当な量で、これはトラックに載せれば一万五千台分だとかなんとかで、相当の日数がかからないと吉野山がもう一ぺんきれいにならない、このようなことがテレビで報道されていたわけですね。そのような問題を含めて今度のこの法律案、これに対して基本的に大臣はどのようにお考えになっていらっしゃるか、その基本的な考え方をひとつお伺いをいたしまして、私の質問を終わらしていただきます。

○国務大臣（斎藤昇君）　私も、かねがねただいまの御意見のとおりに痛感をいたしておった次第でございます。日本人は非常に欧米人よりは自然を愛するのだ、自然と親しむのだ、わびの気持ちがあるのだ、こう言われているにもかかわらず、やはり大衆の人たちの動きを見ておりますと、全くそれに反するような、いわゆる一言で言えば公徳心と申しますか――きょうも閣議の始まる前に閣僚が集まっているところで、私は、いまおっしゃいました、日曜日の上野公園なりあるいは吉野山の様子等の話をいたしまして、まあ何という情けないことだろうかというお話をしたようなわけでございますが、この自然公園を利用し、育てていくという面からも、いまおっしゃいましたような趣旨を特に重点的に考えまして施設の運営管理をし、国民が少しでもそういう自然を愛し、動物を愛し、また公徳心を養っていくという方向に持ってまいりたいと思います。同時に、やはりもう子供のころから、幼稚園から小学校、中学校、高等学校と、教育の面におきましてもさらに進めてもらうように文部当局とも話し合ってまいりたいと思いまするし、われわれだけの力ではまいりませんが、あらゆるそういった団体なり機関なりの働きによって、国民的なひとつ運動といいますか、として盛り上げてまいるように、微力ながら今後力をいたしたいと、私も痛感をいたしているわけでございます。

○委員長（吉田忠三郎君）　他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（吉田忠三郎君）　御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですから、討論は終局をしたものと認めて御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（吉田忠三郎君）　御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

自然公園法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

［賛成者挙手］

○委員長（吉田忠三郎君）　全会一致と認めます。よって、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（吉田忠三郎君）　御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午後三時二十二分散会

四月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

一、労働保険の保険料の徴収等に関する法律案

一、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

第一条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条の二―第二十七条の四」に、「第四章　費用の負担（第二十八条―第三十八条）」を「第四章　費用の負担（第二十八条―第三十七条の二）　第四章の二　特別保険料（第三十七条の三―第三十八条）」に改める。

第六条第一号中「五人以上の労働者（第三十八条の二の日雇労働者を含む。本条において以下同じ。）を雇用する事業主。但し、左に掲げる事業を行うものを除く。」を「次に掲げる事業以外の事業を行なう事業主」に改め、同号ハ中「事業」の下に「であつて、政令で定めるもの」を加え、同条第二号中「であつて五人以上の労働者を雇用するもの」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十条中「、第八条及び前条」を「及び第八条」に改め、「若しくは六月において通算して六十日以上」を削り、「、第二号」を「又は第二号」に改め、「又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合」を削り、同条第四号及び第五号を削る。

第十一条中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第十四条第一項を次のように改める。

被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者の資格の喪失の日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日を

いうものとし、以下喪失応当日という。）の各前日からその各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者の資格の取得の日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

第十五条第一項中「疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める」を「次の各号に掲げる」に、「その一年間において賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算した期間」を「それぞれ当該各号に定める日数を一年に加算した期間（その期間が四年をこえるときは、四年間）とし、以下算定対象期間という。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　疾病、負傷その他労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める理由（次号に掲げる理由を除く。）　当該理由により離職の日以前一年間において賃金の支払を受けることができなかつた日数

二　法令又は労働協約により解雇が制限されている場合に係る業務上の疾病又は負傷等の理由　当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数

第十六条第二項中「一週間」を「二週間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二　受給資格者が死亡したために失業の認定を受けることができなかった場合には、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第二十六条第三項及び第三十八条の九第四項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、公共職業安定所において当該受給資格者について失業の認定を受けたうえ、自己の名で、当該受給資格者に支給されるべき失業保険金の支給を請求することができる。

前項の規定による失業保険金の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

第一項の規定による失業保険金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第十七条第一項中「八百六十円」を「千四百円」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第十七条の二第一項中「被保険者の離職した月前において第十四条の」を「算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により」に、「六月（月の末日において離職した場合は、その月及びその前五月）」を「六箇月」に改める。

第十七条の三中「平均給与額」を「平均定期給与額」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十七条ただし書」に改める。

第十七条の四第一項中「第十六条」の下に「又は第十六条の二第一項」を加え、「（当該失業保険金の日額が第十七条第二項の規定による加算を行なつたものである場合には、その加算を行なう前の額）」を削り、同条第二項中「受給資格者は、」を「受給資格者又は第十六条の二第一項の規定による失業保険金の支給を請求する者は、第十六条又は第十六条の二第一項の規定によつて」に、「自己の」を「当該受給資格者が自己の」に改める。

第二十条の二第一項ただし書中「十年以上」を「二十年以上である者については三百日分、十年以上二十年未満」に改め、同条第三項第二号中「離職の日前」を「離職の日以前」に改める。

第二十条の四に次の一項を加える。

受給資格者が、第一項の規定による措置に基づき所定給付日数をこえて失業保険金の支給を受けることができる場合には、第十八条第一項中「一年間」とあるのは、「一年に第二十条の四第一項に規定する政令の定める日数を加えた期間」と読み替えるものとする。

第二十三条第二項中「、第二十六条第四項及び第二十六条の二第一項」を「及び第二十六条第五項」に改める。

第二十三条の二に見出しとして「（返還命令等）」を附し、同条第一項中「その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して失業保険金の全部又は一部の返還をすべきこと」を「労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定めた基準により、当該詐欺その他不正の行為によつて支給を受けた失業保険金の額に相当する額以下の金額の納付をすべきこと」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「返還」の下に「又は納付」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、その失業保険金の支給が、その者を雇用し、又は雇用していた事業主の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その事業主に対して、支給を受けた者と連帯して、同項の規定による失業保険金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすべきことを命ずることができる。

第二十四条第一項中「公共職業安定所において、一週間」を「命令の定めるところにより、二週間」に、「七日分」を「十四日分」に改める。

第二十六条第三項中「第十七条第一項又は第二項」を「第十七条」に改め、同条第七項本文中「公共職業安定所において、第二項又は第三項」を「命令の定めるところにより、第二項又は第三項」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、労働大臣は、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、傷病給付金の支給について別段の定めをすることができる。

第二十六条第十項前段中「第十七条第三項から第五項まで」を「第十六条の二第二項及び第三項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十六条の二第二項中「同項」とあるのは「第二十六条第三項」と、第十七条の四第一項中「第十六条又は第十六条の二第一項の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間」とあり、同条第二項中「第十六条又は第十六条の二第一項の規定によつて公共職業安定所において失業の認定を受けた期間」とあるのは「第二十六条第二項又は第三項の規定によつて認定を受けた期間」と読み替えるものとする。

第二十六条第二項の次に次の一項を加える。

受給資格者が死亡したために前項の規定による認定を受けることができなかつた場合には、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めるところにより、当該受給資格者について第一項の規定に該当することの認定を受けたうえ、自己の名で、当該受給資格者に支給されるべき傷病給付金の支給を請求することができる。

第二十六条の二を削る。

第二十七条を次のように改める。

（扶養手当）

第二十七条　受給資格者に扶養親族（主としてその者により生計を維持されている配偶者

（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は十八歳未満であるか、若しくは命令で定める廃疾の状態にある子をいう。以下同じ。）がある場合には、政府は、扶養手当を支給することができる。

扶養手当の支給は、受給資格者が前項の規定に該当する旨を公共職業安定所に届け出た日（天災その他やむを得ない理由により届出をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ日から七日以内に届出をしたときは、その理由が生じた日）以後に行なわれる失業の認定又は前条第二項若しくは第三項の規定による認定に係る失業保険金又は傷病給付金の支給の対象となる日（受給資格者が前項の規定に該当する日に限る。）について行なう。

扶養手当の日額は、扶養親族一人につき政令で定める額とする。

扶養手当の支給に関し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、扶養手当の支給について準用する。

第二十七条の二第一項中「図るため」の下に「、次条の就職支度金及び第二十七条の四の移転費を支給するほか、職業訓練のための施設、住居を移転して就職する者のための宿泊施設その他」を加える。

第三章の二中第二十七条の二の次に次の二条を加える。

（就職支度金）

第二十七条の三　受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるときは、政府は、就職に要する費用（以下就職支度金という。）を支給することができる。ただし、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数（所定給付日数（第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。）から当該受給資格に基づきすでに失業保険金を支給した日数を差し引いた日数（その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数をこえるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）をいう。以下この条において同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

就職支度金の額は、次に掲げる額とする。

一　就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、第十七条の規定による失業保険金の日額（第二十七条第一項の規定に該当する受給資格者については、その額に同条第三項の規定による扶養手当の日額を加算した額。以下この条において同じ。）の五十倍に相当する額

二　就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、第十七条の規定による失業保険金の日額の三十倍に相当する額

前項第一号又は第二号に規定する受給資格者であつて、就職するに至つた日の前日における支給残日数が百五十日以上であるものに係る就職支度金の額は、同項の規定にかかわらず、第十七条の規定による失業保険金の日額の二十倍に相当する額を同項第一号又は第二号に掲げる額に加算した額とする。

就職支度金の支給に関し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の三の就職支度金」と読み替えるものとする。

（移転費）

第二十七条の四　受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業につくため、その住所又は居所を変更する場合においては、政府は、受給資格者及びその者により生計を維持されている同居の親族の移転に要する費用（以下移転費という。）を支給することができる。

移転費の支給に関し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見をきいて定める。

第二十三条第一項及び第三項並びに第二十三条の二の規定は、移転費の支給について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「保険給付」とあるのは、「第二十七条の四の移転費」と読み替えるものとする。

第三十条第一項中「千分の十四」を「千分の十三」に改め、同条第二項中「千分の十二から千分の十六まで」を「千分の十一から千分の十五まで」に改める。

第三十二条第一項中「本章」の下に「及び次章」を加える。

第四章中第三十八条を第三十七条の二とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章の二　特別保険料

（特別保険料の徴収）

第三十七条の三　政府は、連続する三会計年度中の各会計年度において、当該会計年度中に離職した短期離職者（同一事業主に継続して六箇月以上十箇月未満の期間雇用された後当該事業主の責に帰すことができない事由以外の事由により離職した被保険者をいう。以下同じ。）の数が、命令の定めるところにより計算して得た被保険者の総数に十分の一を乗じて得た数（その数が六人未満であるときは、五人とし、その数が五人以上である場合において、一人未満の端数があるときは、これを一人に切り上げるものとし、以下基礎控除数という。）以上の数となつた事業所がある場合には、当該事業所の事業主から、第二十九条に規定する保険料のほか、特別保険料を徴収する。

事業主が同一人である二以上の事業所であつて、命令で定める要件に該当するものは、前項の規定の適用については、その全部を一の事業所とみなす。

第一項の規定により徴収した特別保険料は、予算の範囲内において、労働者が季節的に失業することの予防、労働者が年間を通じて雇用されることの促進等の措置に要する費用に充てることができる。

（特別保険料の額）

第三十七条の四　特別保険料の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一　前条第一項に規定する場合における連続する三会計年度の最後の会計年度の初日の属する年に係る第十七条の三第一項に規定する毎月勤労統計における労働者の平均現金給与総額の一月あたり平均額の二分の十五倍に相当する額に第三十条の保険料率に相当する率の一倍から二倍までの範囲内において中央職業安定審議会の意見をきいて労働大臣が定める率を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）

二　前条第一項に規定する事業所につき、当該最後の会計年度において離職した短期離職者の数からその会計年度における基礎控除数を控除した数

（特別保険料の納付）

第三十八条　特別保険料は、第三十七条の三第一項に規定する場合における連続する三会計年度の最後の会計年度の末日から命令で定める日以内に納付しなければならない。

第三十四条の五及び第三十六条の規定は、特別保険料について準用する。

第三十八条の二中「又は前六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の五第一項中「、第九条」を削り、「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第三項」に改め、「第二十七条まで」の下に「、第二十七条の三、第二十七条の四」を、「第三十四条の五まで」の下に「、第三十七条の三から第三十八条まで」を加え、同条第二項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の六第二項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の八中「第一級五百円、第二級三百三十円」を「第一級七百六十円、第二級五百円」に改める。

第三十八条の九第二項中「二十八日分」を「二十四日分」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項に規定する者が死亡したために失業の認定を受けることができなかつた場合には、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、命令の定めるところにより、公共職業安定所において当該同項に規定する者について失業の認定を受けたうえ、自己の名で、当該同項に規定する者に支給されるべき失業保険金の支給を請求することができる。

第三十八条の九に次の一項を加える。

第十六条の二第二項及び第三項の規定は、第四項の規定による失業保険金の支給について準用する。この場合において、第十六条の二第二項中「同項」とあるのは、「第三十八条の九第四項」と読み替えるものとする。

第三十八条の九の二第三項中「又は六月において通算して六十日以上」を削る。

第三十八条の九の三第二号中「八十四日分」を「七十二日分」に改める。

第三十八条の九の四第五項中「第三十八条の九第四項」を「第三十八条の九第五項」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第一級二十四円、第二級十六円」を「第一級三十六円、第二級二十四円」に、「六百六十円」を「千円」に改め、同条第二項中「十二円」を「十八円」に、「八円」を「十二円」に改め、同条第三項中「前二項の保険料額」の下に「（その額が次条第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）」を加え、同条第四項中「第一項及び第二項に規定する保険料額」を「同項の規定による変更前の保険料額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（失業保険金額等の自動的変更）

第三十八条の十一の二　労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における第一級の失業保険金の支給を受ける者の数と第二級の失業保険金の支給を受ける者の数との比率（以下等級比率という。）が著しく不均衡となるに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、第三十八条の八に規定する第一級の失業保険金の日額（その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下第一級保険金日額という。）及び第二級の失業保険金の日額（その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下第二級保険金日額という。）並びに前条第一項に規定する保険料額の区分に係る賃金の日額（その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下等級区分日額という。）を、次項及び第三項に定めるところにより、変更することができる。

前項の場合において、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き上げようとするときは、第二級保険金日額は、変更前の第一級保険金日額に相当する額に、第一級保険金日額は、変更後の第二級保険金日額の同項の規定による変更後の等級区分日額に対する割合及び第十七条に規定する失業保険金の日額の基準となる額を考慮して、命令で定める基準により算定した額に変更するものとし、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き下げようとするときは、これらの額は、同項の規定により等級区分日額を変更した比率に応じて引き下げた額に変更するものとする。

第一項の場合において、等級区分日額を変更しようとするときは、その額の変更後における等級比率が均衡するように、命令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

第一項の規定により第一級保険金日額及び第二級保険金日額を変更した場合には、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきいて、前条第一項及び第二項に規定する第一級の保険料額及び第二級の保険料額（これらの額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額）を、それぞれ第一級保険金日額を変更した比率及び第二級保険金日額を変更した比率に応じて変更するものとする。

前条第三項の規定により保険料額の変更があつた場合には、労働大臣は、その変更のあつた日から一年を経過した日の前日（その日前に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決のあつた日の前日）までの間は、第一項及び前項の規定による第一級保険金日額、第二級保険金日額、等級区分日額及び保険料の額の変更を行なうことができない。

第三十八条の十二の次に次の一条を加える。

（保険料の納付の方法の特例）

第三十八条の十二の二　事業主は、命令で定めるところにより、保険料納付計器（保険料の保全上支障がないことにつき、命令で定めるところにより、労働大臣の指定を受けた計器で、命令で定める形式の印影を生ずべき印（以下納付印という。）を付したものをいう。以下同じ。）を、労働大臣の承認を受けて設置した場合には、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき保険料額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて保険料を納付することができる。

労働大臣は、前項の承認を受けた事業主が、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反した場合には、同項の承認を取り消すことができる。

第一項の規定による保険料の納付の方法について必要な事項は、命令で定める。

第三十八条の十三第一項及び第二項中「前条」を「前二条」に改める。

第三十八条の十四中「失業保険印紙の受払」を「保険料の納付」に、「受払状況」を「納付状況」に改める。

第三十八条の十五第一項中「被保険者期間」の下に「の二箇月」を加え、同条第二項中「千分の十四」を「当該各月の末日における第三十条の保険料率に相当する率」に改める。

第三十八条の二十を次のように改める。

（被保険者期間の計算の特例）

第三十八条の二十　特定賃金月額に係る被保険者に対する第十四条第一項の規定の適用については、当該特定賃金月額に係る月（賃金の支払の基礎となつた日がなかつた月を除く。以下同じ。）に関しては、その月に属するすべ

ての日を賃金の支払の基礎となつた日とみなす。

第三十八条の二十一第一項を次のように改める。

被保険者が離職した場合において、第十七条の二第一項に規定する最後の六箇月の全部又は一部の一箇月内に、特定賃金月額に係る月の末日があるときは、同条の規定の適用については、当該特定賃金月額を当該特定賃金月額に係る月の末日がある一箇月内にその者に支払われた賃金の総額とみなす。

第三十八条の二十七第四項中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の二第二項」に、「第二十六条第十項、第二十六条の二第五項及び第二十七条第三項」を「第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項」に改め、「以下同じ。」を削る。

第四十条第一項中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費の支給を含む。以下同じ。)」を、「第二十三条の二第一項」の下に「若しくは第二項(第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第四十七条第一項中「徴収金」の下に「若しくは第二十三条の二第一項若しくは第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額」を加える。

第五十条中「又は受給資格者」を「、受給資格者」に、「に、失業保険事業」を「又は第十六条の二第一項若しくは第三十八条の九第四項の規定による失業保険金の支給若しくは第二十六条第三項の規定による傷病給付金の支給を請求する者に、失業保険事業」に改める。

第五十条の二中「第十七条第二項の規定による加算」を「扶養手当の額の算定若しくは就職支度金の額の加算」に改める。

第五十四条中「受給資格者」の下に「、第十六条の二第一項若しくは第三十八条の九第四項の規定による失業保険金の支給又は第二十六条第三項の規定による傷病給付金の支給を請求する者」を加える。

第二条　労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　次号から第四号までに掲げる規定以外の規定　昭和四十四年七月一日

二　第一条中失業保険法第三十八条の八の改正規定、同法第三十八条の九の改正規定(「二十八日分」を「二十四日分」に改める部分に限る。)及び同法第三十八条の九の三の改正規定並びに附則第九条及び第十条の規定　昭和四十四年八月一日

三　第一条中失業保険法目次の改正規定(「第四章　費用の負担(第二十八条―第三十八条)」を「第四章　費用の負担(第二十八条―第三十七条の二)　第四章の二　特別保険料(第三十七条の三―第三十八条)」に改める部分に限る。)、同法第十条の改正規定(「若しくは六月において通算して六十日以上」を削る部分に限る。)、同法第十一条、第十四条、第十五条及び第十七条の二の改正規定、同法第十七条の三の改正規定(「平均給与額」を「平均定期給与額」に改める部分に限る。)、同法第三十二条の改正規定、同法第三十八条を同法第三十七条の二とする改正規定、同法第四章の次に一章を加える改正規定、同法第三十八条の二の改正規定、同法第三十八条の五の改正規定(「第三十七条の三から第三十八条まで」を「第三十七条の三から第三十八条まで」を加える部分及び「又は六月において通算して六十日以上」を削る部分に限る。)、同法第三十八条の六及び第三十八条の九の二の改正規定、同法第三十八条の十五の改正規定(「被保険者期間」の下に「の二箇月」を加える部分に限る。)、同法第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の改正規定並びに附則第三条、第八条、第十三条及び第十四条の規定　昭和四十四年十月一日

四　第一条中失業保険法第六条及び第九条の改正規定、同法第十条の改正規定(「、第八条及び前条」を「及び第八条」に改める部分、「、第二号」を「又は第二号」に改める部分、「又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き同一事業主に雇用されたに至つた場合」を削る部分並びに同条第四号及び第五号を削る部分に限る。)、同法第三十八条の五の改正規定(「、第九条」を削る部分に限る。)並びに第二条の規定並びに附則第二条及び第十二条の規定　別に法律で定める日

(当然被保険者に関する暫定措置)

第二条　国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの以外の事業主のうち、五人未満の労働者を雇用する事業主であつて、政令で定めるものは、第一条の規定による改正後の失業保険法(以下「新法」という。)第六条の規定にかかわらず、当分の間、同条第一号及び第二号の事業主としない。

(被保険者期間の計算に関する経過措置)

第三条　新法第十四条第一項の規定は、昭和四十四年十月一日(以下この条において「基準日」という。)以後の被保険者であつた期間に係る被保険者期間の計算について適用し、基準日前の被保険者であつた期間に係る被保険者期間の計算については、なお従前の例による。この場合において、基準日前から引き続き被保険者として雇用されている者のうち、同月における喪失応当日(同項に規定する喪失応当日をいう。以下同じ。)が基準日以外の日である者(同月に被保険者の資格を喪失した者を含む。)に関する同項の規定の適用については、基準日を基準日の属する月の前月における喪失応当日とみなし、基準日前の被保険者であつた期間に係る被保険者期間に関する新法の規定の適用については、当該被保険者期間として計算された一月は、同項に規定する被保険者期間として計算された一箇月とみなす。

2　前項後段の規定により喪失応当日が基準日であるとみなされた者のうち、昭和四十四年十月における喪失応当日(同月に被保険者の資格を喪失した者については、その日)の前日から基準日までさかのぼつた期間における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であることにより、当該期間が新法第十四条第一項に規定する被保険者期間の一箇月として計算された者に関する新法第十七条の二第一項の規定の適用については、当該一箇月として計算された被保険者期間は、同項に規定する被保険者期間に算入しない。

(受給資格者が死亡した場合に係る失業保険金等の支給に関する経過措置)

第四条　新法第十六条の二(新法第二十六条第十一項及び第三十八条の九第七項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項及び第三十八条の九第四項の規定は、昭和四十四年七月一日以後に死亡した者について適用する。

(受給期間の延長に関する経過措置)

第五条　新法第二十条の四第五項の規定は、受給期間が昭和四十四年六月三十日以後に満了する者について適用する。

(返還命令等に関する経過措置)

第六条　新法第二十三条の二(新法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定は、昭

和四十四年七月一日以後の詐欺その他不正の行為によつて保険給付（就職支度金及び移転費を含む。以下同じ。）の支給を受けた場合について適用し、同日前の詐欺その他不正の行為によつて保険給付の支給を受けた場合の保険給付に相当する金額の返還命令については、なお従前の例による。

（保険料率に関する経過措置）

第七条　新法第三十条第一項の規定は、昭和四十四年七月一日以後に支払われた賃金に係る保険料の額の算定について適用し、同日前に支払われた賃金に係る保険料の額の算定については、なお従前の例による。

（特別保険料に関する経過措置）

第八条　新法第三十七条の三第一項の規定の適用については、昭和四十四年十月一日の属する会計年度は、同日から昭和四十五年三月三十一日までの期間とする。

2　新法第三十七条の三第一項の規定は、昭和四十四年十月一日前に離職した短期離職者については、適用しない。

（日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給に関する経過措置）

第九条　昭和四十四年八月において新法第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八条の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者が同年七月において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十二日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十二日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

（日雇労働被保険者に係る失業保険金の支給の特例に関する経過措置）

第十条　新法第三十八条の九の二第一項の申出をした者であつて、同項第一号の六月の最後の月が次の表の上欄に規定する月であるものに対して、それぞれ当該月の翌月以後四月の期間内において同条第一項又は第三項の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八条の九の三第二号の規定にかかわらず、その者がそれぞれ同表の中欄に規定する期間において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ同表の下欄に規定する日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料がそれぞれ同欄に規定する日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

昭和四十四年七月	昭和四十四年七月一日から同月三十一日まで	十二日分
昭和四十四年八月	昭和四十四年七月一日から同年八月三十一日まで	二十四日分
昭和四十四年九月	昭和四十四年七月一日から同年九月三十日まで	三十六日分
昭和四十四年十月	昭和四十四年七月一日から同年十月三十一日まで	四十八日分
昭和四十四年十一月	昭和四十四年七月一日から同年十一月三十日まで	六十日分

（日雇労働被保険者に係る保険料に関する経過措置）

第十一条　新法第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和四十四年七月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置）

第十二条　第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第二条の規定による改正後の同項の適用事業としない。

2　前項に規定する事業は、任意適用事業とする。

（失業保険特別会計法の一部改正）

第十三条　失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に「（特別保険料を含む。）」を加える。

（労働省設置法の一部改正）

第十四条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十号中「保険料」の下に「及び特別保険料」を加える。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第十五条　国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項を次のように改める。

勤続期間六月以上で退職した職員であつて、第一号に規定する退職手当の額が第二号に規定する額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している場合において、当該退職手当の額を第二号に規定する失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数をこえて失業しているときは、当該退職手当のほか、そのこえる部分の失業の日につき第二号に規定する失業保険金の日額に相当する金額を、退職手当として、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の規定による失業保険金の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、第二号に規定する失業保険金の支給を受けることができる日数から当該退職手当の額を同号に規定する失業保険金の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数を減じた日数分をこえては支給しない。

一　その者がすでに支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額

二　その者を失業保険法の規定による失業保険の被保険者であつた者と、その者の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者であつた期間があるときは、その期間のうち政令で定める期間につき政令で定めるところにより算定した期間を当該勤続期間に加えた期間）の年月数を同法に規定する被保険者期間の計算の基礎となる被保険者であつた期間の年月数と、当該退職の日を同法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後における最初の離職の日とみなして同法の規定を適用した場合に、同法の規定により、その者が支給を受けることができる失業保険金の日額（当該退職の日において同法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する者にあつては、失業保険金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。）に、当該退職の日の翌日から起算して一年の期間内にその者が失業保険金の支給を受けることができる日数を乗じて得た額

第十条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定に該当する」を「勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間内に失業している」に、「同項に規定する失業保険金の額」を「その失業の日につき前

項第二号の規定の例によりその者につき失業保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる失業保険金の日額」に、「失業保険法の規定による」を「同法の規定による」に、「公共職業安定所において」を「公共職業安定所を通じて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき失業保険法の規定を適用した場合にその者が同法の規定により失業保険金の支給を受けることができる日数分をこえては支給しない。

第十条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「公共職業訓練等を受け終わる日が、退職の日の翌日から起算して一年の期間を経過した日以後の日であるときには、当該日まで」を「公共職業訓練等を受ける場合においては、第一項又は前項の規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前三項に規定する場合のほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、労働大臣が失業保険法第二十条の四第一項の規定による措置を決定した場合には、当該措置に基づく失業保険金の支給の例により、当該失業保険金の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

第十条第六項中「第一項、第三項及び前項」を「前各項」に、「又は第三項」を「又は第二項」に、「から第二十七条まで」を「及び第二十六条」に改め、同項第三号中「傷病給付金」の下に「(当該退職の日において失業保険法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する者に係る傷病給付金にあつては、その額は、同法の規定による傷病給付金の額に同条第三項の規定による扶養手当の額を加えた額とする。)」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は第四号」を削り、「第三項」を「第二項」に、「相当する額」を「相当する日数分」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　失業保険法第二十三条の二の規定は、詐欺その他不正の行為によつて第一項から第五項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条　前条の規定による国家公務員等退職手当法の規定の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第十七条　炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第二十六条第十項」を「第二十六条第十一項」に改め、同条第四項中「当該失業保険金、傷病給付金又は職業訓練手当の日額が」を「当該失業保険金若しくは傷病給付金の日額(第一項に規定する者が失業保険法第二十七条第一項に規定する扶養親族を有する場合にあつては、当該失業保険金又は傷病給付金の日額に同条第三項に規定する扶養手当の日額を加えた額とする。以下同じ。)又は当該職業訓練手当の日額が」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十八条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「失業保険金」の下に「(扶養手当を含む。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「第十六条」の下に「、第十六条の二」を加え、「及び第二十四条」を「、第二十四条及び第二十七条」に改める。

(港湾労働法の一部改正)

第十九条　港湾労働法(昭和四十年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項中「失業保険法の規定による失業保険金」の下に「(扶養手当を含む。)」を加え、「第三項」を「第二項」に改める。

(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の一部改正)

第二十条　沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保険給付」を「保険給付等」に改める。

第二条第三号及び第七号中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費を含む。)」を加える。

第三条第二項中「第二十六条第十項」を「第二十六条第十一項」に改め、同条第三項中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費を含む。)」を加え、同条第四項中「失業保険法相当給付」の下に「(就職支度金及び移転費に相当するものを除く。)」を加え、同条第五項中「及び第三十条第二項」を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　毎会計年度において交付した失業保険法相当給付に要する費用に係る琉球政府への交付金は、失業保険法第三十条第二項の規定の適用については、当該会計年度において支給した保険給付費とみなす。

第五条第三項第一号中「第十六条及び第二十六条第二項」を「第十六条、第十六条の二第一項並びに第二十六条第二項及び第三項」に改め、同項第二号中「返還命令」の下に「又は納付命令」を加え、同項第三号中「第二十六条第七項及び第九項並びに第二十七条第二項」を「第二十五条第三項、第二十六条第八項及び第十項、第二十七条第四項、第二十七条の三第四項並びに第二十七条の四第二項」に改め、同項第四号中「第二十六条第八項」を「第二十六条第九項」に改め、同項第六号中「第二十三条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第四項中「保険給付」の下に「(就職支度金及び移転費を含む。)」を加える。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律案
労働保険の保険料の徴収等に関する法律

目次

第一章　総則(第一条・第二条)
第二章　保険関係の成立及び消滅(第三条―第九条)
第三章　労働保険料の納付の手続等(第十条―第三十二条)
第四章　労働保険事務組合(第三十三条―第三十六条)
第五章　不服申立て及び訴訟(第三十七条・第三十八条)
第六章　雑則(第三十九条―第四十五条)
第七章　罰則(第四十六条―第四十八条)
附則

第一章　総則

(趣旨)

第一条　この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条　この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)による失業保険(以下「失業保険」という。)を総

称する。

2　この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

3　賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第二章　保険関係の成立及び消滅

（保険関係の成立）

第三条　労災保険法第三条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する。

第四条　失業保険法第六条第一項の当然適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき失業保険に係る保険関係が成立する。

2　失業保険法第六条第二項の任意適用事業の事業主については、その者が失業保険の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき失業保険に係る保険関係が成立する。

3　前項の申請は、その事業に使用される労働者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の二分の一以上の同意を得なければ行なうことができない。

4　第二項に規定する事業の事業主は、その事業に使用される労働者の二分の一以上が希望するときは、同項の申請をしなければならない。

（保険関係の消滅）

第五条　保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

第六条　第四条第二項の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、前条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2　前項の申請は、その事業に使用される労働者の四分の三以上の同意を得なければ行なうことができない。

（有期事業の一括）

第七条　二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

一　事業主が同一人であること。

二　それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。

三　それぞれの事業の規模が、労働省令で定める規模以下であること。

四　それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。

五　前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める要件に該当すること。

（請負事業の一括）

第八条　労働省令で定める事業が数次の請負によつて行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

2　前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に関して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

（継続事業の一括）

第九条　事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該事業の事業主は、その事業に使用される労働者の二分の一以上が希望するときは、同項の申請をしなければならない。この場合においては、労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

第三章　労働保険料の納付の手続等

（労働保険料）

第十条　政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2　前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

一　一般保険料

二　第一種特別加入保険料

三　第二種特別加入保険料

四　印紙保険料

（一般保険料の額）

第十一条　一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

2　前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3　前項の規定にかかわらず、労働省令で定める事業については、労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

一　労災保険及び失業保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「労災保険率」という。）と千分の十三の率とを加えた率

二　労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率

三　失業保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、千分の十三の率

2　労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

3　労働大臣は、百人以上の労働者を使用する事業その他労働省令で定める規模の事業であつて十二月三十一日において労災保険に係る保険関係が成立した後三年以上経過したものについての同日以前三年間における労災保険法の規定による保険給付の額（年金たる保険給付その他労働省令で定める保険給付については、その額は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。第二十条第一項において同じ。）と一般保険料の額（第一項第一号の事業については、労災保険率（その率がこの項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額）に第一種特別加入保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下である場合には、当該事業についての労災保険率を百分の三十の範囲内において労働省令で定める率だけ引き上げ又は引き下げた率を、当該事業についての次の保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の労災保険率とすることができる。

4　労働大臣は、毎会計年度において、徴収した労働保険料の額（第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率（その率がこの項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の額、同項第三号の事業に係る一般保険料の額及び印紙保険料の額の合計額に限る。）に失業保険法第三十六条第一項の規定により徴収した特別保険料の額を加えた額（以下この項において「徴収合計額」とい

う。）と同法第二十八条第一項から第三項まで及び第二十八条の二の規定による国庫の負担額との合計額と同法の規定による保険給付の額と福祉施設に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）との合計額との差額を当該会計年度末における失業保険特別会計の積立金に加減した額が、当該会計年度における徴収合計額の二倍に相当する額をこえ、又は当該徴収合計額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を千分の十一から千分の十五までの範囲内において変更することができる。

（第一種特別加入保険料の額）

第十三条　第一種特別加入保険料の額は、労災保険法第二十八条第一項の規定により同法の規定による保険給付を受けることができることとされた者について同項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての労災保険率（その率が前条第三項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）と同一の率（以下「第一種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

（第二種特別加入保険料の額）

第十四条　第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第二十九条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者について同項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額に同法第二十七条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行なう事業についての災害率その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2　第十二条第二項の規定は、第二種特別加入保険料率について準用する。

（概算保険料の納付）

第十五条　事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認があつた日）から四十五日以内に納付しなければならない。

一　次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度に使用するすべての労働者保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者）に係る賃金総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に保用したすべての労働者に係る賃金総額）に当該事業についての第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率（以下「一般保険料率」という。）を乗じて算定した一般保険料

二　労災保険法第二十八条第一項の承認に係る事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同条の労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三　労災保険法第二十九条第一項の承認に係る事業にあつては、その保険年度における前条第一項の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同項の労働省令で定める額の総額）に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2　有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料を、その労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、保険関係が成立した日（当該保険関係が成立した日の翌日以後に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認があつた日）から二十日以内に納付しなければならない。

一　前項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二　前項第二号の事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労災保険法第二十八条第一項の承認に係る全期間における第十三条の労働省令で定める額の総額の見込額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三　前項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における前条第一項の労働省令で定める額の総額の見込額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3　政府は、事業主が前二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

4　前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは同項の規定により政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

（増加概算保険料の納付）

第十六条　事業主は、前条第一項又は第二項に規定する賃金総額の見込額、第十三条の労働省令で定める額の総額の見込額又は第十四条第一項の労働省令で定める額の総額の見込額が増加した場合において労働省令で定める要件に該当するときは、その日から三十日以内に、増加後の見込額に基づく労働保険料の額と納付した労働保険料の額との差額を、その額その他労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならない。第十二条第一項第二号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため当該事業に係る一般保険料率が変更した場合において労働省令で定める要件に該当するときにおける当該変更に伴う労働保険料の増加額についても、同様とする。

（概算保険料の追加徴収）

第十七条　政府は、一般保険料率、第一種特別加入保険料率又は第二種特別加入保険料率の引上げを行なつたときは、労働保険料を追加徴収する。

2　政府は、前項の規定により労働保険料を追加徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならない。

（概算保険料の延納）

第十八条　政府は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が前三条の規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。

（確定保険料）

第十九条　事業主は、保険年度ごとに、次に掲げ

る労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日）。第三項において同じ。）から四十五日以内に提出しなければならない。

一　第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度に使用したすべての労働者（保険年度の中途に保険関係が成立し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者）に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二　第十五条第一項第二号の事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三　第十五条第一項第三号の事業にあつては、その保険年度における第十四条第一項の労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2　有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）から四十五日以内に提出しなければならない。

一　第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二　第十五条第一項第二号の事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及び労災保険法第二十八条第一項の承認に係る全期間における第十三条の労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三　第十五条第一項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における第十四条第一項の労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3　事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から四十五日以内に納付しなければならない。

4　政府は、事業主が第一項又は第二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

5　前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは同項の規定により政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、労働省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

6　事業主が納付した労働保険料の額が、第一項又は第二項の労働保険料の額（第四項の規定により政府が労働保険料の額を決定した場合には、その決定した額。以下「確定保険料の額」という。）をこえる場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、そのこえる額を次の保険年度の労働保険料若しくは未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付する。

（確定保険料の特例）

第二十条　労災保険に係る保険関係が成立している有期事業であつて労働省令で定めるものが次の各号のいずれかに該当する場合には、第十一条第一項又は第十三条の規定にかかわらず、政府は、その事業の一般保険料又は第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額をその額（第十二条第一項第一号の事業についての一般保険料に係るものにあつては、当該事業についての労災保険率に応ずる部分の額）に百分の二十の範囲内において労働省令で定める率を乗じて得た額だけ引き上げ又は引き下げて得た額を、その事業についての一般保険料又は第一種特別加入保険料の額とすることができる。

一　事業が終了した日から三箇月を経過した日前における労災保険法の規定による保険給付の額と一般保険料に係る確定保険料の額（第十二条第一項第一号の事業については、労災保険率に応ずる部分の額。次号において同じ。）に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であつて、その割合がその日以後において変動せず、又は労働省令で定める範囲をこえて変動しないと認められるとき。

二　前号に該当する場合を除き、事業が終了した日から九箇月を経過した日前における労災保険法の規定による保険給付の額と一般保険料に係る確定保険料の額に第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額を加えた額との割合が百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であるとき。

2　政府は、前項の規定により労働保険料の額を引き上げ又は引き下げた場合には、労働省令で定めるところにより、その引き上げ又は引き下げられた労働保険料の額と確定保険料の額との差額を徴収し、未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付するものとする。

3　第十七条第二項の規定は、前項の規定により差額を徴収する場合について準用する。

（追徴金）

第二十一条　政府は、事業主が第十九条第五項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならなくなつた場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する労働保険料又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3　第十七条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

（印紙保険料の額）

第二十二条　印紙保険料の額は、失業保険法第三十八条の三第一項各号のいずれかに該当する日雇労働者又は同法第三十八条の四第一項の認可を受けた日雇労働者（以下「日雇労働被保険者」という。）一人につき、一日あたり、次に掲げる額とする。

一　賃金の日額が千円以上の者については、十八円

二　賃金の日額が千円未満の者については、十二円

2　労働大臣は、第十二条第四項の規定により同

条第一項第一号及び第三号の千分の十三の率を変更した場合（同条第四項の規定により変更された率が千分の十三の率となつた場合を含む。）には、前項第一号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第一級保険料日額」という。）及び前項第二号の印紙保険料の額（その額がこの項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下「第二級保険料日額」という。）を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

3　前項の場合において、第一級保険料日額及び第二級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更前と変更後における第三十条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額が均衡するように、労働省令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

4　労働大臣は、失業保険法第三十八条の八の二第一項の規定により同項の第一級保険金日額及び第二級保険金日額を変更した場合には、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を、次項に定めるところにより、変更するものとする。

5　前項の場合において、第一級保険料日額及び第二級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更後における第三十条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額とこれらの保険料日額の変更前における同条第二項及び第三項の規定による労働保険料の負担額に失業保険法第三十八条の八の二第一項の規定により同項の第一級保険金日額又は第二級保険金日額を変更した比率を乗じて得た額とが均衡するように、労働省令で定めるところにより算定した額に変更するものとする。

6　毎月末日において、すでに徴収した印紙保険料の総額に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額と失業保険法の規定によりすでに支給した日雇労働被保険者に係る保険給付の総額の三分の二に相当する額との差額が、当該月の翌月から六箇月間に同法の規定により支給されるべき日雇労働被保険者に係る保険給付の額の二分の一に相当する額に満たないと認められるに至つた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、印紙保険料の額の変更の手続をすることができず、かつ、緊急の必要があるときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきいて、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を変更することができる。

7　前項の場合には、労働大臣は、次の国会において、第一級保険料日額及び第二級保険料日額を変更する手続をとらなければならない。この場合において、同項の規定による変更のあつた日から一年以内に、その変更に関して、国会の議決がなかつたときは、同項の規定によつて変更された第一級保険料日額及び第二級保険料日額は、その変更のあつた日から一年を経過した日から、同項の規定による変更前の第一級保険料日額及び第二級保険料日額に変更されたものとみなす。

（印紙保険料の納付）

第二十三条　事業主（第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が使用する労働者以外の日雇労働被保険者に係る印紙保険料については、当該日雇労働被保険者を使用する下請負人。以下この条から第二十五条まで、第三十条、第三十一条、第四十二条、第四十三条及び第四十六条において同じ。）は、日雇労働被保険者に賃金を支払うつどその者に係る印紙保険料を納付しなければならない。

2　前項の規定による印紙保険料の納付は、事業主が、失業保険法第三十八条の三第二項又は第三十八条の四第二項の規定により当該日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳（以下「日雇労働被保険者手帳」という。）に失業保険印紙をはり、これに消印して行なわなければならない。

3　事業主は、労働省令で定めるところにより、印紙保険料納付計器（印紙保険料の保全上支障がないことにつき、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定を受けた計器で、労働省令で定める形式の印影を生ずべき印（以下「納付印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）を、労働大臣の承認を受けて設置した場合には、前項の規定にかかわらず、当該印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて印紙保険料を納付することができる。

4　労働大臣は、前項の承認を受けた事業主が、この法律若しくは失業保険法又はこれらの法律に基づく労働省令の規定に違反した場合には、同項の承認を取り消すことができる。

5　第三項の規定による印紙保険料の納付の方法について必要な事項は、労働省令で定める。

6　事業主は、日雇労働被保険者を使用する場合には、その者の日雇労働被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

（帳簿の調製及び報告）

第二十四条　事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合には、労働省令で定めるところにより、印紙保険料の納付に関する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、翌月末日までに当該納付状況を政府に報告しなければならない。

（印紙保険料の決定及び追徴金）

第二十五条　事業主が印紙保険料の納付を怠つた場合には、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

2　事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠つたときは、政府は、労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された印紙保険料の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の百分の二十五に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠つた印紙保険料の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3　第十七条第二項の規定は、前項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

（督促及び滞納処分）

第二十六条　労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2　前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

（延滞金）

第二十七条　政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

2　前項の場合において、労働保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる労働保険料の額は、その納付のあつた労働保険料の額を控除した額とする。

3　延滞金の計算において、前二項の労働保険料

の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4　前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5　延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一　督促状に指定した期限までに労働保険料その他この法律の規定による徴収金を完納したとき。

二　納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三　延滞金の額が百円未満であるとき。

四　労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五　労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（先取特権の順位）

第二十八条　労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（徴収金の徴収手続）

第二十九条　労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

（労働保険料の負担）

第三十条　第十二条第一項第一号の事業に係る失業保険法第五条に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）は、当該事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率（その率が第十二条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の額の二分の一の額を、第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者は、当該事業に係る一般保険料の額の二分の一の額を、それぞれ負担するのを原則とする。

2　被保険者の負担すべき一般保険料の額は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める一般保険料額表によつて計算する。

3　日雇労働被保険者は、前項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二分の一の額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を負担するものとする。

4　事業主は、当該事業に係る労働保険料の額のうち当該労働保険料の額から前二項の規定による被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

（賃金からの控除）

第三十一条　事業主は、労働省令で定めるところにより、前条第二項又は第三項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。

2　第八条第一項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第二項の規定によるその使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額の賃金からの控除を、当該被保険者を使用する下請負人に委託することができる。

3　第一項の規定は、前項の規定により下請負人が委託を受けた場合について準用する。

（労働省令への委任）

第三十二条　この章に定めるもののほか、労働保険料その他この法律の規定による徴収金、労働保険料の負担又は被保険者の負担すべき労働保険料の額のうち千分の十三の率（その率が第十二条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の額の二分の一の額を、第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者は、当該事業に係る一般保険料の額の二分の一の額を、それぞれ負担するのを原則とする。

2　被保険者の負担すべき一般保険料の額は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める一般保険料額表によつて計算する。

3　日雇労働被保険者は、前項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二分の一の額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を負担するものとする。

4　事業主は、当該事業に係る労働保険料の額のうち当該労働保険料の額から前二項の規定による被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

（賃金からの控除）

第三十一条　事業主は、労働省令で定めるところにより、前条第二項又は第三項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。

2　第八条第一項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第二項の規定によるその使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額の賃金からの控除を、当該被保険者を使用する下請負人に委託することができる。

3　第一項の規定は、前項の規定により下請負人が委託を受けた場合について準用する。

（労働省令への委任）

第三十二条　この章に定めるもののほか、労働保険料その他この法律の規定による徴収金、労働保険料の負担又は被保険者の負担すべき労働保険料の額の賃金からの控除に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章　労働保険事務組合

（労働保険事務組合）

第三十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主（労働省令で定める数をこえる数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行なうべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。

2　事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3　前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体（以下「労働保険事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4　労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法若しくは失業保険法若しくはこれらの法律に基づく労働省令（以下「労働保険関係法令」という。）の規定に違反したとき、又はその行なうべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

（労働保険事務組合に対する通知等）

第三十四条　政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

（労働保険事務組合の責任等）

第三十五条　第三十三条第一項の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2　労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3　政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第二十六条第三項（労災保険法第十九条の二第三項及び第二十五条第二項並びに失業保険法第二十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4　労働保険事務組合は、労災保険法第十九条の二第二項の規定及び失業保険法第二十三条の二第二項（同法第二十五条第四項、第二十六条第十一項、第二十七条第五項、第二十七条の三第五項及び第二十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、事業主とみなす。

（帳簿の備付け）

第三十六条　労働保険事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

第五章　不服申立て及び訴訟

（不服申立て）

第三十七条　事業主は、第十五条第三項又は第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十八条　労働保険料その他この法律の規定に

よる徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

第六章　雑則

（適用の特例）

第三十九条　都道府県及び市町村の行なう事業その他労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び失業保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法律を適用する。

2　国の行なう事業及び前項に規定する事業については、労働者の範囲（同項に規定する事業のうち労働省令で定める事業については、労働者の範囲及び一般保険料の納付）に関し、労働省令で別段の定めをすることができる。

（不利益取扱いの禁止）

第四十条　事業主は、労働者が第四条第二項の規定による保険関係の成立を希望したことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（時効）

第四十一条　労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2　政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

（報告等）

第四十二条　行政庁は、労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

（立入検査）

第四十三条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（経過措置の命令への委任）

第四十四条　この法律に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が労災保険料その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

（権限の委任）

第四十五条　この法律に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を行政庁に委任することができる。

2　この法律に定める政府の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第七章　罰則

第四十六条　事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。労災保険法第二十九条第一項に規定する団体が第五号又は第六号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一　第四条第四項の規定に違反した場合

二　第二十三条第二項の規定に違反して失業保険印紙をはらず、又は消印しなかつた場合

三　第二十四条の規定に違反して帳簿を備えておかず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合

四　第四十条の規定に違反した場合

五　第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

六　第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第四十七条　労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第三十六条の規定に違反して帳簿を備えておかず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合

二　第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

三　第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第四十八条　法人（法人でない労働保険事務組合及び労災保険法第二十九条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は労災保険法第二十九条第一項に規定する団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の施行期日）

第一条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第　号。以下「失業保険法等の一部改正法」という。）の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号。以下「徴収法」という。）は、公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第二条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法目次中「第四章の二　第四章の三　第四章の四

保険給付の特例
労災保険事務組合　を「第四章の二　特別加入」
特別加入　」
に改める。

第三条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「労働基準法」の下に「（昭和二十二年法律第四十九号）」を加え、「船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用に受ける船員」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者」に改め、同条第二項を削る。

第三条の二を削る。

第五条中「労働省令」の下に「並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号。以下「徴収法」という。）に基づく政令及び労働省令（労働者災害補償保険事業に係るものに限る。）」を加える。

第六条から第十一条までを次のように改める。

第六条　保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる。

第七条から第十一条まで　削除

第十一条の二を削る。

第十九条の二第二項中「、事業主」の下に「（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十八条及び第四十一条の規定は、前二項の規定による徴収金について準用する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

第二十五条から第三十条の三までを削る。

第三十条の四各号列記以外の部分中「保険加入者」を「事業主」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「保険加入者」を「事業主」に、「保険料」を「徴収法第十条第二項第一号の一般保険料」に、「督促状」を「同法第二十六条第二項の督促状」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「保険加入者」を「事業主」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十七条、第三十八条及び第四十一条の規定は、前項の徴収金について準用する。

第三十条の四を第二十五条とし、第三十一条から第三十四条までを削り、第三十四条の二を第二十六条とする。

第四章の二及び第四章の三を削る。

第三十四条の十一第一号中「労災保険事務組合」を「徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）」に、「労災保険事務」を「同条第一項の労働保険事務」に改め、第四章の四中同条を第二十七条とする。

第三十四条の十二第一項中「第二章の規定により成立する保険関係」を「徴収法第三条の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）」に改め、「、第四章（第三十条の四を除く。）及び前章」を削り、同項第四号中「保険料」を「徴収法第十条第二項第二号の第一種特別加入保険料」に改め、同条第三項中「この法律」の下に「若しくは徴収法」を加え、「これに」を「これらの法律に」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十四条の十三第一項各号列記以外の部分中「第三十四条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に、「第二章から第四章まで（第二十七条、第三十条の二及び第三十条の四を除く。）及び前章」を「第三章及び徴収法第二章から第六章まで」に改め、同項第一号中「第三条第二項の任意適用事業」を「第三条第一項の適用事業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。

第三十四条の十三第一項第三号中「第三十四条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に、「任意適用事業」を「適用事業」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十四条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に改め、同項第七号中「第三十四条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に、「保険料」を「徴収法第十条第二項第三号の第二種特別加入保険料」に改め、同項第八号を削り、同条第二項中「第三十四条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に改め、同条第三項中「この法律」の下に「若しくは徴収法」を加え、「これに」を「これらの法律に」に改め、同条第四項中「第三十四条の十一第三号」を「第二十七条第三号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の団体は、同項の承認があつた後においても、政府の承認を受けて、当該団体についての保険関係を消滅させることができる。

第三十四条の十三を第二十九条とする。

第三十四条の十四中「第三十四条の十一各号」を「第二十七条各号」に改める。

第四章の四中第三十四条の十四を第三十条とし、同条の次に次のように加える。

第三十一条から第三十四条まで　削除

第四章の四を第四章の二とする。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

第三十八条中「、保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を」を削る。

第四十二条第一項中「保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利並びに」を削り、同条第二項を削る。

第四十六条中「労災保険事務組合又は第三十四条の十三第一項」を「労働保険事務組合又は第二十九条第一項」に、「この保険」を「この法律」に改める。

第四十七条中「第三十四条の十二第一項第一号又は第三十四条の十三第一項第三号」を「第二十八条第一項第一号又は第二十九条第一項第三号」に、「この保険」を「この法律」に改める。

第四十八条中「行政庁は、」の下に「この法律の施行のため」を加え、「労災保険事務組合若しくは第三十四条の十三第一項」を「労働保険事務組合若しくは第二十九条第一項」に改める。

第四十九条の二後段を削る。

第五十一条中「保険加入者」を「事業主」に、「第三十四条の十三第一項に規定する団体が第二号又は第三号に該当する場合」を「労働保険事務組合又は第二十九条第一項に規定する団体が左の各号の一に該当する場合」に改め、「その違反行為をした」の下に「当該労働保険事務組合又は」を加え、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条　削除

第五十三条中「保険加入者、労災保険事務組合及び第三十四条の十三第一項」を「事業主、労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「労災保険事務組合及び第三十四条の十三第一項」を「労働保険事務組合及び第二十九条第一項」に、「前三条」を「第五十一条又は前条」に改め、同条第二項中「労災保険事務組合」を「労働保険事務組合」に、「第三十四条の十三第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

（失業保険法の一部改正）

第三条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　被保険者」を「第二章　適用範囲」に、「第三十七条の二」を「第三十五条」に、「第三十七条の三」を「第三十六条」に、「第三十八条の十五」を「第三十八条の十一」に改め、「第五章の二　五人未満の労働者を雇用する事業」を「第五章の三　失業保険事務組合（第三十八条の

業主に雇用される被保険者に関する特例（第三二十五―第三十八条の二十八）
十八条の十六―第三十八条の二十四）」を削る。
第五条を次のように改める。
（被保険者）
第五条　この法律で被保険者とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号。以下徴収法という。）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に雇用される労働者をいう。
「第二章　被保険者」を「第二章　適用範囲」に改める。
第六条の見出しを「（適用範囲）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。
労働者が雇用される事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、当然適用事業とする。
第六条第一号中「を行なう事業主」を削り、同条第二号を次のように改める。
二　法人である事業主の事業であつて、前号イからハまでに掲げるもの。ただし、その事業に係る事務所に限る。
第六条第三号中「準ずるものであつて前各号」を「準ずるものの事業であつて、前二号」に改め、同条に次の二項を加える。
前項の当然適用事業以外の事業は、任意適用事業とする。
当然適用事業及び任意適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる。
第七条から第十四条までを次のように改める。
（適用除外）
第七条　次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。
一　第三十八条の三第一項各号に掲げる者に該当しない日雇労働者
二　四箇月以内の期間を予定して行なわれる季節的事業に雇用される者
三　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者
四　国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、この法律に規定する保険給付の内容をこえると認められるものであつて命令で定めるもの
（被保険者に関する届出）
第八条　事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、命令の定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行なう適用事業（同法第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいい、同法第八条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行なわれる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業を適用事業とみなす。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行なう適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他命令で定める事項を労働大臣に届け出なければならない。
（確認の請求）
第九条　被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、次条の規定による確認を請求することができる。
（確認）
第十条　労働大臣は、第八条の規定による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認を行なうものとする。
第十一条から第十四条まで　削除
第十五条第一項中「被保険者期間」を「次条の被保険者期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（被保険者期間）
第十五条の二　被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日をいうものとし、以下喪失応当日という。）の各前日からその各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。
前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、第十条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前の期間は、被保険者期間に算入しない。
第十六条第一項中「前条」を「第十五条」に改める。
第十七条の二第一項中「第十四条」を「第十五条の二」に改める。
第二十条の二第一項中「被保険者の資格の取得の日」を「被保険者となつた日」に、「被保険者の資格の喪失の日」を「被保険者でなくなつた日」に改め、同条第五項を次のように改める。
被保険者となつた日が、第十条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前であるときは、第一項の規定の適用については、当該確認があつた日の二年前の日において当該被保険者となつたものとみなす。
第二十三条の二第三項中「第三十五条」を「徴収法第二十六条及び第四十一条第二項」に改める。
第二十八条第二項中「徴収した保険料総額」を「徴収法の規定により徴収した労働保険料の額（同法第十二条第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち千分の十三の率（その率が同条第四項の規定により変更されたときは、その変更された率）に応ずる部分の額と同条第一項第三号の事業に係る一般保険料の額との合計額から同法の規定により徴収した同法第十条第二項第四号の印紙保険料（以下印紙保険料という。）の額に相当する額に労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額を減じた額をいう。）と第三十六条第一項の規定により徴収した特別保険料の額との合計額」に改め、同条第三項中「徴収した保険料総額」を「徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に前項の労働大臣が大蔵大臣と協議して定める率を乗じて得た額と当該印紙保険料の額との合計額」に改める。
第二十八条の二第二項中「徴収した保険料総額」を「をこえる場合には」に、「徴収した保険料総額から」を「から」に改め、「相当する額を控除した額」の下に「をこえる場合には」を加える。
第二十九条から第三十五条までを次のように改める。
（保険料）
第二十九条　失業保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

第三十条から第三十五条まで　削除

第三十六条から第三十七条の二までを削る。

第三十七条の三第一項及び第二項中「事業所」を「適用事業」に改め、第四章の二中同条を第三十六条とする。

第三十七条の四第二号中「事業所」を「適用事業」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十八条第一項中「第三十七条の三第一項」を「第三十四条の五及び第三十六条」を「徴収法第二十六条から第二十九条まで、第三十八条及び第四十一条」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「第六条各号の事業主又は第八条第一項の認可を受けた事業主(以下本章において事業主という。)」を「適用事業」に改め、同項第二号及び第三号中「事業主の事業所」を「適用事業」に改める。

第三十八条の四第一項を次のように改める。

前条第一項の規定に該当しない日雇労働者が適用事業に雇用される場合において、公共職業安定所長の認可があつたときは、第七条の規定にかかわらず、当該認可を受けた者を被保険者とみなしてこの法律の規定を適用する。

第三十八条の四第三項中「被保険者となつた者」を「被保険者とみなされることとなつた者」に改める。

第三十八条の五第一項中「第十条、第十三条」を「第七条(第二号に限る。)、第八条から第十条まで、第十五条」に、「第三十条から第三十四条の五まで、第三十七条の三から」を「第三十六条から」に改め、同条第二項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十八条の六第一項中「保険料」を「印紙保険料」に改め、同条第二項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十八条の八の次に次の一条を加える。

(失業保険金額等の自動的変更)

第三十八条の八の二　労働大臣は、日雇労働者の賃金水準の変動等により、毎月における第一級の失業保険金の支給を受ける者の数と第二級の失業保険金の支給を受ける者の数との比率(以下等級比率という。)が著しく不均衡となるに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、中央職業安定審議会の意見をきいて、前条に規定する第一級の失業保険金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下第一級保険金日額という。)及び第二級の失業保険金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下第二級保険金日額という。)並びに徴収法第二十二条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額(その額がこの項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下等級区分日額という。)を、次項及び第三項に定めるところにより、変更することができる。

前項の場合において、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き上げようとするときは、第二級保険金日額は、変更前の第一級保険金日額に相当する額に、第一級保険金日額は、変更後の第二級保険金日額の同項の規定による変更後の等級区分日額に対する割合及び第十七条に規定する失業保険金の日額の基準となる額を考慮して、命令で定める基準により算定した額に変更するものとし、第一級保険金日額及び第二級保険金日額を引き下げようとするときは、これらの額は、同項の規定により等級区分日額を変更した比率に応じて引き下げた額に変更するものとする。

第一項の場合において、等級区分日額を変更しようとするときは、その額の変更後における等級比率が均衡するように、命令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

徴収法第二十二条第六項の規定により同条第二項の第一級保険料日額及び第二級保険料日額の変更があつた場合には、労働大臣は、その変更のあつた日から一年を経過した日の前日(その日前に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決のあつた日の前日)までの間は、第一項の規定による第一級保険金日額、第二級保険金日額及び等級区分日額の変更を行なうことができない。

第三十八条の九第一項中「保険料」を「印紙保険料」に改め、同条第二項第一号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に、「第一級の保険料」を「徴収法第二十二条第一項第一号に掲げる額の印紙保険料(以下第一級の保険料という。)」に改め、同項第二号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に改める。

第三十八条の九の二第一項第一号中「保険料」を「印紙保険料」に改め、同条第三項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加える。

第三十八条の九の三第二号中「納付された保険料」を「納付された印紙保険料」に改める。

第三十八条の十一から第三十八条の十四までを削る。

第三十八条の十五第一項中「同一事業主」の下に「の適用事業」を加え、「第十四条」を「第十五条の二」に改め、同条第二項中「保険料の額を当該各月の末日における第三十条の保険料率に相当する率」を「印紙保険料の額を労働省令で定める率」に改め、同条を第三十八条の十一とする。

第五章の二及び第五章の三を削る。

第四十条第一項中「被保険者の資格の得喪の確認」を「第十条の規定による確認」に、「処分、」を「処分又は」に改め、「又は特定賃金月額に関する処分」を削る。

第四十一条中「被保険者の資格の得喪の確認又は特定賃金月額」を「第十条の規定による確認」に、「これらの処分」を「当該処分」に改め、「又は保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課の処分」を削る。

第四十二条中「、保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を」を削る。

第四十六条中「第八条」を「第九条」に改め、「被保険者となることを希望し、又は第十三条の四の規定による被保険者の資格の取得の」を削る。

第四十七条第一項中「保険料その他この法律の規定による徴収金若しくは第二十三条の二第一項若しくは」を「第二十三条の二第一項又は」に、「徴収し、又はその還付を受ける」を「徴収する」に改め、同条第二項を削る。

第四十九条第一項中「失業保険事務組合又は失業保険事務組合」を「徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合(以下労働保険事務組合という。)又は労働保険事務組合」に、「被保険者の異動、賃金その他失業保険事業の運営」を「この法律の施行」に改める。

第五十条中「失業保険事業の運営」を「この法律の施行」に改める。

第五十一条第一項中「行政庁は、」の下に「この法律の施行のため」を加え、「失業保険事務組合若しくは失業保険事務組合」を「労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合」に改め、「、被保険者又は受給資格者の雇用関係及び賃金について」を削る。

第五十三条第一号を削り、同条第二号中「第十三条の三」を「第八条」に改め、同条中同号を第一号とし、第三号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十号までを五号ずつ繰り上げる。

第五十三条の二中「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改め、同条各号を次のように改める。

一　前条第四号又は第五号に該当する場合

二　徴収法第三十三条第一項の委託により処理する同項の労働保険事務に関し、前条第一号又は第三号に該当する場合

第五十五条中「失業保険事務組合」を「労働保険事務組合」に改める。

（失業保険法等の一部改正法の一部改正）

第四条　失業保険法等の一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを「（適用範囲に関する暫定措置）」に改め、同条中「以外の事業主」を「の事業以外の事業」に改め、「雇用する事業主」の下に「の事業」を加え、「第一条の規定による改正後の失業保険法（以下「新法」という。）第六条の規定にかかわらず、当分の間、同条第一号及び第二号の事業主」を「当分の間、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第　号。以下「整備法」という。）第三条の規定による改正後の失業保険法第六条第一項の当然適用事業」に改める。

附則第三条第一項中「新法第十四条第一項」を「第一条の規定による改正後の失業保険法（以下「新法」という。）第十四条第一項」に改める。

附則第八条中「新法第三十七条の三第一項」を「整備法第三条の規定による改正後の失業保険法第三十六条第一項」に改める。

（労災保険に係る保険関係の成立に関する経過措置）

第五条　失業保険法等の一部改正法附則第十二条第一項に規定する事業（以下「労災保険暫定任意適用事業」という。）の事業主については、その者が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の加入の申請をし、労働大臣の認可があつた日に、その事業につき徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」という。）が成立する。

2　労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の過半数が希望するときは、前項の申請をしなければならない。

3　第二条の規定による改正後の労災保険法（以下「新労災保険法」という。）第三条第一項の適用事業に該当する事業が労災保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。

第六条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の労災保険法（以下「旧労災保険法」という。）第七条第一項の規定により保険関係が成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧労災保険法第九条の規定により保険関係が成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に旧労災保険法第十一条の二の承認に係る二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当しない場合における当該承認に係る各事業のうち、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業については、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

第七条　労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が新労災保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第三条の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の適用事業に該当するに至つた日」とする。

（労災保険に係る保険関係の消滅に関する経過措置）

第八条　第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により労災保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、徴収法第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2　前項の申請は、次の各号に該当する場合でなければ行なうことができない。

一　当該事業に使用される労働者の過半数の同意を得ること。

二　第五条第一項又は第六条第一項の規定により労災保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、当該保険関係が成立した後一年を経過していること。

三　第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた労働者に係る事業にあつては、第十九条第一項の労働省令で定める期間を経過していること。

3　第六条第一項に規定する事業に関する前項第二号の規定の適用については、旧労災保険法の規定により保険関係が成立していた期間は、労災保険に係る保険関係が成立していた期間とみなす。

（失業保険に係る保険関係の成立等に関する経過措置）

第九条　第三条の規定による改正後の失業保険法（以下「新失業保険法」という。）第六条第一項の当然適用事業に該当する事業が失業保険法等の一部改正法附則第二条に規定する事業（以下「失業保険暫定任意適用事業」という。）に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

第十条　この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の失業保険法（以下「旧失業保険法」という。）の規定による被保険者となつた労働者を使用している事業主の事業であつて、新失業保険法第六条第二項の任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

第十一条　失業保険暫定任意適用事業に該当する事業が新失業保険法第六条第一項の当然適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第四条第一項の規定の適用については、同項中「その事業が開始された日又はその事業が同項の当然適用事業に該当するに至つた日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の当然適用事業に該当するに至つた日」とする。

第十二条　第九条又は第十条の規定により徴収法第四条に規定する失業保険に係る保険関係（以下「失業保険に係る保険関係」という。）が成立している事業に関する新失業保険法第五条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「第四条」とあるのは「第四条又は失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第　号）第九条若しくは第十条」と、同法第八条中「同法第八条第一項」とあるのは「徴収法第八条第一項」とする。

（失業保険に係る保険関係の消滅に関する経過措置）

第十三条　徴収法第六条の規定は、第九条又は第十条の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。

（有期事業に関する経過措置）

第十四条　事業の期間が予定される事業であつて、この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業については、次に定めるところによる。

一　当該事業を労災保険に係る保険関係及び失

業保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

二　当該事業に係る徴収法第十条第二項の労働保険料（以下「労働保険料」という。）の納付については、労働省令で別段の定めをすることができる。

（継続事業の一括に関する経過措置）

第十五条　この法律の施行の際現に旧労災保険法第十一条の二の承認に係る二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当する場合には、この法律の施行の日に、当該二以上の事業について、同条の認可があつたものとみなす。この場合において、旧労災保険法第十一条の二の規定により政府が指定した一の事業は、徴収法第九条の規定により労働大臣が指定した一の事業とみなす。

（一般保険料率の特例に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、旧労災保険法第二十七条に規定する保険関係の成立後の経過期間、保険給付の額及び保険料の額は、それぞれ徴収法第十二条第三項に規定する労災保険に係る保険関係が成立した後の経過期間、保険給付の額及び一般保険料の額に第一種特別加入保険料の額を加えた額とみなす。

2　第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付が行なわれることとなつた労働者に係る事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「年金たる保険給付」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第号）第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くものとし、年金たる保険給付」とする。

（増加概算保険料の納付に関する経過措置）

第十七条　労災保険暫定任意適用事業に関する徴収法第十六条の規定の適用については、同条中「第十二条第一項第二号」とあるのは、「第十二条第一項第二号又は第三号」とする。

（労災保険の保険給付の特例に関する経過措置）

第十八条　政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の療養補償を行なつている労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、新労災保険法第三章の規定により、保険給付を行なうことができる。

2　政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五条の療養補償を行なつている労働者に対しても、当該療養補償を新労災保険法の規定による療養補償給付とみなして、同法第三章の規定により、長期傷病補償給付を行なうことができる。

3　事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

第十九条　政府は、前条第一項又は第二項の規定により保険給付を行なうこととなつた場合には、労働省令で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

2　前項の特別保険料の額は、賃金総額に当該保険給付に要する費用その他の事情を考慮して労働大臣の定める率を乗じて得た額とする。

3　徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第十六条前段、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十六条から第二十九条まで、第三十七条、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで並びに第四十五条第二項の規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十一条第二項	前項の「賃金総額」	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第号。以下「整備法」という。）第十九条第二項の「賃金総額」
第十五条第一項	保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認があつた日）	整備法第十九条第一項の労働省令で定める期間（以下「徴収期間」という。）が始まつたものについては、その始まつた日
	保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から	徴収期間が始まつたものについては、その始まつた日から
第十五条第二項	保険関係が成立した日（当該保険関係が成立した日の翌日以後に労災保険法第二十八条第一項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認があつた日）	徴収期間が始まつた日
	前項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間	徴収期間

第十九条第一項	保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中途に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日）、第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度	徴収期間が経過したものについては、その経過した日
第十九条第二項	保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第二十八条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間	徴収期間が始まり、又は徴収期間が経過したものについては、当該徴収期間に係る期間
第十九条第三項	保険関係が消滅した日	徴収期間が経過した日
第四十二条第四十三条第一項第四十五条第二項	この法律	整備法第十八条及び第十九条の規定

第二十条　事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　前条第三項において準用する徴収法第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

二　前条第三項において準用する徴収法第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（中小事業主等の特別加入に関する経過措置）

第二十一条　この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の十二第一項の承認を受けている事業主は、この法律の施行の日に、新労災保険法第二十八条第一項の承認を受けたものとみなす。

2　労災保険暫定任意適用事業の事業主に関する新労災保険法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第三条の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係」とあるのは、「失業保険法、及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第　号）第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により成立する労災保険に係る保険関係」とする。

（労働保険事務組合に関する経過措置）

第二十二条　この法律の施行の際現に旧労災保険法第三十四条の七第二項の認可を受けている事業主の団体若しくはその連合団体又は旧失業保険法第三十八条の二十五第二項の認可を受けている事業主の団体は、この法律の施行の日に、徴収法第三十三条第二項の認可を受けたものとみなす。

（労働保険事務組合に対する報奨金）

第二十三条　政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

（被保険者に関する届出等に関する経過措置）

第二十四条　旧失業保険法の規定による被保険者（以下「旧被保険者」という。）であつて、引き続き新失業保険法第五条に規定する被保険者（以下「新被保険者」という。）となつたものについては、この法律の施行の日に、同法第八条の規定による届出がなされ、かつ、同法第十条の確認がなされたものとみなす。

2　旧被保険者の資格の取得及び喪失の確認については、なお従前の例による。

（被保険者期間等の計算に関する経過措置）

第二十五条　旧被保険者であつた者に関する新失業保険法の規定の適用については、旧失業保険法の規定による被保険者期間及び旧被保険者であつた期間は、それぞれ新失業保険法の規定による被保険者期間及び新被保険者であつた期間とみなす。この場合において、旧被保険者であつて引き続き新被保険者となつた者に係る当該旧被保険者の資格の取得の日から当該新被保険者でなくなつた日までの期間については、当該新被保険者でなくなつた日まで当該旧被保険者であつたものとみなして旧失業保険法第十四条及び失業保険法等の一部改正法附則第三条の規定により算定した被保険者期間を、新失業保険法の規定による被保険者期間とみなす。

2　旧被保険者であつて引き続き新被保険者となつた者に関する新失業保険法第二十条の二第一項の規定の適用については、当該旧被保険者の資格の取得の日を当該新被保険者となつた日とみなす。

（従前の労災保険の保険料、保険給付等に関する経過措置）

第二十六条　この法律の施行前の期間に係る旧労災保険法の規定による保険料及び当該保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に生じた事故に係る労災保険の保険給付及び当該保険給付に係る徴収金については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に旧労災保険法第三十四条の三第一項又は第二項の規定により行なうこととなつた保険給付に係る特別保険料については、なお従前の例による。

（従前の失業保険の保険料、保険給付等に関する経過措置）

第二十七条　旧失業保険法の規定による日雇労働被保険者であつた者に関する新失業保険法第三十八条の九の規定の適用については、旧失業保険法の規定により納付された保険料とみなし、旧失業保険法の規定により納付された第一級の保険料は、同条第二項の第一級の保険料とみなす。

2　この法律の施行前の期間に係る旧失業保険法の規定による保険料並びに当該保険料に係る徴収金及び保険料の負担については、なお従前の例による。

3　旧失業保険法第十五条第一項に該当するに至つた後における最初の離職の日がこの法律の施行の日前である者に関する当該受給資格に係る保険給付並びに就職支度金及び移転費の支給については、なお従前の例による。

4　この法律の施行後に離職した者であつて、旧失業保険法の規定による特定賃金月額に係るものに関する賃金日額の計算については、別に労働省令で定めるところによる。

（失業保険の特別保険料に関する経過措置）

第二十八条　旧失業保険法第三十七条の三第一項の短期離職者の数は、労働省令で定めるところにより、当該短期離職者の数に係る同項に規定する事業所に対応する新失業保険法第三十六条第一項に規定する事業に係る同項の短期離職者の数とみなす。

（従前の失業保険に係る認可等に関する経過措置）

第二十九条　この法律の施行の際現になされている旧失業保険法第三十八条の四第一項の認可は、新失業保険法第三十八条の四第一項の認可とみなす。

2　この法律の施行の際現になされている旧失業保険法第三十八条の五第二項ただし書の認可は、新失業保険法第三十八条の五第二項ただし書の認可とみなす。

3　この法律の施行の際現になされている旧失業保険法第三十八条の十二の二第一項の承認は、徴収法第二十三条第三項の承認とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十条　この法律に規定するもののほか、失業保険法等の一部改正法の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び徴収法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（失業保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　失業保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を削る。

（失業保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　前条の規定による改正前の失業保険法の一部を改正する法律附則第五項の規定に基づく報奨金の交付については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条　労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十三条の規定に基づく報奨金の交付については、なお従前の例による。

（労働省設置法の一部改正）

第三十五条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の三の次に次の三号を加える。

十三の四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号）に基づいて、労働保険料を徴収すること。

十三の五　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）に基づいて、失業保険の特別保険料を徴収すること。

十三の六　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第　号）に基づいて、労働者災害補償保険の特別保険料を徴収すること。

第四条第三十号中「保険加入又は脱退の申込」を「保険の加入又は保険関係の消滅の申請」に、「これに承諾を与えること」を「これを認可すること」に改め、同条第三十一号を次のように改める。

三十一　削除

第四条第三十九号中「又は任意適用の日雇労働者が加入又は脱退」を「が保険の加入又は保険関係の消滅」に改め、同条第四十号を次のように改める。

四十　削除

第六条第一項第十一号の四の次に次の二号を加える。

十一の五　労働保険料、失業保険の特別保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料の徴収に関すること。

十一の六　労働保険事務組合の認可その他監督に関すること。

第八条第一項第六条中「行うこと」の下に「（大臣官房の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十条第一項第五号中「行うこと」の下に「（大臣官房の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第七号中「（昭和二十二年法律第百四十六号）」を削る。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第三十六条　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「失業保険法第三十五条」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号）第二十六条及び第四十一条第二項」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第三十七条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「の適用を受ける事業所に失業保険の被保険者（同法第三十八条の五の日雇労働被保険者を除く。）として雇用されている者が、当該事業所」を「第八条に規定する適用事業に雇用されている労働者（同法第三十八条の五に規定する日雇労働被保険者を除く。）が、当該事業の事業所」に改め、同条第三項中「とみなし、その確認による被保険者の資格の喪失については、同法第十三条の二第一項の確認があつたもの」を削り、「第十三条の三」を「第八条」に改める。

（所得税法の一部改正）

第三十八条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項第四号を次のように改める。

四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号）の規定により失業保険の被保険者として負担する労働保険料

（港湾労働法の一部改正）

第三十九条　港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「同法の規定による保険料を納付したときは、当該保険料のうち事業主

が負担した額に相当する額」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号。以下「徴収法」という。）第十条第二項第四号の印紙保険料（以下「印紙保険料」という。）を納付したときは、当該印紙保険料に相当する額に労働省令で定める率を乗じて得た額」に改める。

第五十九条第三項中「失業保険法第五章」の下に「及び徴収法第三章」を加え、「保険料」を「印紙保険料」に、「同章」を「失業保険法第五章」に改める。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の一部改正）

第四十条　沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「失業保険法第三十条第二項」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号）第十二条第四項」に改める。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正）

第四十一条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「労働者災害補償保険法第二十七条」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号）第十二条第三項」に、「同条」を「同項」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第四十二条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律

別表第一第二十号の二の次に次の一号を加える。

二十の三　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第　号）

別表第二中失業保険法の項の次に次のように加える。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律	国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 主務大臣が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律についてこの欄の前項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

（罰則に関する経過措置）

第四十三条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この法律（第一条を除く。）は、徴収法の施行の日から施行する。

四月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立病院・療養所の職員の増員等に関する請願（第二二二四号）（第二四〇六号）

一、医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（第二二三六号）（第二二三七号）（第二二五五号）（第二二五六号）（第二二五七号）（第二二八九号）（第二二九〇号）（第二二九一号）（第二二九二号）（第二二九七号）（第二三一一号）（第二三九八号）（第二三九九号）（第二四〇〇号）（第二四六一号）（第二四七二号）（第二四七三号）（第二六三一号）（第二六三二号）（第二七九〇号）（第二七九一号）（第二八三四号）

一、労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願（第二二三八号）（第二二三九号）（第二二九六号）（第二三一二号）（第二三一四号）（第二四〇二号）（第二四〇三号）（第二六〇一号）（第二六三三号）（第二六三四号）（第二八三三号）

一、療術の新規開業制度に関する請願（第二二四〇号）（第二二五八号）（第二二九三号）（第二二九四号）（第二二九五号）（第二四〇四号）（第二四五八号）

一、スモン病対策確立に関する請願（第二三一九号）

一、医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善等に関する請願（第二四〇一号）（第二八三五号）

一、国民年金等の改善に関する請願（第二四〇五号）（第二八〇九号）（第二九三〇号）

一、社会保障の充実及び児童手当の支給に関する請願（第二四五五号）

一、医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反対等に関する請願（第二四八三号）

一、健康保険・共済制度の抜本改悪反対等に関する請願（第二四八四号）（第二四八五号）（第二六三五号）

一、医療保険制度改悪反対に関する請願（第二七五七号）（第二七五八号）（第二七五九号）（第二七六〇号）（第二七六一号）（第二七六二号）（第二七六三号）（第二七六四号）（第二七六五号）（第二七六六号）（第二七六七号）（第二七六八号）（第二七六九号）（第二七七〇号）（第二七七一号）（第二七七二号）（第二七七三号）（第二七七四号）（第二七七五号）（第二七七六号）（第二七七七号）（第二七七八号）（第二七七九号）（第二七八〇号）（第二七八一号）（第二七八二号）（第二七八三号）（第二七八四号）（第二七八五号）（第二七八六号）（第二七八七号）（第二七八八号）（第二七八八九号）（第二七八九〇号）（第二七八九一号）（第二七八九二号）（第二七八九三号）（第二七八九四号）（第二七八九五号）（第二七八九六号）（第二七八九七号）（第二七八九八号）（第二七八九九号）（第二七九〇〇号）（第二七九〇三号）（第二七九〇四号）（第二七九〇五号）（第二七九〇六号）（第二七九〇七号）（第二七九〇八号）（第二七九〇九号）（第二七九一〇号）（第二七九一一号）（第二七九一二号）（第二七九一三号）（第二七九一四号）（第二七九一五号）（第二七九一六号）（第二七九一七号）（第二七九一八号）（第二七九一九号）（第二七九二〇号）（第二七九二一号）（第二七九二二号）（第二七九二三号）（第二七九二四号）（第二七九二五号）（第二七九二六号）（第二七九二七号）（第二七九二八号）（第二七九二九号）

第二二二四号　昭和四十四年三月二十八日受理

国立病院、療養所の職員の増員等に関する請願

請　願　者　東京都世田谷区太子堂二ノ三五　佐藤紀子外八十八名

紹介議員　鈴木　強君

厚生省所管の国立病院、療養所の職員（医師、看護婦、医療技術者等）を、すみやかに増員するとともに、人べらしをすすめる「下請け」導入をとりやめられたい。

理　由

医療関係職員の不足は慢性的に続いており、とくに看護婦の不足ははなはだしく、最低限の医療さえ守れない状態である。加えて政府は「欠員不補充」政策をとっているので、人員不足はなんら解決をみないままに放置されている。さらに、「下請け」導入を洗濯、清掃、給食にまで及ぼし、全面的に人べらしを図ろうとしているが、このような状態が、このまま、あるいはこれ以上につづくならば、国民医療は大きな犠牲をしいられることになる。

第二四〇六号　昭和四十四年三月三十一日受理

国立病院療養所の職員の増員等に関する請願（三通）

請　願　者　長崎県南高来郡小浜町南本町一一

四　草野富士男外三百四十六名
紹介議員　森中　守義君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二三六号　昭和四十四年三月二十八日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（二通）
請　願　者　広島県福山市西桜町二丁目　近藤政枝外八百二十五名
紹介議員　松本　賢一君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二三七号　昭和四十四年三月二十八日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（二通）
請　願　者　兵庫県加古川市神野町石守　厚海千代子外百三十一名
紹介議員　中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二五五号　昭和四十四年三月二十八日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　広島県賀茂郡西条町寺家五一三　寺本玉枝外四百三名
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二五六号　昭和四十四年三月二十八日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　福岡市西新町一ノ三六　森一枝外二百名
紹介議員　小野　明君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二五七号　昭和四十四年三月二十八日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（二通）
請　願　者　千葉県佐原市佐原イ九八一ノ二　高橋はるえ外百九十九名
紹介議員　千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二八九号　昭和四十四年三月二十九日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（六通）
請　願　者　石川県金沢市鳴和町サ一日本電工金沢労働組合内　東豊男外千十三名
紹介議員　藤原　道子君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二九〇号　昭和四十四年三月二十九日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　広島県佐伯郡廿日市町原　森田美代子外百名
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二九一号　昭和四十四年三月二十九日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　北海道旭川市旭岡六丁目　宇山栄治外四百三十二名
紹介議員　竹田　現照君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二九二号　昭和四十四年三月二十九日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（四通）
請　願　者　京都府宇治市池森三五　斉藤勇次外四百二名
紹介議員　松澤　兼人君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二九七号　昭和四十四年三月二十九日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　兵庫県加古川市神野町石守四四七　大和竜太郎外百名
紹介議員　中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二三一一号　昭和四十四年三月三十一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　福岡県粕屋郡須恵町　佐藤みよ外二百名
紹介議員　小野　明君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二三一二号　昭和四十四年三月三十一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（二通）
請　願　者　千葉県市原市椎津一、三二六　三橋妙子外二百一名
紹介議員　田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二三九八号　昭和四十四年三月三十一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　広島県佐伯郡廿日市町　藤本操恵外五百四名
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二三九九号　昭和四十四年三月三十一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（二通）
請　願　者　福岡県粕屋郡志賀町西戸崎　百武守次外四百一名
紹介議員　小野　明君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二四〇〇号　昭和四十四年三月三十一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（八通）
請　願　者　熊本県菊池郡西合志町　丸山道子外二千二百七十七名
紹介議員　森中　守義君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二四五九号　昭和四十四年四月一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　京都府久世郡城陽町寺田　小松道徳外六百二名
紹介議員　佐野　芳雄君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二四六〇号　昭和四十四年四月一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　愛知県豊橋市飯村町西山二五ノ三七　石川裕代外百四十一名
紹介議員　成瀬　幡治君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二四六一号　昭和四十四年四月一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願（五通）
請　願　者　東京都品川区西品川二ノ二四ノ二一　乳川幸子外九百五名
紹介議員　上田　哲君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二四七二号　昭和四十四年四月一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請　願　者　広島県安芸郡瀬野川町畑賀国立畑

賀療養所内　川手定子外五百五名
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二四七三号　昭和四十四年四月一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願(十五通)
請願者　石川県加賀市大聖寺耳聞山町　毛利幹文外千六百三名
紹介議員　藤原　道子君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二六三一号　昭和四十四年四月二日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願(三通)
請願者　千葉県君津郡上総町川谷　白熊みな子外三百一名
紹介議員　羽生　三七君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二六三二号　昭和四十四年四月二日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請願者　北海道旭川市宮下通二〇丁目　藤田光三外千四百三十三名
紹介議員　吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二七九〇号　昭和四十四年四月二日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願(十通)
請願者　島根県江津市大字神主　河野八重子外千二十二名
紹介議員　中村　波男君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二七九一号　昭和四十四年四月二日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請願者　千葉市浜野町一、〇六七　斎藤むつ外九十九名
紹介議員　千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二七九二号　昭和四十四年四月二日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願(四通)
請願者　福岡県粕屋郡古賀町久保花見　井上正代外八百十五名
紹介議員　小野　明君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二八一三号　昭和四十四年四月二日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願
請願者　広島市宇品神田五ノ一六ノ二一　森重信枝外百五十六
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二八三四号　昭和四十四年四月三日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願(十通)
請願者　宮城県亘理郡亘理町吉田　秋山一代外千五十三名
紹介議員　沢田　政治君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第二二三八号　昭和四十四年三月二十八日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(二通)
請願者　兵庫県洲本市物部　加藤恵美子外六十一名
紹介議員　中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二二三九号　昭和四十四年三月二十八日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願
請願者　埼玉県浦和市領家一ノ三ノ六　田草川綾子外六十三名
紹介議員　森　勝治君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二二九六号　昭和四十四年三月二十九日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(二通)
請願者　兵庫県西宮市上葭原町一ノ一四　小林智子外六十一名
紹介議員　中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二三一三号　昭和四十四年三月三十一日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(三通)
請願者　兵庫県朝来郡和田山町枚田　岩本寿賀野外百三十七名
紹介議員　中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二三一四号　昭和四十四年三月三十一日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(三通)
請願者　山口県豊浦郡豊田町大字中村　吉村敏子外三百二十九名
紹介議員　徳永　正利君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二四〇二号　昭和四十四年三月三十一日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願
請願者　岐阜市三橋町三五　市原治子外七百五十六名
紹介議員　中村　波男君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二四〇三号　昭和四十四年三月三十一日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(十三通)
請願者　宮城県仙台市本櫓丁一〇日本看護協会看護婦会宮城県支部内　斎田トキ子外九百八名
紹介議員　高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二六〇一号　昭和四十四年四月一日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(二通)
請願者　兵庫県赤穂市上仮屋七五三ノ一　浜尾正義外九十一名
紹介議員　中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二六三三号　昭和四十四年四月二日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(二通)
請願者　兵庫県尼崎市西難波町四ノ一一ノ二三　長谷川和子外九十名
紹介議員　中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二六三四号　昭和四十四年四月二日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(九通)
請願者　名古屋市千種区姫池通三ノ八　小山田百合恵外三百二十三名
紹介議員　成瀬　幡治君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二八三三号　昭和四十四年四月三日受理
労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(二通)

請　願　者　神戸市長田区前原町一ノ七五　増田美代子外九十一名

紹介議員　中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第二二四〇号　昭和四十四年三月二十八日受理

療術の新規開業制度に関する請願

請　願　者　東京都杉並区天沼三ノ二ノ一八　島崎俊彦

紹介議員　村尾　重雄君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二二五八号　昭和四十四年三月二十八日受理

療術の新規開業制度に関する請願

請　願　者　高知市八軒町二八　伴幹

紹介議員　塩見　俊二君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二二九三号　昭和四十四年三月二十九日受理

療術の新規開業制度に関する請願

請　願　者　神奈川県平塚市八幡四二八　原田道之助

紹介議員　河野　謹三君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二二九四号　昭和四十四年三月二十九日受理

療術の新規開業制度に関する請願

請　願　者　茨城県日立市神峰町一ノ七ノ一三　鈴木常月

紹介議員　中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二二九五号　昭和四十四年三月二十九日受理

療術の新規開業制度に関する請願

請　願　者　富山県婦負郡八尾町西新町三、九六四　牧村能祐

紹介議員　杉原　一雄君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二四〇四号　昭和四十四年三月三十一日受理

療術の新規開業制度に関する請願

請　願　者　横浜市鶴見区矢向三ノ五ノ二五　猪俣義雄

紹介議員　大竹平八郎君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二四五八号　昭和四十四年四月一日受理

療術の新規開業制度に関する請願

請　願　者　福岡市千代町二ノ八四　黒瀬保生

紹介議員　小野　明君

この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第二三一九号　昭和四十四年三月三十一日受理

スモン病対策確立に関する請願

請　願　者　岡山市内山下岡山県議会議長　大本満福

紹介議員　小枝　一雄君

原因不明の奇病「スモン病」の病因究明と、診断基準及び予防対策の確立を図り、患者の救済措置並びに後遺症患者の援護対策等を積極的に進められたい。

理　由

一、岡山県では、昭和三十八年ごろから「スモン病」患者が集団発生しているが、本年三月十日現在で、すでに五百三十名の多きに達している。

二、本病は、下痢、腹痛等を主訴とする腹部症状を前駆として、下半身麻ひ（知覚障害、運動障害）及び視力障害、言語障害をきたす疾病であり、しかもこの病気は、完全治ゆ例が少なく、失明、運動障害など、なんらかの後遺症を残し、社会復帰はもちろん、家庭生活復帰も困難で、重症者は呼吸麻ひや衰弱で死亡するなど、まことに悲惨な現状である。

三、本県では、岡山大学医学部の協力を得て、かつてその例を見ない医学部十一教室が参加した「スモン病調査研究班」を編成し、鋭意原因の究明と診断及び治療法の解明に取り組んでいるが、この病気の特殊な症状と、治療の長期化とによる医療費及び患者負担の過重、後遺症患者の援護対策等、国の施策に待つことがまことに多い。

四、全国でも例を見ない、このような集団発生は、深刻な社会不安を起こしており、これが早期対策の確立は緊急を要する。

第二四〇一号　昭和四十四年三月三十一日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善等に関する請願（七通）

請　願　者　熊本市八幡町一、二八九　柿原洋子外二千三百五十一名

紹介議員　森中　守義君

この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第二八三五号　昭和四十四年四月三日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善等に関する請願（十七通）

請　願　者　福井県武生市村田町　安川進外千六百九十五名

紹介議員　藤原　道子君

この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第二四〇五号　昭和四十四年三月三十一日受理

国民年金等の改善に関する請願

請　願　者　山口市春日町七ノ二財団法人山口県老人クラブ連合会会長　橋本正之外七千五百名

紹介議員　吉武　恵市君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第二八〇九号　昭和四十四年四月二日受理

国民年金等の改善に関する請願（三通）

請　願　者　兵庫県加東郡社町社　梶原正吉外百九十八名

紹介議員　青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第二九三〇号　昭和四十四年四月三日受理

国民年金等の改善に関する請願（四通）

請　願　者　兵庫県多可郡加美町轟一　後藤又蔵外千百七十九名

紹介議員　青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第二四五五号　昭和四十四年四月一日受理

社会保障の充実及び児童手当の支給に関する請願（二通）

請　願　者　東京都田無市南町一ノ一ノ七　河井務外三千四百二十二名

紹介議員　上田　哲君

政府は、財政の硬直化と受益者負担の原則を理由に健康保険、失業保険等の社会保障費の削減を図ろうとしているが、このような大衆負担の増大を図る改悪をしないで、住みよい働きよい環境づくりの政策を実施されたい。また、義務教育終了前のすべての児童に対し、全額国庫負担で月三千円の児童手当を支給されたい。

第二四八三号　昭和四十四年四月一日受理

医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反対等に関する請願

請　願　者　東京都中野区中央三ノ四五ノ二〇　崎山一夫外四十五名

紹介議員　小笠原貞子君

医療保険制度の抜本改悪に反対し、左記事項の早急実現を要請する。

一、給付引下げ、療養費払い、自由診療、保険料引上げ、財政調整・保険公社などをねらう「医療保険抜本改革」をとりやめること。

二、まともな医療が行なえるように診療報酬を国と資本家負担によつて五割以上単価で引き上げること。

三、「健保特例法」期限延長案を即時撤廃すること。

四、すべての医療保険に現物給付で本人・家族と

も十割給付とすること。当面、六十歳以上の老人と乳幼児の十割給付をただちに実現すること。
五、傷病手当金を十割で直るまで保障し、出産手当、予防給付を新設すること。
六、医薬分業など診療報酬の「合理化」をせず、独占薬価の引下げを実施すること。
七、医療労働者の大幅増員、賃上げ、夜勤制限を行なうこと。乳児の二十四時間保育所を大量に設置すること。
八、国民健保保険料(税)の値上げを行なわず、国保医療費と保険料の減免の完全実施を図ること。

第二四八四号　昭和四十四年四月一日受理
健康保険・共済制度の抜本改悪反対等に関する請願
請願者　東京都世田谷区上馬一ノ九ノ二〇　坂本外茂枝外四百九十九名
紹介議員　春日　正一君　河田　賢治君
健康保険・共済制度の抜本改悪、健康保険等臨時特例法の延長、日雇健康保険の改悪等に反対し、左記事項の実現を要求する。
一、給付水準の引下げ、患者負担引上げ、療養費払制、財政調整などをねらう医療保険制度の抜本改悪を行なわないこと。
二、被保険者の保険料引上げを行なわず、引上げ分は全額資本家が負担し、各制度の赤字は全額国で補てんすること。
三、国庫負担を当面、健保三割、共済組合短期二割、日雇健保八割、国民健保に五割以上とし、これが定率化を図ること。
四、保険料負担割合を労働者三、使用者七とすること。
五、すべての給付は本人家族とも十割で、直るまでとし、出産、埋葬に要する費用の実費を支給すること。
六、健康保険法臨時特例法の期限延長をやめること。
七、日雇健保の改悪と擬制適用のしめつけをやめ、適用範囲を拡大すること。
八、医師、看護婦をはじめとする医療従事者の大幅増員と待遇改善をすること。
九、国庫負担による診療報酬の引上げを行なうこと。

第二四八五号　昭和四十四年四月一日受理
健康保険・共済制度の抜本改悪反対等に関する請願
請願者　東京都中野区弥生町一ノ五三ノ一六　高橋光雄外四百九十九名
紹介議員　須藤　五郎君　岩間　正男君
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二六三五号　昭和四十四年四月二日受理
健康保険・共済制度の抜本改悪反対等に関する請願
請願者　東京都町田市木曾町一三四　斉藤　敏外三百四十三名
紹介議員　野坂　参三君
この請願の趣旨は、第二四八四号と同じである。

第二七五七号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県南巨摩郡身延町梅平二四八　望月茂子外四十一名
紹介議員　中村　英男君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七五八号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県南巨摩郡櫛形村梅林　望月馨子外四十名
紹介議員　西村　関一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七五九号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県南巨摩郡富沢町福士二、七〇〇ノ一三　松田敬子外四十二名
紹介議員　野上　元君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六〇号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県南巨摩郡富沢町万沢　宮下一秋外四十三名
紹介議員　羽生　三七君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六一号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県南巨摩郡富沢町万沢三、九六七　篠原みよ子外三十八名
紹介議員　林　虎雄君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六二号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県南巨摩郡増穂町青柳五二〇　矢崎厚外四十三名
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六三号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県南巨摩郡身延町大野二八二　穂坂忠男外五十四名
紹介議員　藤原　道子君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六四号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県中巨摩郡甲西町大師六三八　深沢美与子外四十五名
紹介議員　前川　旦君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六五号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　三重県熊野市木本町　浜中勇外四十九名
紹介議員　松井　誠君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六六号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県塩山市千野三、三七一　古屋富貴恵外四十五名
紹介議員　松本　英一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六七号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県塩山市下萩原二、〇九〇　姉川和雄外四十五名
紹介議員　松本　賢一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六八号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県塩山市下於曾五六七　小林幸子外四十四名
紹介議員　松永　忠二君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七六九号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県甲府市塩部四ノ四ノ六　樋川市昌外四十五名
紹介議員　松澤　兼人君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七〇号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都保谷市東町二ノ三ノ六　福寿幸教外四十九名
紹介議員　村田　秀三君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七一号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都足立区六町一、六四二　萩原巳之吉外四十九名
紹介議員　森　勝治君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七二号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都豊島区西巣鴨四ノ四一一　筒井四六外四十九名
紹介議員　森　元治郎君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七三号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都板橋区大谷口上町二六　渡辺栄子外四十九名
紹介議員　森中　守義君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七四号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都足立区花畑町一八〇　大塚末司外四十九名
紹介議員　矢山　有作君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七五号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都品川区南品川一ノ八ノ一八　山本義男外四十九名
紹介議員　大和　与一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七六号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　千葉県流山市向小金新田一三七ノ七　田口義人外四十九名
紹介議員　山崎　昇君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七七号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都豊島区池袋二ノ九七二　岡本正一外四十九名
紹介議員　山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七八号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　神奈川県逗子市沼間四ノ一、一八四ノ六　飯森正巳外四十九名
紹介議員　安永　英雄君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七七九号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　神奈川県鎌倉市岡本一、三二〇　中沢昭典外四十九名
紹介議員　横川　正市君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七八〇号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都目黒区中町一ノ二五ノ一三　小安祥允外四十九名
紹介議員　吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二七八一号　昭和四十四年四月二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都品川区戸越一ノ一八ノ一三　吉野正外四十九名
紹介議員　和田　静夫君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八八一号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都世田谷区下馬二ノ三三ノ一〇ノ四〇三　甲田美雄外四十九名
紹介議員　木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八八二号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都港区芝白金三光町二九　佐賀栄一外四十九名
紹介議員　木村美智男君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八八三号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都練馬区上石神井二ノ九〇〇　宮田芳郎外四十九名
紹介議員　久保　等君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八八四号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都杉並区方南一ノ四六ノ五　木内節子外四十九名
紹介議員　小林　武君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八八五号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都豊島区西巣鴨二ノ二、七三二　北見幸子外四十九名
紹介議員　小柳　勇君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八八六号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都品川区北品川一ノ八ノ一八　大竹ひろみ外四百九十三名
紹介議員　近藤　信一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八八七号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知市西弘小路二七　森川義広外四十九名
紹介議員　佐野　芳雄君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八八八号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知市瀬戸一七三ノ一三　国見登佐外四十九名
紹介議員　沢田　政治君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八八九号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　三重県熊野市五郷町桃崎　斎藤献外四十九名
紹介議員　杉原　一雄君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九〇号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知市栄田町一〇ノ三　岩崎義秋外四十九名

紹介議員　鈴木　強君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九一号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知県香美郡土佐山田町京田四〇六　土方猛外四十九名
紹介議員　鈴木　力君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九二号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　福井県大飯郡高浜町三明　武野秀則外三十二名
紹介議員　瀬谷　英行君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九三号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　三重県度会郡大宮町野原四二七　梅田武外二十七名
紹介議員　田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九四号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　三重県四日市市泊山崎町八ノ一七　恒岡利一外十四名
紹介議員　田中　一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九五号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨市小原東一一七　奈良登美江外四十五名
紹介議員　竹田　現照君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九六号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県塩山市下萩原二、〇九〇　姉川和雄外四十五名
紹介議員　竹田　四郎君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九七号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　三重県度会郡大宮町阿曾　村田昭生外三十一名
紹介議員　武内　五郎君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九八号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県北巨摩郡白州町白須一、五六二　古屋麻須子外五十五名
紹介議員　達田　龍彦君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二八九九号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県東山梨郡牧丘町窪平町九四一　中島和吉外四十五名
紹介議員　千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇〇号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県塩山市上井尻六七五　丸山正外四十五名
紹介議員　鶴園　哲夫君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇一号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨県塩山市上萩原四八二　小島栄寿外四十一名
紹介議員　戸田　菊雄君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇二号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　埼玉県草加市瀬崎町一、〇五五　関根正信外四十九名
紹介議員　中村　波男君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇三号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都練馬区下石神井二ノ一、二四三　小沢芳文外三十二名
紹介議員　中村　英男君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇四号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　山梨市上神内川八八〇　武川和子外四十四名
紹介議員　永岡　光治君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇五号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　埼玉県大宮市清河寺前奈四七五ノ二　石川梅雄外四十九名
紹介議員　成瀬　幡治君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇六号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都品川区北品川一ノ八ノ一八　竹内裕見子外四十名
紹介議員　西村　関一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇七号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都葛飾区堀切町四ノ七ノ二〇　岡沢正明外五十九名
紹介議員　野上　元君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇八号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都足立区中央本町一ノ一〇ノ一ノ一二　加藤権次郎外四十九名
紹介議員　羽生　三七君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九〇九号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　東京都練馬区北町二ノ三〇ノ一二　笠井守外四十九名
紹介議員　林　虎雄君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一〇号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知県安芸市久世町五ノ一二　宮多恵子外四十九名
紹介議員　藤田　進君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一一号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知県安芸市川北中田　樋口彦市外四十九名
紹介議員　藤原　道子君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一二号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知市鏡川町八六　大原和雄外四十九名
紹介議員　前川　旦君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一三号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知県南国市亀岩八五八　島本理夫外四十九名
紹介議員　松井　誠君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一四号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知市城北町三四ノ二　横矢寛外四十九名
紹介議員　松澤　兼人君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一五号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知市鴨部七九　藤川里外四十九名
紹介議員　松永　忠二君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一六号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知市比島町一ノ九ノ二九　松高一正外四十九名
紹介議員　松本　英一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一七号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知市鴨部六六一　西村貴美子外四十九名
紹介議員　松本　賢一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一八号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知県吾川郡伊野町一、七一一　鈴木義夫外四十九名
紹介議員　村田　秀三君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九一九号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　高知市西秦泉寺二六九ノ三　岡林君代外四十九名
紹介議員　森　勝治君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二〇号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　横浜市保土ケ谷区峰岡町二ノ三一七　原田里乃外四十九名
紹介議員　森　元治郎君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二一号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　横浜市鶴見区下末吉町九七一　細田重雄外四十九名
紹介議員　森中　守義君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二二号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　横浜市保土ケ谷区今井町九〇〇　千葉力外四十九名
紹介議員　矢山　有作君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二三号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　神奈川県川崎市末長八九　岡本久人外四十九名
紹介議員　安永　英雄君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二四号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　横浜市戸塚区矢部町三三一　渡辺トミ子外四十九名
紹介議員　山崎　昇君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二五号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　横浜市鶴見区向井町三ノ八二ノ一　田村キヨ子外四十九名
紹介議員　山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二六号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　横浜市神奈川区松見町一ノ二〇ノ六　伊藤要次外四十九名
紹介議員　大和　与一君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二七号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　神奈川県川崎市小杉御殿町二ノ四五　北原義子外二十一名
紹介議員　横川　正市君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二八号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　横浜市鶴見区鶴見町一、〇六四　高橋一雄外四十七名
紹介議員　吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二九二九号　昭和四十四年四月三日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願
請願者　横浜市港北区太尾町一、二二六第一吉原荘内　吉岡陽子外六十九名
紹介議員　和田　静夫君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

四月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、職業訓練法案

職業訓練法案
職業訓練法
目次
第一章　総則（第一条―第四条）

第二章　職業訓練計画（第五条―第七条）
第三章　職業訓練
第一節　職業訓練の体系（第八条―第十三条）
第二節　公共職業訓練施設等（第十四条―第二十三条）
第三節　職業訓練の認定等（第二十四条―第二十七条）
第四節　職業訓練指導員（第二十八条―第三十条）
第四章　職業訓練団体
第一節　職業訓練法人（第三十一条―第四十三条）
第二節　職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会（第四十四条―第六十一条）
第五章　技能検定（第六十二条―第六十六条）
第六章　技能検定協会
第一節　中央技能検定協会（第六十七条―第八十六条）
第二節　都道府県技能検定協会（第八十七条―第九十四条）
第七章　職業訓練審議会（第九十五条―第九十七条）
第八章　雑則（第九十八条―第百二条）
第九章　罰則（第百三条―第百八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まつて、技能労働者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるために職業訓練及び技能検定を行なうことにより、職業人として有為な労働者を養成し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「労働者」とは、事業主に雇用される者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員を除く。）及び求職者（同項に規定する船員となろうとする者を除く。以下同じ。）をいう。

（職業訓練及び技能検定の原則）

第三条　職業訓練は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行なわれなければならない。

2　職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行なわれなければならない。

3　職業訓練と青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百十一号）による教育とは、重複しないように行なわれなければならない。

4　青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮して行なわれなければならない。

5　身体に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的事情等に配慮して行なわれなければならない。

6　職業訓練及び技能検定は、相互に密接な関連のもとに行なわれなければならない。

（関係者の責務）

第四条　事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行なうように努めなければならない。

2　国、都道府県及び雇用促進事業団は、事業主その他の関係者に対して必要な援助を行なう等職業訓練の振興を図るように努めなければならない。

第二章　職業訓練計画

（職業訓練基本計画）

第五条　労働大臣は、職業訓練及び技能検定に関する基本となるべき計画（以下「職業訓練基本計画」という。）を策定するものとする。

2　職業訓練基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　技能労働力の需給の動向に関する事項

二　職業訓練及び技能検定の実施目標に関する事項

三　職業訓練及び技能検定について講じようとする施策の基本となるべき事項

3　職業訓練基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力の産業別、職種別、企業規模別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない。

4　労働大臣は、必要がある場合には、職業訓練基本計画において、特定の職種等に係る職業訓練の振興を図るために必要な施策を定めることができる。

5　労働大臣は、職業訓練基本計画を定めるにあたつては、あらかじめ、中央職業訓練審議会の意見をきくほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見をきくものとする。

6　労働大臣は、職業訓練基本計画を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

7　前二項の規定は、職業訓練基本計画の変更について準用する。

（都道府県職業訓練計画）

第六条　都道府県知事は、職業訓練基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行なわれる職業訓練及び技能検定に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業訓練計画」という。）を策定するものとする。

2　都道府県知事は、都道府県職業訓練計画を定めるにあたつては、あらかじめ、都道府県職業訓練審議会の意見をきくものとする。

3　前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は都道府県職業訓練計画の策定について、同条第六項及び前項の規定は都道府県職業訓練計画の変更について準用する。この場合において、同条第四項及び第六項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（勧告）

第七条　労働大臣又は都道府県知事は、職業訓練基本計画又は都道府県職業訓練計画を的確に実施するため必要があると認めるときは、中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会の意見をきいて、関係事業主の団体に対して、職業訓練の実施について必要な勧告をすることができる。

第三章　職業訓練

第一節　職業訓練の体系

（職業訓練の種類）

第八条　第十四条に規定する公共職業訓練施設の行なう職業訓練及び第二十四条第一項の認定に係る職業訓練（以下「法定職業訓練」という。）は、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練及び再訓練並びに指導員訓練とする。

2　養成訓練は、労働者に対し、職業に必要な基礎的な技能（これに関する知識を含む。以下同じ。）を習得させることによつて、技能労働者としての能力を養成するために行なう訓練とする。

3　向上訓練は、養成訓練を受けた労働者その他職業に必要な相当程度の技能を有する労働者に対し、より高度の技能を習得させることによつて、技能労働者としての能力を向上させるために行なう訓練とする。

4　能力再開発訓練は、労働者に対し、従前の職業等を考慮して、新たな職業に必要な技能を習得させることによつて、技能労働者としての新たな能力を開発するために行なう訓練とする。

5　再訓練は、前三項の職業訓練を受けた労働者その他これらの者と同程度の技能を有する労働者に対し、その職業に必要な技能を補充させることによつて、技能労働者としての能力を確保させるために行なう訓練とする。

6　指導員訓練は、法定職業訓練において訓練を担当する者（以下「職業訓練指導員」という。）になろうとする者又は職業訓練指導員に対し、必要な技能を付与することによつて、職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するために行なう訓練とする。

（訓練課程）

第九条　養成訓練は、専修訓練課程及び高等訓練課程に区分して行なうものとする。

2　前項に規定するもののほか、法定職業訓練を行なう場合における訓練課程については、労働省令で定める。

（職業訓練に関する基準）

第十条　法定職業訓練を受けることができる者の資格及び法定職業訓練に係る教科、訓練期間、設備その他の事項に関する基準については、訓練課程ごとに、労働省令で定める。

（教科書）

第十一条　養成訓練及び能力再開発訓練においては、労働大臣の認定を受けた教科書又は労働大臣の作成する教科書を使用するように努めなければならない。

（技能照査）

第十二条　第十四条に規定する公共職業訓練施設の長及び第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、高等訓練課程の養成訓練を受ける者に対し、技能の照査（以下「技能照査」という。）を行なわなければならない。

2　技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

3　技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（修了証書）

第十三条　次条に規定する公共職業訓練施設の長又は第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうものは、法定職業訓練を修了した者に対して、労働省令で定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。

第二節　公共職業訓練施設等

（公共職業訓練施設）

第十四条　国、都道府県、市町村及び雇用促進事業団（以下「国等」という。）が職業訓練を行なうために設置する施設（以下「公共職業訓練施設」という。）は、専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校及び身体障害者職業訓練校とする。

（専修職業訓練校）

第十五条　専修職業訓練校は、次の業務を行なう。

一　専修訓練課程の養成訓練を行なうこと。

二　向上訓練を行なうこと。

三　能力再開発訓練を行なうこと。

四　再訓練を行なうこと。

五　公共職業訓練施設以外のものの行なう職業訓練について援助を行なうこと。

六　前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関し必要な業務を行なうこと。

2　専修職業訓練校の位置、名称その他専修職業訓練校の運営について必要な事項は、条例で定める。

（高等職業訓練校）

第十六条　高等職業訓練校は、次の業務を行なう。

一　高等訓練課程の養成訓練を行なうこと。

二　向上訓練を行なうこと。

三　能力再開発訓練を行なうこと。

四　再訓練を行なうこと。

五　公共職業訓練施設以外のものの行なう職業訓練について援助を行なうこと。

六　前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関し必要な業務を行なうこと。

2　高等職業訓練校は、雇用促進事業団が設置する。

（職業訓練大学校）

第十七条　職業訓練大学校は、次の業務を行なう。

一　職業訓練に関する調査及び研究を行なうこと。

二　指導員訓練を行なうこと。

三　前二号に掲げる業務に附随して、養成訓練及び能力再開発訓練を行なうこと。

四　向上訓練を行なうこと。

五　再訓練を行なうこと。

六　前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関し必要な業務を行なうこと。

2　職業訓練大学校は、雇用促進事業団が設置する。

（身体障害者職業訓練校）

第十八条　国は、身体に障害がある者等で、専修職業訓練校、高等職業訓練校又は職業訓練大学校において法定職業訓練を受けることが困難であるものに対して、その能力に適応した法定職業訓練を行なうため、身体障害者職業訓練校を設置することができる。

2　国は、前項の規定により設置した身体障害者職業訓練校の運営を都道府県に委託することができる。

（公共職業訓練施設の設置の認可等）

第十九条　第十五条、第十六条及び前条に定めるもののほか、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けて、都道府県は高等職業訓練校又は身体障害者職業訓練校を、市町村は専修職業訓練校又は高等職業訓練校を設置することができる。

2　第十五条第三項の規定は、前項の規定により都道府県又は市町村が公共職業訓練施設を設置する場合について準用する。

3　都道府県、市町村及び雇用促進事業団は、公共職業訓練施設のほか、労働省令で定めるところにより、職業訓練に関し必要な施設を設置することができる。

（公共職業訓練施設の長）

第二十条　公共職業訓練施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならない。

（公共職業訓練施設の運営等）

第二十一条　公共職業訓練施設は、関係地域における職業訓練の振興に資するように運営されなければならない。

2　国等は、法定職業訓練のうち、その設置した公共職業訓練施設において行なうことが困難又は不適当であるものの実施を、当該公共職業訓練施設以外の公共職業訓練施設、第二十四条第一項の認定に係る職業訓練を行なうもの又は当該法定職業訓練を的確に実施することができる能力を有すると労働大臣が認めるものに、委託することができる。

（名称使用の制限）

第二十二条　公共職業訓練施設でないものは、その名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練校という文字を用いてはならない。

（職業訓練を受ける求職者に対する措置）

第二十三条　専修職業訓練校における養成訓練及び能力再開発訓練並びに身体障害者職業訓練校における法定職業訓練で、求職者に対して行なうものは、無料とするものとする。

2　国及び都道府県は、前項に規定する職業訓練を受ける求職者に対して、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給することができる。

第三節　職業訓練の認定等

（職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主、事業主の団体若しくはその連合団体若しくは第四章の規定により設立された職業訓練法人、職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行ない、若しくは行なおうとするもの（以下「事業主等」という。）の申請に基づき、当該事業主等の行なう職業訓練について、第十条の規定による労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条の規定に基づく命令の適用を受けるべきものであるときは、労働省令で定める場合を除

き、都道府県労働基準局長の意見をきくものとする。

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十条の規定による労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行なわなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（施設の名称）

第二十五条　認定職業訓練を行なう事業主等は、第二十二条の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより、その設置する職業訓練施設の名称中に専修職業訓練校又は高等職業訓練校という文字を用いることができる。

（認定職業訓練に対する援助）

第二十六条　都道府県及び雇用促進事業団は、認定職業訓練について、次の援助を行なうように努めなければならない。

一　職業訓練指導員を派遣すること。

二　教材その他認定職業訓練に必要な資料を提供すること。

三　認定職業訓練の計画及び運営に関する助言及び指導その他認定職業訓練に係る技術的な援助を行なうこと。

四　委託を受けて認定職業訓練の一部を行なうこと。

五　前各号に掲げるもののほか、公共職業訓練施設を使用させる等の便益を提供すること。

（事業主等の協力）

第二十七条　認定職業訓練を行なう事業主等は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練のための施設を他の事業主等の行なう職業訓練のために使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行なうように努めるものとする。

第四節　職業訓練指導員

（職業訓練指導員免許）

第二十八条　養成訓練及び能力再開発訓練における職業訓練指導員は、労働大臣の免許を受けた者でなければならない。

2　前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、労働省令で定める職種ごとに行なう。

3　職業訓練指導員免許は、申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する者に対して、免許証を交付して行なう。

一　指導員訓練のうち労働省令で定める訓練課程を修了した者

二　第三十条第一項の職業訓練指導員試験に合格した者

三　職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4　前項第三号に掲げる者の範囲は、労働省令で定める。

5　次の各号のいずれかに該当する者は、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許を受けることができない。

一　禁治産者又は準禁治産者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

三　職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

（職業訓練指導員免許の取消し）

第二十九条　労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号に該当するに至つたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消さなければならない。

2　労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員としてふさわしくない非行があつたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消すことができる。

3　労働大臣は、前項の規定により職業訓練指導員免許を取り消そうとするときは、当該処分に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

（職業訓練指導員試験）

第三十条　職業訓練指導員試験は、労働大臣が行なう。

2　前項の職業訓練指導員試験（以下「職業訓練指導員試験」という。）は、実技試験及び学科試験によつて行なう。

3　職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

一　第六十二条第一項の技能検定に合格した者

二　労働省令で定める実務の経験を有する者

三　前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4　前項第三号に掲げる者の範囲は、労働省令で定める。

5　労働大臣は、労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、第二項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

6　第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

第四章　職業訓練団体

第一節　職業訓練法人

（職業訓練法人）

第三十一条　認定職業訓練を行なう社団又は財団は、この法律の規定により職業訓練法人とすることができる。

（人格等）

第三十二条　職業訓練法人は、法人とする。

2　職業訓練法人でないものは、その名称中に職業訓練法人という文字を用いてはならない。ただし、職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会並びに第四十四条第二項ただし書に規定する団体については、この限りでない。

（業務）

第三十三条　職業訓練法人は、認定職業訓練を行なうほか、次の業務の全部又は一部を行なうことができる。

一　職業訓練に関する情報及び資料の提供を行なうこと。

二　職業訓練に関する調査及び研究を行なうこと。

三　前二号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行なうこと。

（登記）

第三十四条　職業訓練法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登録しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（設立等）

第三十五条　職業訓練法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、設立することができない。

2　職業訓練法人は、社団であるものにあつては定款で、財団であるものにあつては寄附行為で、次の事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称

四　主たる事務所の所在地

五　社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項

六　社団である職業訓練法人にあつては、会議に関する事項

七　役員に関する事項

八　会計に関する事項

九　解散に関する事項

十　定款又は寄附行為の変更に関する事項

十一　公告の方法

3　職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。

4　この節に定めるもののほか、職業訓練法人の設立の認可の申請に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（設立の認可）

第三十六条　都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一　当該申請に係る社団又は財団の定款又は寄附行為の内容が法令に違反するとき。

二　当該申請に係る社団又は財団がその業務を行なうために必要な経営的基盤を欠く等当該業務を的確に遂行することができる能力を有しないと認められるとき。

（成立の時期等）

第三十七条　職業訓練法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2　職業訓練法人は、成立の日から二週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（監事の兼職の禁止）

第三十八条　職業訓練法人に監事を置いた場合には、監事は、職業訓練法人の理事又は職員を兼ねてはならない。

（定款又は寄附行為の変更）

第三十九条　定款又は寄附行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　第三十六条の規定は、前項の認可について準用する。

（解散）

第四十条　職業訓練法人は、次の理由によつて解散する。

一　定款又は寄附行為で定めた解散理由の発生

二　目的とする事業の成功の不能

三　社団である職業訓練法人にあつては、総会の議決

四　社団である職業訓練法人にあつては、社員の欠亡

五　破産

六　設立の認可の取消し

2　前項第二号に掲げる理由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる理由により職業訓練法人が解散したときは、清算人は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（残余財産の帰属）

第四十一条　解散した職業訓練法人の残余財産は、定款又は寄附行為で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。この場合において、社団である職業訓練法人に係る出資者に帰属すべき残余財産の額は、当該出資者の出資額を限度とする。

2　社団である職業訓練法人の残余財産のうち、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を得、かつ、都道府県知事の認可を受けて定めた者に帰属させる。

3　財団である職業訓練法人の残余財産のうち、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて、他の職業訓練の事業を行なう者に帰属させる。

4　前二項の規定により処分されない残余財産は、都道府県に帰属する。

（設立の認可の取消し）

第四十二条　都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。

一　正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行なわないとき。

二　その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないとき。

（準用）

第四十三条　民法第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び第五十条から第六十七条までの規定は職業訓練法人の設立、管理及び運営について、同法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に係る部分に限る。）、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は職業訓練法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第四十条及び第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と、同法第四十二条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは「職業訓練法人成立ノ時」と、同法第五十九条第三号、第六十七条、第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第二節　職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会

（人格等）

第四十四条　職業訓練法人連合会（以下「連合会」という。）及び職業訓練法人中央会（以下「中央会」という。）は、法人とする。

2　連合会又は中央会でないものは、その名称中に職業訓練法人連合会又は職業訓練法人中央会という文字を用いてはならない。ただし、連合会又は中央会が組織する団体については、この限りでない。

（地区等）

第四十五条　連合会の地区は、都道府県の区域による。

2　中央会は、労働大臣の定める産業ごとに、全国を通じて一個とする。

（業務）

第四十六条　連合会及び中央会は、次の業務を行なうものとする。

一　会員の行なう認定職業訓練に関する業務についての指導及び連絡を行なうこと。

二　職業訓練に関する情報及び資料の提供並びに広報を行なうこと。

三　職業訓練に関する調査及び研究を行なうこと。

四　前三号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行なうこと。

（会員の資格）

第四十七条　連合会の会員の資格を有するものは、次のもので、定款で定めるものとする。

一　連合会の地区内に事務所を有する職業訓練法人

二　連合会の地区内に事務所を有する事業主又は事業主の団体で、認定職業訓練を行なうもの

三　前二号に掲げるもののほか、職業訓練の推進のための活動を行なうもの

2　中央会の会員の資格を有するものは、連合会その他の職業訓練の推進のための活動を行なうもので、定款で定めるものとする。

（加入）

第四十八条　連合会又は中央会は、会員の資格を有するものが連合会又は中央会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

（発起人）

第四十九条　連合会又は中央会を設立するには、連合会にあつてはその会員になろうとする三以

上の職業訓練法人が、中央会にあつてはその会員になろうとする三以上の連合会が、それぞれ発起人となることを要する。

（創立総会）

第五十条　発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに会議の開催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3　創立総会の議事は、会員の資格を有するもので、その創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

（設立の認可）

第五十一条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を、連合会にあつては都道府県知事に、中央会にあつては労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

（定款）

第五十二条　連合会又は中央会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　主たる事務所の所在地
四　会員の資格に関する事項
五　会議に関する事項
六　役員に関する事項
七　会計に関する事項
八　解散に関する事項
九　定款の変更に関する事項
十　公告の方法

2　定款の変更は、連合会にあつては都道府県知事の、中央会にあつては労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）

第五十三条　連合会又は中央会に、役員として、会長、理事及び監事を置く。

2　会長は、連合会又は中央会を代表し、その業務を総理する。

3　理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、連合会又は中央会の業務及び経理の状況を監査する。

5　役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

6　監事は、連合会又は中央会の会長、理事又は職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第五十四条　連合会又は中央会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が連合会又は中央会を代表する。

（決算関係書類の提出及び備付け等）

第五十五条　会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

（総会）

第五十六条　会長は、定款で定めるところにより、毎年一回、通常総会を招集しなければならない。

2　会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更
二　事業計画又は収支予算の決定又は変更
三　解散
四　会員の除名
五　前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

4　総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

（解散）

第五十七条　連合会又は中央会は、次の理由によつて解散する。

一　総会の議決
二　破産
三　設立の認可の取消し

2　前項第一号に掲げる理由により解散したときは、清算人は、連合会にあつては都道府県知事に、中央会にあつては労働大臣に、その旨を届け出なければならない。

（清算人）

第五十八条　連合会又は中央会が解散したときは、前条第一項第二号に掲げる理由による解散の場合を除き、会長が清算人となる。ただし、総会においてその他の者を選任したときは、この限りでない。

（決算関係書類の提出）

第五十九条　連合会又は中央会は、毎年、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を、連合会にあつては都道府県知事に、中央会にあつては労働大臣にそれぞれ提出しなければならない。

（設立の認可の取消し）

第六十条　都道府県知事又は労働大臣は、それぞれ連合会又は中央会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。

（準用）

第六十一条　第三十四条の規定は連合会又は中央会の登記について、第三十七条並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条、第六十四条から第六十六条まで及び第六十七条第二項の規定は連合会又は中央会の設立、管理及び運営について、第四十一条第一項前段、第二項及び第四項並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は連合会又は中央会の解散及び清算について準用する。この場合において、連合会にあつては、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と、同法第六十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業訓練法（昭和四十四年法律第　号）第五十八条」と、非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」と、中央会にあつては、第三十七条第二項及び第四十一条第二項中「都道府県知事」とあるのは「労働大臣」と、第四十一条第四項中「都道府県」とあるのは「国」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業訓練法（昭和四十四年法律第　号）第五十八条」と読み替えるものとする。

第五章　技能検定

（技能検定）

第六十二条　技能検定は、労働大臣が、政令で定める職種ごとに、労働省令で定める等級に区分して行なう。

2　前項の技能検定（以下この章において「技能検定」という。）は、実技試験及び学科試験によつて行なう。

3　前項の実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）の基準その他技能検定の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。

4　第三十条第五項の規定は、技能検定試験について準用する。

（受検資格）

第六十三条　技能検定を受けることができる者は、次の者とする。

一　法定職業訓練を修了した者で、労働省令で定める実務の経験を有するもの

二　前号に掲げる者に準ずる者で、労働省令で定めるもの

（技能検定の実施）

第六十四条　労働大臣は、毎年、技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなければならない。

2　労働大臣は、技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務で、政令で定めるものを都道府県知事に行なわせるものとする。

3　労働大臣は、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務の一部を中央技能検定協会に行なわせることができる。

4　都道府県知事は、技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の一部を都道府県技能検定協会に行なわせることができる。

5　労働大臣は、特に必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主又は事業主の団体で、あらかじめ指定するものに技能検定試験に関する業務の一部を委託することができる。

（合格証書）

第六十五条　技能検定に合格した者には、労働省令で定めるところにより、合格証書を交付する。

（合格者の名称）

第六十六条　技能検定に合格した者は、労働省令で定めるところにより、技能士と称することができる。

2　技能士でない者は、技能士という名称を用いてはならない。

第六章　技能検定協会

第一節　中央技能検定協会

（人格等）

第六十七条　中央技能検定協会（以下「中央協会」という。）は、法人とする。

2　中央協会でないものは、その名称中に中央技能検定協会という文字を用いてはならない。

（数）

第六十八条　中央協会は、全国を通じて一個とする。

（業務）

第六十九条　中央協会は、第六十四条第三項の規定による技能検定試験に関する業務を行なうほか、次の業務を行なうものとする。

一　技能検定に関する調査及び研究を行なうこと。

二　技能検定に関する広報を行なうこと。

三　技能検定に関する国際協力を行なうこと。

四　前三号に掲げるもののほか、技能検定に関し必要な業務を行なうこと。

（会員の資格）

第七十条　中央協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一　都道府県技能検定協会

二　全国的な事業主の団体で、技能検定の推進のための活動を行なうもの

三　前二号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

（加入）

第七十一条　都道府県技能検定協会は、すべて中央協会の会員となる。

2　中央協会は、前条第二号又は第三号に掲げるものが中央協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

（会費）

第七十二条　中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

（発起人）

第七十三条　中央協会を設立するには、五以上の都道府県技能検定協会が発起人となることを要する。

（設立の認可）

第七十四条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

（定款）

第七十五条　中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　主たる事務所の所在地

四　会員の資格に関する事項

五　会議に関する事項

六　役員に関する事項

七　会計に関する事項

八　会費に関する事項

九　事業年度

十　解散に関する事項

十一　定款の変更に関する事項

十二　公告の方法

2　定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）

第七十六条　中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2　中央協会に、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

（役員の任免及び任期）

第七十七条　役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2　前項の規定による役員の選任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　役員の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、二年以内において創立総会で定める期間とする。

（解散）

第七十八条　中央協会は、次の理由によつて解散する。

一　総会の議決

二　破産

三　設立の認可の取消し

2　前項第一号に掲げる理由による解散は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（清算人）

第七十九条　清算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任し、同項第三号に掲げる理由による解散の場合には労働大臣が選任する。

（財産の処分等）

第八十条　清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

2　前項の規定により清算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、中央協会と類似の技能検定の推進のための活動を行なう団体に帰属させるものとしなければならない。

3　前項に規定する団体がない場合には、当該残余財産は、国に帰属する。

（決算関係書類の提出）

第八十一条　中央協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を労働大臣に提出しなければならない。

（報告等）

第八十二条　労働大臣は、必要があると認めるときは、中央協会に対してその業務に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、中央協会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告等）

第八十三条　労働大臣は、中央協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認めるときは、中央協会に対して、これを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合には、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

一　業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二　設立の認可を取り消すこと。

（連絡）

第八十四条　中央協会は、その業務を行なうにあたつては、都道府県知事と密接に連絡するものとする。

（秘密保持義務）

第八十五条　中央協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（準用）

第八十六条　第三十四条の規定は中央協会の登記について、第三十七条、第五十条、第五十三条第二項から第四項まで及び第六項並びに第五十四条から第五十六条まで並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は中央協会の設立、管理及び運営について、同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は中央協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第三十七条第二項中「都道府県知事」とあるのは「労働大臣」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業訓練法（昭和四十四年法律第　号）第七十九条」と読み替えるものとする。

第二節　都道府県技能検定協会

（人格等）

第八十七条　都道府県技能検定協会（以下「都道府県協会」という。）は、法人とする。

2　都道府県協会でないものは、その名称中に都道府県名を冠した技能検定協会という文字を用いてはならない。

（数等）

第八十八条　都道府県協会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

（業務）

第八十九条　都道府県協会は、第六十四条第四項の規定による技能検定試験に関する業務を行なうほか、次の業務を行なうものとする。

一　技能検定に関する広報を行なうこと。

二　前号に掲げるもののほか、技能検定に関し必要な業務を行なうこと。

（会員の資格）

第九十条　都道府県協会の会員の資格を有するものは、認定職業訓練を行なう事業主等その他定款で定めるものとする。

（発起人）

第九十一条　都道府県協会を設立するには、その会員になろうとする五以上のものが発起人となることを要する。

（役員）

第九十二条　都道府県協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

2　都道府県協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

（都道府県等の援助）

第九十三条　都道府県及び雇用促進事業団は、公共職業訓練施設その他の適当な施設を都道府県協会に使用させる等の便益を提供するように努めなければならない。

（準用）

第九十四条　第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第八十五条の規定は都道府県協会の役員等の秘密保持義務について、第三十七条、第四十八条、第五十条、第五十三条第二項から第四項まで及び第六項、第五十四条から第五十六条まで、第七十二条、第七十四条、第七十五条、第七十七条並びに第八十一条から第八十三条まで並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第七十八条から第八十条まで並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条並びに第百三十八条の規定は都道府県協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第七十四条、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第七十八条第二項、第七十九条、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項並びに第八十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八十条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業訓練法（昭和四十四年法律第　号）第九十条ニ於テ準用スル同法第七十九条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七章　職業訓練審議会

（中央職業訓練審議会）

第九十五条　労働省に、中央職業訓練審議会を置く。

2　中央職業訓練審議会は、労働大臣の諮問に応じて、職業訓練基本計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3　中央職業訓練審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

4　委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、

労働大臣が任命する。

5　委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、それぞれ同数とする。

6　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行なうものとする。

8　中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

9　特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

10　特別委員は、議決に加わることができない。

11　委員及び特別委員は、非常勤とする。

12　中央職業訓練審議会に、職業訓練及び技能検定に関する専門的な事項を調査させるため、部会を置くことができる。

（労働省令への委任）

第九十六条　前条に定めるもののほか、中央職業訓練審議会に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（都道府県職業訓練審議会）

第九十七条　都道府県に、都道府県職業訓練審議会を置く。

2　都道府県職業訓練審議会は、都道府県知事の諮問に応じて、都道府県職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3　都道府県職業訓練審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第八章　雑則

（労働大臣の助言等）

第九十八条　労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対して、公共職業訓練施設の設置及び運営、事業主等の行なう職業訓練に関する援助その他職業訓練に関する事項について助言及び勧告をすることができる。

2　労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、雇用促進事業団に対して、公共職業訓練施設の運営その他職業訓練に関する事項について、報告を求め、及び必要な命令をすることができる。

（職業訓練施設の経費の負担）

第九十九条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が設置する専修職業訓練校及び身体障害者職業訓練校に要する経費の一部を負担する。

（手数料）

第百条　職業訓練指導員免許を受けようとする者、職業訓練指導員試験を受けようとする者、第六十二条第一項の技能検定を受けようとする者又は第二十八条第三項の免許証若しくは第六十五条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

（権限の委任）

第百一条　第六十四条第二項に定めるもののほか、この法律に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

（報告）

第百二条　労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、認定職業訓練を実施する事業主等に対して、その行なう認定職業訓練に関する事項について報告を求めることができる。

第九章　罰則

第百三条　第八十五条（第九十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百四条　第八十二条第一項（第九十四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により報告を命ぜられて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第百六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協会の発起人、役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一　第六十九条又は第八十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

二　第七十一条第二項の規定又は第九十四条において準用する第四十八条の規定に違反したとき。

三　第八十条第一項（第九十四条において準用する場合を含む。）の認可を受けないで財産を処分したとき。

四　第八十一条（第九十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五　第八十三条第一号（第九十四条において準用する場合を含む。）の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

六　第八十六条又は第九十四条において準用する第三十四条第一項の規定に違反したとき。

七　第八十六条又は第九十四条において準用する第五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

八　第八十六条又は第九十四条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

九　第八十六条又は第九十四条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十　第八十六条又は第九十四条において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一　事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第百七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした職業訓練法人、連合会又は中央会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　第三十三条又は第四十六条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

二　第三十四条第一項（第六十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三　第四十一条第二項（第六十一条において準用する場合を含む。）又は第四十一条第三項の認可を受けないで残余財産を処分したとき。

四　第四十三条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備えて置かないとき。

五　第四十三条又は第六十一条において準用する民法第六十七条第二項又は第八十二条第二項の規定による都道府県知事若しくは労働大臣又は裁判所の検査を妨げたとき。

六　第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

七　第四十三条又は第六十一条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八　第四十八条の規定に違反したとき。

九　第五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

十　第五十九条の規定に違反したとき。

十一　事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第百八条　第二十二条、第三十二条第二項、第四十四条第二項、第六十六条第二項、第六十七条第二項又は第八十七条第二項の規定に違反したもの（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、五千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律（以下「新法」という。）は、昭和四十四年十月一日から施行する。ただし、第六章の規定、第百三条から第百六条までの規定及び第百八条の規定（第六十七条第二項及び第八十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第八条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（法律の廃止）

第二条　職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）は、廃止する。

（技能照査に関する経過措置）

第三条　新法第十二条第一項の規定は、昭和四十五年四月一日以後に高等訓練課程の養成訓練を修了する者について適用する。

（公共職業訓練施設に関する経過措置）

第四条　附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（以下「旧法」という。）第五条から第八条までの規定による一般職業訓練所、総合職業訓練所、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練所は、それぞれ新法第十五条から第十八条までの規定による専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練校となるものとする。

2　新法第十九条第一項の規定により都道府県又は市町村が設置した高等職業訓練校は、新法第十六条第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、新法第十五条第一項第一号に掲げる業務を行なうことができる。

3　新法の施行の際現になされている旧法第八条第二項の規定による委託は、新法第十八条第二項の規定による委託とみなす。

（認定職業訓練に関する経過措置）

第五条　新法の施行の際現になされている旧法第十二条第一項の認可（市町村に係る認可を除く。）又は旧法第十五条第一項若しくは第十六条第一項の認定は、高等訓練課程の養成訓練に係る新法第二十四条第一項の認定とみなす。

（職業訓練指導員免許に関する経過措置）

第六条　旧法第二十二条第一項の免許を受けた者は、新法第二十八条第一項の免許を受けた者とみなす。

2　旧法第二十三条第一項又は第二項の規定による免許の取消しは、新法第二十九条第一項又は第二項の規定による免許の取消しとみなす。

（技能検定に関する経過措置）

第七条　新法の施行の際現に旧法第二十五条第一項の技能検定を受けている者に係る当該技能検定については、なお従前の例による。

2　旧法第二十五条第一項の技能検定（前項の規定に基づく技能検定を含む。）に合格した者は、新法第六十二条第一項の技能検定に合格した者とみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第八条　新法の公布の際現にその名称中に中央技能検定協会又は都道府県名を冠した技能検定協会という文字を用いているものについては、新法第六十七条第二項又は第八十七条第二項の規定は、新法の公布後六月間は、適用しない。

2　新法の施行の際現にその名称中に専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校、身体障害者職業訓練校、職業訓練法人、職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会という文字を用いているもの又は技能士という名称を用いている者については、新法第二十二条、第三十二条第二項、第四十四条第二項又は第六十六条第二項の規定は、新法の施行後六月間は、適用しない。

（職業訓練審議会に関する経過措置）

第九条　旧法第三十条又は第三十二条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会は、それぞれ新法第九十五条又は第九十七条の規定による中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会となるものとする。

（労働基準法の一部改正）

第十条　労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十条中「（昭和三十三年法律第百三十三号）第十五条第一項又は第十六条第一項」を「（昭和四十四年法律第　号）第二十四条第一項」に改める。

第八十九条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項

（職業安定法の一部改正）

第十一条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

第二十五条の三第二項第六号中「公共職業訓練を行う施設」を「公共職業訓練施設」に改める。

第二十六条第一項第二号を次のように改める。

二　公共職業訓練施設の行なう職業訓練

第二十六条第一項第三号中「公共職業訓練以外の訓練」を「訓練（前号に掲げるものを除く。）」に改める。

（失業保険法の一部改正）

第十二条　失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第三号中「（昭和三十三年法律第百三十三号）第二条第三項の公共職業訓練」を「（昭和四十四年法律第　号）第十四条の公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第九号を次のように改める。

九　専修職業訓練校及び身体障害者職業訓練校に要する経費

（労働省設置法の一部改正）

第十四条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号を次のように改める。

四十四　職業訓練法（昭和四十四年法律第　号）に基づいて、職業訓練基本計画及び職業訓練に関する基準を定めること。

第四条第四十五号中「市町村等」を「都道府県又は市町村」に改め、同条中第四十九号を第五十号とし、第四十八号を第四十九号とし、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八　職業訓練法に基づいて、職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会に対し、認可その他監督を行なうこと。

第十条の二第一号中「職業訓練計画」を「職業訓練基本計画」に改め、同条第二号中「公共職業訓練及び事業主その他のものの行なう職業訓練施設、事業主その他のものの行なう職業訓練」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会の監督に関すること。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十五条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「並びに学校

法人」を「、学校法人」に改め、「貿易研修センター」の下に「、職業訓練法人、職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会並びに中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会」を加える。

第七十三条の四第一項第三号中「（昭和三十三年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する職業訓練を行なうことを目的とするもの」を「（昭和四十四年法律第　号）第二十四条の規定による認定職業訓練を行なうことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの、職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二　中央技能検定協会又は都道府県技能検定協会が職業訓練法第六十九条又は第八十九条に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

（土地収用法の一部改正）

第十七条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「（昭和三十三年法律第百三十三号）による一般職業訓練所、総合職業訓練所、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練所」を「（昭和四十四年法律第　号）による公共職業訓練施設」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第十八条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号トを次のように改める。

ト　職業訓練法（昭和四十四年法律第　号）第十五条又は第十九条の規定により設置される専修職業訓練校、高等職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の施設

（最低賃金法の一部改正）

第十九条　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号を次のように改める。

三　職業訓練法（昭和四十四年法律第　号）第二十四条第一項の認定を受けて行なわれる養成訓練を受ける者

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第二十条　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に、「一般職業訓練所又は総合職業訓練所」を「専修職業訓練校又は高等職業訓練校」に改め、同条第二項中「一般職業訓練所」を「専修職業訓練校」に改める。

第十条の二第三項及び第十八条第一項第一号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第二十一条　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「一般職業訓練所」を「専修職業訓練校」に、「（昭和三十三年法律第百三十三号）第三十四条第一項」を「（昭和四十四年法律第　号）第九十九条」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第三号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

（雇用促進事業団法の一部改正）

第二十二条　雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「総合職業訓練所」を「高等職業訓練校」に、「事業内職業訓練」を「事業主その他のものの行なう職業訓練」に改め、同項第三号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改め、同条第四項中「職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十八条の規定による技能検定の試験又は公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二十三条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

職業訓練法人中央会職業訓練法人連合会	職業訓練法（昭和四十四年法律第　号）

別表第一第一号の表中地方団体関係団体職員共済組合の項の次に次のように加える。

中央技能検定協会	職業訓練法

別表第一第一号の表中土地区画整理組合の項の次に次のように加える。

都道府県技能検定協会	職業訓練法

（法人税法の一部改正）

第二十四条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

職業訓練法人中央会職業訓練法人連合会	職業訓練法（昭和四十四年法律第　号）

別表第二第一号の表中地方団体関係団体職員共済組合の項の次に次のように加える。

中央技能検定協会	職業訓練法

別表第二第一号の表中土地家屋調査士会の項の次に次のように加える。

都道府県技能検定協会	職業訓練法

（社会保険労務士法の一部改正）

第二十五条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「昭和三十三年法律第百三十三号」を「昭和四十四年法律第　号」に改める。

昭和四十四年四月二十四日印刷　昭和四十四年四月二十五日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局